

令和7年12月定例会

長和町議会会議録

令和7年12月4日 開会
令和7年12月23日 閉会

長和町議会

令和7年12月 議会関係日程表

令和7年12月4日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
12	1	月		9:30 第3回臨時議会 12:00 一般質問締切日
	2	火		9:30 議会運営委員会
	3	水		
	4	木	本 会 議	9:30 12月定例会開会（議案の上程）
	5	金	休 会	
	6	土	休 日	
	7	日	休 日	
	8	月	休 会	
	9	火	休 会	
	10	水	休 会	
	11	木	休 会	
	12	金	本 会 議	9:00 一般質問
	13	土	休 日	
	14	日	休 日	
	15	月	本 会 議	9:00 一般質問
	16	火	委 員 会	9:30 社会文教常任委員会
	17	水	委 員 会	9:30 総務経済常任委員会
	18	木	休 会	
	19	金	休 会	
	20	土	休 日	
	21	日	休 日	
	22	月	休 会	
	23	火	本 会 議	9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）

会期20日間

第 1 号

(1 2 月 4 日)

議 事 日 程

令和 7 年 1 2 月 4 日
午前 9 時 3 0 分 開会
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2 1 号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第 2 2 号 指定管理委託監査報告
- 日程第 5 報告第 2 3 号 株式会社長和町振興公社第 2 7 期決算について
- 日程第 6 報告第 2 4 号 株式会社長和町振興公社第 2 8 期事業計画について
- 日程第 7 報告第 2 5 号 長和町教育委員会の点検・評価報告
- 日程第 8 発委第 6 号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
(委員会提出)
- 日程第 9 議案第 7 6 号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 0 議案第 7 7 号 長和町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 1 議案第 7 8 号 長和町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 2 議案第 7 9 号 長和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 3 議案第 8 0 号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
(町長提出)
- 日程第 1 4 議案第 8 1 号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 5 議案第 8 2 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- (町長提出)
- 日程第16 議案第83号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第17 議案第84号 令和7年度長和町一般会計補正予算(第4号)について
(町長提出)
- 日程第18 議案第85号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算
(第2号)について
(町長提出)
- 日程第19 議案第86号 令和7年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
について
(町長提出)
- 日程第20 議案第87号 令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算(第2号)につい
て
(町長提出)
- 日程第21 議案第88号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)に
ついて
(町長提出)
- 日程第22 議案第89号 上田地域広域連合規約の変更について
(町長提出)
- 日程第23 陳情第 3号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の
引き上げを求める陳情書
- 日程第24 委員会付託について
- 散 会

令和7年長和町議会12月定例会（第1号）

令和7年12月4日 午前 9時30分開会

出席議員（10名）

1番	諫山三武	議員	2番	高田	傑	議員
3番	小川法樹	議員	4番	城内	たき子	議員
5番	阿部由紀子	議員	6番	龍野	一幸	議員
7番	荻野友一	議員	8番	佐藤	恵一	議員
9番	田福光規	議員	10番	原田	恵召	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	清水英利	君
総合政策課長	上野公一	君	住民生活課長兼会計管理者	米沢正	君
保健福祉課長	小林義明	君	産業建設課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	総務課長補佐	遠藤剛	君
代表監査委員	丸山輝夫	君			

議会事務局出席者

事務局長	長井真樹	君	議会事務局書記	若林美穂	君
------	------	---	---------	------	---

◎開会の宣告

○議長（原田恵召君） おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、令和7年12月長和町議会第4回定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（原田恵召君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において、2番、高田 傑議員、6番、龍野一幸議員の両議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（原田恵召君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、12月2日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議事事務局より報告いたします。

長井事務局長。

○事務局長（長井真樹君） それでは、私より、令和7年長和町議会第4回定例会の日程を申し上げます。

お手元の議案書2ページを御覧ください。

12月2日に開催されました議会運営委員会において、会期が決定いたしました。

本日、12月定例会の開会となります。

一般質問につきましては、12月12日、5名の議員からございます。12月15日、3名の議員からございます。なお、一般質問の両日とも、会議時刻を午前9時から予定しております。

12月16日、社会文教常任委員会を、12月17日、総務経済常任委員会をそれぞれ開催いたします。

12月23日、議会再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は20日間となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（原田恵召君） 報告が終わりました。

ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日12月4日から23日までの20日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日12月4日から23日までの20

日間と決定いたしました。

○議長（原田恵召君）　ここで、報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第21号から報告第25号までの報告5件、発委第6号　長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の委員会発委1件、議案第76号から議案第83号までの条例案8件、議案第84号から議案第88号までの補正予算案5件、議案第89号　上田地域広域連合規約の変更について1件、陳情第3号　診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書1件、合計21件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第3　報告第21号　例月出納検査結果報告

◎日程第4　報告第22号　指定管理委託監査報告

○議長（原田恵召君）　日程第3　報告第21号　例月出納検査結果報告及び日程第4　報告第22号　指定管理委託監査報告までを一括して代表監査委員から報告を求めます。

丸山代表監査委員。

○代表監査委員（丸山輝人君）　おはようございます。丸山輝人でございます。出身は、古町の立岩でございます。12月1日に開催されました長和町議会第3回臨時議会において代表監査委員として選任をされ、一昨日、羽田町長から選任発令書を頂きました。監査委員の責務につきましては大変重要であり、誠実かつ厳正に実施されなければならないと認識しております。与えられた任期の中で、町の代表監査委員として職務を全うすべき所存でございますので、関係者皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、例月出納検査結果の報告をさせていただきます。

議案書の6ページになりますけれども、よろしくお願いいたします。

報告第21号

令和7年12月4日

長和町長　羽田健一郎様

長和町議会議長　原田恵召様

長和町監査委員　丸山輝人

〃　龍野一幸

例月出納検査結果（令和7年度10月分）

例月出納検査結果、令和7年度10月分でございます。

令和7年11月25日、10月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、次のページ以降を御参照いただければと思います。

引き続きまして、指定管理委託監査の報告をさせていただきます。
議案書 13 ページになりますけれども、よろしくお願いいたします。
報告第 22 号

令和 7 年 1 月 24 日

長 和 町 長 羽 田 健 一 郎 様
長和町議会議長 原 田 恵 召 様

長和町監査委員 丸 山 輝 人
〃 龍 野 一 幸

指定管理委託監査報告

令和 7 年 1 月 30 日に地方自治法第 199 条第 7 項の規定により指定管理委託監査を実施いたしました。その結果について、地方自治法第 199 条第 9 項の規定により報告するものでございます。

監査結果及び検査意見を申し上げます。

指定管理業務については、年度協定等に基づき適切に管理をしているか、指定管理委託料・利用料金・管理経費は適切か、施設利用促進のため努力をされているかなどについて監査を行いました。

監査の結果、指摘事項はありましたが、おおむね適正に執行されていると認められました。詳細につきましては、次のページ以降を御参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（原田恵召君） 報告を終わります。

◎日程第 5 報告第 23 号 株式会社長和町振興公社第 27 期決算について

◎日程第 6 報告第 24 号 株式会社長和町振興公社第 28 期事業計画について

○議長（原田恵召君） 次に、日程第 5 報告第 23 号 株式会社長和町振興公社第 27 期決算について及び日程第 6 報告第 24 号 株式会社長和町振興公社第 28 期事業計画についての報告を求めます。

中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） おはようございます。

それでは、報告第 23 号 株式会社長和町振興公社第 27 期決算についてと、報告第 24 号 株式会社長和町振興公社第 28 期事業計画につきまして、地方自治法の規定により御報告させていただきます。

長和町振興公社第 27 期決算につきましては、議案書の 21 ページから、第 28 期事業計画につきましては、31 ページからとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、第 27 期決算の関係でございます。

議案書 22 ページをお願いいたします。

第27期総括的事業報告でございます。

最初に、経常利益でございますが、2施設合計で368万7,000円のプラスでございました。温泉別ですと、やすらぎの湯がプラス582万7,000円、ふれあいの湯がマイナス214万円でございます。

次に、売上でございますが、指定管理料を除いて、2施設合計1億2,364万4,000円で、前期比116.1%でございました。

温泉別ですと、やすらぎの湯が8,093万1,000円、前期比120.8%、ふれあいの湯が4,271万3,000円で、前期比108.2%でございました。

入館者数でございますが、2施設合計22万5,735人で、前期比112.8%となりました。

指定管理料を除いた売上は、前期より1,718万2,000円の増収となりましたが、主な要因といたしましては、4月より武石うつくしの湯が改修工事のため休館していることにより、美ヶ原を中心とした観光客の増加が挙げられます。また、天候等に恵まれ、人流が増加したことも要因となっていると思われまます。

第27期の決算の詳細につきましては、23ページ以降、貸借対照表、損益計算書に記載されていますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、第28期の事業計画について御説明させていただきます。

議案書31ページからになります。32ページをお願いいたします。

28期、29期の営業方針でございます。

28期に関しましては、さきの取締役会で承認いただいた年度決算を3月までとし、行政の会計年度に合わせてまいります。したがって、28期は2025年（令和7年）10月から2026年（令和8年）3月までとし、29期を2026年（令和8年）4月から2027年（令和9年）3月までといたします。

指定管理料の基準も4月から3月までのことから、行政への報告も3月末の決算と同じになり、より精度の高い決算報告になるかと思えます。

ページの下段でございますが、温泉2施設とも25年以上経過する中で老朽化している部分も増えています。修繕費、人件費、水道光熱費等、管理費が増えている状況ではありますが、自社努力でできることは解決し、なるべく町の負担にならないよう、指定管理料に頼りすぎない経営に取り組んでいかなければなりません。メリ張りのある経営を継続していきます。

以上、株式会社長和町振興公社第27期の決算報告及び第28期の事業計画に関する報告とさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 報告を終わります。

◎日程第7 報告第25号 長和町教育委員会の点検・評価報告

○議長（原田恵召君） 次に、日程第7 報告第25号 長和町教育委員会の点検・評価報告につ

いて、担当課長より報告を求めます。

笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告第25号 長和町教育委員会の点検・評価報告でございます。

議案書の33ページを御覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定によりまして、報告させていただくものでございます。

それでは、報告書の35ページを御覧ください。

まず、教育委員会の開催状況でございますけれども、定例教育委員会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時教育委員会を開催しております。

続きまして、36ページをお願いします。

教育委員会の会議内容です。教育委員会の開催期日、主な会議事項につきまして、37ページにかけて掲載のとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、4の点検・評価でございます。

（1）対象事業ですが、評価対象事業は、令和6年度主要施策の成果報告書（町政白書）に掲載された教育課関係の事業から主だったものを抜粋し、点検・評価の対象としています。

（2）評価の判断基準でありますけれども、評価に当たりましては、対象事業ごと各担当係において、表のとおり4段階で自己評価を行いました。

次に、38ページから40ページにかけて、学校教育係、文化財係、社会教育係について評価を掲載しております。

次に、41ページから49ページにかけて、評価した事業の成果及び今後の対策について掲載しております。内容につきましては、白書より抜粋し、要約したものになります。後ほど御覧いただきたいと思っております。

最後に、50ページから51ページにかけて、外部評価になります。点検評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてされており、今回資料に掲載の学識経験者2名の方に評価をいただきました。学校教育各施策、歴史文化遺産である黒耀石、中山道宿場等事業、生涯学習等社会教育事業に対して評価、課題、要望について幅広く意見を頂戴いたしました。こちらも後ほど御覧いただきたいと思っております。

この点検・評価の結果を基に、学識経験者の方の意見も踏まえまして、効果的な教育行政の一層の推進を図ってまいります。

なお、この点検・評価報告書はホームページに掲載し、公表いたします。

報告は以上となります。

○議長（原田恵召君） 報告を終わります。

◎日程第8 発委第6号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

(委員会提出)

○議長（原田恵召君） 次に、日程第8 発委第6号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

荻野議会運営委員長。

○議会運営委員長（荻野友一君） おはようございます。長和町議会運営委員長の荻野友一でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案書52ページを御覧ください。

長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに長和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

改正の内容であります。本年10月16日に長野県人事委員会より職員の給与等に関する報告及び勧告が出されました。

当町議会としましても、この長野県人事委員会の勧告を受け、議員の期末手当を0.05月分引き上げるものであります。また、併せまして議員の旅費に関する規定の一部を改正するものであります。

議案書53ページを御覧ください。

第1条は、本条例に規定されておりました旅費に関する規定の別表を削り、長和町職員の旅費に関する条例の例によるものとしたところであります。

期末手当につきましては、令和7年12月期の支給を遡及して改正するものであり、年間で0.05月分の引上げ改定とするため、現行の手当率が「100分の172.5」であるので、令和7年12月分の手当率は「100分の177.5」に改定となります。

第2条は、令和8年4月1日以降の手当率の改正となり、6月の支給分を現行の手当率「100分の172.5」を「100分の175」に、12月の支給分を第1条で改正した手当率「100分の177.5」を「100分の175」に改め、年間で0.05月分を引き上げるものであります。

施行期日につきましては、公布の日からとし、第1条は令和7年12月1日から適用し、第2条は令和8年4月1日施行となっております。

以上でございますが、御理解の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。発委第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認め、発委第6号は本日審議することに決定いたしました。

日程第8 発委第6号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより発委第6号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第76号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第10 議案第77号 長和町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第11 議案第78号 長和町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第12 議案第79号 長和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第13 議案第80号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

(町長提出)

◎日程第14 議案第81号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第15 議案第82号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第16 議案第83号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第17 議案第84号 令和7年度長和町一般会計補正予算(第4号)について

(町長提出)

◎日程第18 議案第85号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第19 議案第86号 令和7年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第20 議案第87号 令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第21 議案第88号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第22 議案第89号 上田地域広域連合規約の変更について

(町長提出)

○議長(原田恵召君) 次に、日程第9 議案第76号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第22 議案第89号 上田地域広域連合規約の変更についてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長の提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 皆さん、おはようございます。

師走に入り、何かと慌ただしい日々が続く中、本日ここに、議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、全員の御出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、去る1日に招集いたしました長和町議会議員一般選挙後の初議会におきまして、原田議長、田福副議長をはじめ、それぞれの組織が新たな議員により構成をされまして、議会の新体制がスタートをいたしました。与えられました任期4年間で町政の発展のため、町民の幸せのために、ともに頑張ってまいりましょう。

私も初議会の招集挨拶におきまして、先月13日に初登庁をし、6期目として新たなスタートを切った旨、御報告をいたしました。

町民の皆様誰もが「しあわせ感」を実感できるよう、4つの公約を掲げさせていただきました。幸せの実感は一人一人違うかもしれませんが、町民一人一人が幸せを感じ、住み慣れた地域で夢を持ち、誇りに満ちた暮らしができるよう、町政を進めてまいります。

何年経とうが私の長和町に対する思い、そこに住む人々への思いは尽きるものではありません。改めて初心に戻り、長和町を新たな段階に導くまちづくりを推進してまいる所存ですので、議員の皆様、町民の皆様の御理解、御協力、そして御支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本年を振り返りますと、町内外における経済情勢の変化や、依然として予断を許さない自然災害の脅威など、私たちを取り巻く環境は絶えず変化をしております。特に、エネルギー価格や物価高騰は、町民の皆様の生活や地域経済に引き続き重くのしかかっている状況です。

そして、国内の社会問題としますと、本年は、いわゆる2025年問題といわれております、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となり、国民の5人に1人が75歳以上という超高齢社会に本格的に突入をいたしました。

これにより、社会保障費の増大、医療・介護体制の維持が困難、労働力人口の減少といった課題が、これまで以上に深刻化しております。

長和町におきましても少子高齢化は極めて顕著であることから、これらの影響を避けて通ることはできず、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供していくためには、従来の枠組みを超えた対応が急務となっております。

こうした状況を踏まえ、町といたしましては、地域医療・介護連携の強化、高齢者の社会参加・健康寿命の延伸に向けた取組、生産年齢人口の減少に対応するためのDXの推進による業務効率化や地域産業の担い手確保対策など、多角的な視点で引き続き施策を推進してまいります。

さらに、人手不足が深刻化する建設業や物流業界における2024年問題といわれる働き方改革関連の影響も引き続き注視をしつつ、地域経済への痛手を最小限に抑えるよう努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても御理解、御協力をお願いを申し上げます。

それでは、今議会に提案させていただきました条例案8件、補正予算案5件、広域連合規約の変更案1件につきまして、順次概要を説明を申し上げます。

初めに、条例に関わる案件であります。議案第76号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今年の人事院勧告及び長野県人事委員会の給与勧告に伴いまして、改正をお願いするものであります。

次に、議案第77号 長和町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、物価の高騰やインバウンドの影響などから、宿泊料を現在の状況に即した料金に改正をお願いするものであります。

次に、議案第78号 長和町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきましては、気象庁が発表する気象情報が変更されたことに伴い、条例内の文言の修正をお願いするものであります。

次に、議案第79号 長和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法などの改正を受けまして改正をお願いするものであります。

次に、議案第80号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、令和8年度より実施することも誰でも支援制度に係る設備・運営基準に関する条例の制定をお願いするものであります。

次に、議案第81号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の改正等による内閣府令の一部改正に伴いまして、所要の改正をお願いするものであります。

次に、議案第82号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましても、児童福祉法の改正等による内閣府令の一部改正に伴いまして、所要の改正をお願いするものであります。

次に、議案第83号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、八十二銀行と長野銀行が合併をし、八十二長野銀行となることから、本条例において必要な改正をお願いするものであります。

続いて、補正予算について御説明をさせていただきます。

最初に、議案第84号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第4号）について御説明をさせていただきます。

一般会計補正予算の歳出の関係では、歳出全般に係る補正予算といたしまして、今回の補正では、人件費の関係で各項目において4月以降の人事異動、給与改定に伴う一般職及び会計年度任用職員の人件費に係る補正を関係する科目において計上をさせていただいております。

人件費を除く補正の主なものといたしましては、まず、総務費では、総務管理費におきまして、町の地域公共交通活性化協議会の経費、企画費では、令和8年度策定予定の町の長期総合計画策定作業の着手費用、徴税費では、確定申告用の基幹系パソコンの更新費用を、情報管理費では、各種システムの改修費用や国の基幹系システム基準化に伴う負担金の減額などを補正計上をさせていただきました。

続いて、民生費におきましては、障がい者福祉費、老人福祉費、児童福祉費などそれぞれで事業実績や補助事業の精算などによる補正を計上をさせていただきました。

次に、衛生費におきましては、健康づくり費では、保健センターのエレベーター修繕費などを、塵芥処理費では、生ごみ処理施設の培地購入費用を計上をさせていただきました。

次に、農林水産業費におきましては、農業費では、中山間直接支払い事業の補助金の精算など、林業費では、事業実績見込みに伴う補正をそれぞれ計上をさせていただきました。

次に、商工費におきましては、やすらぎの湯源泉管理費において、貯水槽の漏水修繕工事などの補正を計上をさせていただきました。

次に、土木費におきましては、土木維持費において本格的な降雪シーズンを控えた排雪関連経費の追加計上や、国の道路メンテナンス事業の増工などを伴う補正を計上をさせていただきました。

最後に、教育費におきましては、学校給食施設費において、長門小学校の給食室の改修などの補正を計上をさせていただきました。

以上が、歳出の補正予算の主なものとなります。

また、歳入の補正予算につきましては、歳出で計上させていただきました事業の財源に係る補正が主なものとなっておりますが、今回の補正予算に伴う一般財源への充当分として、財政調整基金を取り崩す補正予算も計上をさせていただきました。

以上、一般会計補正予算の額は、歳入歳出それぞれ4,195万1,000円の増で、歳入歳出予算の総額は、それぞれ62億6,882万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第85号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてから、議案第88号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についての主なものについて説明をさせていただきます。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険特別会計補正予算につきましては、それぞれ事業実績や実績見込みに応じた補正が主なものになっております。

観光施設事業特別会計におきましては、給与改定に伴う人件費の補正のほか、区画看板の更新に係る補正が主なものになっております。

その他、議案第89号 上田地域広域連合規約の変更についてであります。上田地域広域連合が計画する資源循環型施設建設に当たり、関係市町村に対して広域連合規約の変更について協議依頼がありましたことから、提案をさせていただくものであります。

以上、提案理由の概要を申し上げましたが、詳細につきましては審議の際、担当者より説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時9分です。10時19分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時19分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。議案第76号及び議案第77号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、議案第76号及び議案第77号は本日審議することと決

定いたしました。

日程第9 議案第76号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

議案書の57ページを御覧いただきたいと思います。

議案第76号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

改正条文は58ページから87ページまで、新旧対照表ですけれども88ページから146ページとなります。

本条例の改正につきましては、令和7年度人事院勧告及び長野県人事委員会の給与勧告に伴いまして改正をお願いするものであります。

施行期日につきましては、令和7年4月1日に遡及をさせていただき、適用いたします。

説明につきましては以上です。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第76号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 長和町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） それでは、続きまして議案書の147ページを御覧いただきたいと思っております。

議案第77号 長和町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

条文は148ページから149ページ、新旧対照表は150ページから153ページになってお

ります。

本条例の改正につきましては、物価価格の高騰ですとかインバウンドの影響などから宿泊料を現在の状況に即した料金に改正するものでございます。

条文の別表中、県内の宿泊料を「1万円」から「1万2,000円」に、県外の宿泊料を「1万2,000円」から「1万5,000円」に改正をし、県外の宿泊料につきましては、宿泊施設の繁忙期などにより規定の宿泊料を超えた場合、出張命令権者が承認した場合に限り、不足分を宿泊料に加算するものとしておりまして、その上限を「2万円」としております。

また、この改正案は、長和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に明記されております消防団をはじめ、各種委員会などに町が支払う場合においても適用となります。

施行期日につきましては、令和8年1月1日からとしております。

説明は以上です。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第77号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第78号 長和町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第16 議案第83号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） それでは、初めに議案書の154ページをお願いいたします。

議案第78号 長和町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文は155ページ、新旧対照表は156ページになります。

本条例の改正につきましては、気象庁が発表する気象情報に、かつては異常乾燥注意報があり、条例上も文言が残ってございましたけれども、頻繁に発生する事態に異常という表現はそぐわないといたしまして、乾燥注意報に変更されていることから改正をお願いするとともに、あわせて、今後、総務省消防庁で林野火災の恐れが高い乾燥時に、自治体が住民に対して火の取扱いに注意を促す林

野火災注意報が新設されるため、火入れの中止の要件といたしまして、林野火災に関する注意報が発表された場合を追加する改正をお願いするものでございます。

施行期日につきましては、令和8年1月1日からの施行となります。

次に、議案書の157ページをお願いいたします。

議案第79号 長和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文は158ページ、新旧対照表は159ページになります。

本条例改正につきましては、児童福祉法の一部改正に伴いまして、被措置児童等虐待について引用する法令箇所の変更及び放課後児童支援員の資格条件の中に地域限定保育士が新たに加わることなどの改正等によりまして、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

施行の期日につきましては、公布の日からとしております。

次に、議案書の160ページをお願いいたします。

議案第80号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議会の議決をお願いするものでございます。

条文は161ページから171ページになります。

本条例につきましては、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度として、こども誰でも通園制度が創設され、この4月1日から制度化となりまして、来年4月1日からは新たな給付事業として全ての市町村で実施することとされており、町でも実施準備を進めております。

児童福祉法第34条の16第1項におきまして、市町村は内閣府令で定める基準に従い、またはそれを参酌し、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めなければならないとされているため、新たにこの条例を制定をお願いするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとなります。

次に、議案書の172ページをお願いいたします。

議案第81号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文は173ページから175ページ、新旧対照表は176ページから183ページになります。

本条例の改正につきましては、地域限定保育士制度の一般制度化に伴う改正及び乳幼児の健康診査を保育所等の健康診断とすることができるとした改正等によりまして、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をお願いするものとなります。

施行期日につきましては、公布の日からとなります。

次に、議案書の184ページをお願いいたします。

議案第82号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文は185、186ページ、新旧対照表は187ページから191ページになります。

本条例の改正につきましては、保育内容支援に関わる連携施設の見直し及び代替保育に関わる連携施設の見直し等により、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴いまして、所要の改正をお願いするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとなります。

最後に、議案書の192ページをお願いいたします。

議案第83号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文は193ページ、新旧対照表は194ページになります。

本条例の改正につきましては、八十二銀行と長野銀行が令和8年1月1日に合併をいたしまして、八十二長野銀行となることから、本条例において銀行名を使用した条文について必要な改正をお願いするものでございます。

施行期日につきましては、令和8年1月1日からの施行とさせていただきます。

以上、議案第78号から第83号までの概要説明とさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

なお、今定例会に上程された議案のうち、議案第78号から議案第89号までと陳情第3号は、委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑については担当の委員会へ委ねていただき、この場では総括的、大綱的なものについてのみ質疑をお願いいたします。

議案第78号から議案第83号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第17 議案第84号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、議案書195ページからの議案第84号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第4号）について、概要を説明させていただきます。

議案書の196ページをお願いいたします。

最初に、第1条の関係ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,195万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億6,882万2,000円とするもので

ございます。

次に、200ページの第2表債務負担行為補正の関係につきましては、令和8年度策定予定の町の長期総合計画の策定に伴うもの、201ページの第3表地方債補正につきましては、過疎対策事業分といたしまして障がい者等福祉施設整備事業、滝ノ沢水道整備事業、道路・橋梁メンテナンス事業に410万円、緊急自然災害防止対策事業債分としては町道2路線の修繕工事の積算施工監理分として50万円を新たに充当するものです。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

205ページからになります。

歳入につきましては、この後、歳出で説明いたします事業の財源に係る補正が主なものとなっておりますので、詳細は省略させていただきます。

なお、207ページ、款18 繰入金にありますように、今回の補正予算に伴う一般財源への充当分として、目2 財政調整基金繰入金では1,843万9,000円を計上させていただいております。

次に、歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

209ページをお願いいたします。

款1 議会費の補正額は236万7,000円の増になります。目1 議会費もそうなのですが、今回の補正では、人件費の関係で各項目において4月以降の人事異動、給与改定に伴う人件費の補正を計上させていただいております。以降の人件費部分の説明は省略させていただきますが、詳細につきましては、233ページから235ページの附属資料を御覧いただきたいと思います。

続いて、款2 総務費の補正額は353万円の減になります。まず、目1 一般管理費の関係ですが、210ページに移りまして、地方創生事業の公共交通事業で町の地域公共交通活性化協議会の委員が確定したため報酬と旅費の計上を、目4 財産管理費では、長久保支所の電気・ガス等管理経費の増を、211ページのみ5 企画費では、令和8年度策定予定の町の長期総合計画の策定作業着手に伴い委員報酬や策定支援業務委託料を、コミュニティ助成事業や町民手づくり事業については事業費の確定による減額を、委託型地域おこし協力隊事業では、令和8年1月から雇用形態が委託型に移行する協力隊員がおりますので給料費や活動費を委託費や補助金へ組み替える補正を、212ページ、目2 賦課徴収費では、賦課徴収経費で確定申告で使用する基幹系パソコン5台分の更新費用を、213ページのみ1 情報管理費では、ガバメントクラウドの接続使用料が確定したことによる不足額見込みや国の基幹系システム標準化対応の繰述べに伴う今年度分の基幹系システムの共同化負担金の減額などを、214ページに移りまして、目1 ケーブルテレビ施設運営費では、ケーブルテレビ放送事業で有料チャンネル加入者の実績見込みの増などを計上してございません。

214ページ下段からの款3 民生費の補正額は1,966万6,000円の増になります。目1 社会福祉総務費では、215ページの価格高騰特別対策支援金事業費で、住民税非課税世帯や

子供に対して支給された県の支援金の実績による減額を、215ページ下段から218ページにわたっての目2 障がい福祉費、目3 老人福祉費、目4 在宅福祉費、目5 国民年金事務費については、実績見込みなどに伴う補正を計上させていただいております。

219ページの項2 社会福祉施設費につきましては、福祉企業センターの縦の木福祉会移管に伴う新たな障がい者福祉施設整備事業の実績見込みに伴う補正を、目1 児童福祉総務費では、児童手当の実績に伴う国庫返還金の増を計上してございます。220ページに移りまして、目2 児童運営費では、児童手当の支給実績見込みの増や保育園の給食材料費の値上がりに伴う増額見込みを計上しました。221ページのみ4 子育て支援費、目2 隣保館費につきましては人件費の補正のみでございます。

221ページ下段からの款4 衛生費の補正につきましては303万2,000円の増になります。222ページに移りまして、目2 健康づくり費につきましては保健総務一般経費で依田窪病院分の交付税の増に伴う上田市への配分金や、施設管理事業費では保健センターのエレベーターの修繕費などの補正を、223ページをお願いいたします。目1 塵芥処理費は生ごみ処理施設の増地購入費用を、224ページ、目1 上水道施設費では滝ノ沢水道改良工事の増工に伴う上水道特別会計への繰出金の増による補正を計上させていただいております。

その下、款5 農林水産業費の補正額は1,015万3,000円の減になります。目3 農業振興費では、中山間直接支払交付事業の交付対象面積の確定による減、225ページの地域おこし協力隊活動費（農業費）につきましては、環境に優しい農業ミッションの協力隊員の活動費の組替えを、目6 地場産業費では和田宿ステーションのトイレ部分の電気料・下水道料金の支払い見込みの増になります。

226ページからの款6 商工費の補正額は209万5,000円の減になります。おめくりいただいた227ページ、目3 観光費の地域おこし協力隊活動費（観光費分）については、企画費のほうで説明した委託型に移行する協力隊員の活動費の組替えを、目6 やすらぎの湯源泉管理費については、源泉の貯水槽の漏水修理費を計上してございます。

228ページをお願いいたします。

款7 土木費の補正額は1,806万2,000円の増になります。目2 土木維持費関係では、除排雪関連経費におきまして前年度の除雪の状況を勘案して除雪機の機械修繕費、除雪用重機使用料、凍結防止剤購入等に係る経費を、国の補助事業であります道路メンテナンス事業では町道の橋梁保全工事の積算施工管理費や点検費を、橋梁保全工事3橋の増工に伴う不足の需用額を増額しております。

229ページをお願いいたします。

款9 教育費の補正額は1,460万2,000円の増になります。230ページからの目3 学校給食施設費の関係では、長門小学校給食室の衛生改善のための費用を、231ページのみ2 公民館費では、古町コミュニティセンターの音響設備修繕や和田コミュニティーセンターの天井漏

水の調査の費用を、232ページの目7 中山道長久保宿・和田宿保存整備費につきましては、長久保宿本陣の敷地境界測量の費用を、目2 体育施設費では、依田窪プールのスライダー修正に伴う負担金の増などを計上させていただきました。

以上、令和7年度長和町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第18 議案第85号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について及び日程第19 議案第86号 令和7年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを一括して議題とします。

担当課長の概要説明を求めます。

米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） それでは、御説明を申し上げます。

議案書の236ページを御覧ください。

議案第85号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

237ページを御覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,891万4,000円とするものでございます。

補正の内容について御説明をさせていただきます。

243ページを御覧ください。

歳入につきまして、款5 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業分につきまして、国からの交付金として4万3,000円の増額をお願いするものでございます。

款10 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金でございますが、節1 一般会計繰入金につきましては、職員1名分につきまして給与改正に伴い17万6,000円の増額、節2 保険基盤安定繰入金から節4 産前産後保険料繰入金につきましては、実績及び今後の見込みにより合わせて50万1,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、244ページを御覧ください。

歳出の関係でございますが、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、一般職員1名分につきまして給与改正に伴う17万6,000円の増額でございます。節18 負担金補助及び交付金・子育て世帯支援事業補助金につきましては、実績が確定したことに伴いまして

27万1,000円の減額。

款3 国民健康保険事業納付金、項1 医療給付費分から項3 介護納付金につきましては、歳入の補正による財源内訳の変更でございます。

款10 予備費につきましては、このたびの歳入歳出の補正に伴いまして予備費を18万7,000円減額のお願いをするものでございます。

国民健康保険特別会計の補正につきましては以上となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

議案書の251ページを御覧ください。

議案第86号 令和7年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

252ページを御覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ866万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,055万5,000円とするものでございます。

258ページを御覧ください。

歳入につきまして、款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料につきましては、実績見込み分として472万円の増額、目2 普通徴収保険料につきましても、実績見込み分といたしまして484万4,000円の増額、滞納繰越分につきましては実績により16万円の増額。

款4 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金につきましては、使用料及び賃借料について21万6,000円の減額、目2 保険基盤安定繰入金につきましては、負担金の確定に伴いまして84万8,000円の減額について、それぞれお願いするものでございます。

259ページを御覧ください。

歳出につきまして、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費におきまして、使用料及び賃借料について自動連携サーバ使用料を21万6,000円の減額。

款2項1目1 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、実績見込みに伴い特別徴収保険料471万9,000円の増額、普通徴収保険料500万5,000円の増額、保険基盤安定負担金につきましては実績の確定に伴い84万8,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

説明は以上となりますが、よろしくお願いたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第20 議案第87号 令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）につ

いてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 議案書261ページをお願いいたします。

議案第87号 令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、既定の歳入歳出にそれぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億1,788万3,000円とするものでございます。

267ページの歳入につきましては、一般会計繰入金としまして、人事異動等により介護保険担当職員に係る人件費分39万6,000円の増額補正をするものでございます。

268ページからの歳出につきまして、項1 総務管理費の職員人件費は人事異動等に伴い39万6,000円の増額、一般管理費としまして消耗品の減額、また、郵送料及び県・市町村・介護事業者との事務連携を図るための介護保険台帳システムを導入するため23万2,000円を増額補正するものでございます。

項3 一般介護予防事業、おめくりをいただきまして、項4 包括的支援事業・任意事業につきましては、給与改定などによる人件費の増額となっており、調整のため予備費を減額補正させていただいております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第21 議案第88号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） それでは、議案第88号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

議案書は274ページからになりますが、275ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出の補正でございますが、歳入歳出の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,708万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書280ページをお願いいたします。

歳出の関係でございますが、款1項1目1 一般管理費でございます。人事院勧告等による給与改定に伴う職員給料、手当等の増額でございます。

続きまして、款1項1目3 学者村別荘地管理費及び目4 美し松別荘地管理費でございますが、

別荘地区画表示板を新たに更新いたしますので、その経費を増額補正させていただくものでございます。

そのほか、需用費につきましては、精算見込みによる増額となっております。

議案書 281 ページをお願いいたします。

款 3 項 1 目 1 予備費でございますが、歳出において増額補正した分を予備費で減額するものでございます。

なお、歳入において補正はございません。

説明は以上となりますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑はございます。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第 22 議案第 89 号 上田地域広域連合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、議案書の 285 ページを御覧ください。

議案第 89 号 上田地域広域連合規約の変更について、議会の議決をお願いするものでございます。

改正文は 286 ページ、新旧対照表は 287 ページとなります。

現在、上田地域広域連合が計画する資源循環型施設につきましては、清浄園敷地を建設地として決定し、現在は、施設建設及び管理運営事業者の選定の手続に着手しております。

今後、建設に向けて予算化を進めるに当たり、広域連合規約において、関係市町村の負担金の負担割合を新たに定める必要がございます。このため、上田地域広域連合から関係各市町村に対しまして、広域連合規約の変更について、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項本文の規定に基づく協議依頼がありましたことから提案をさせていただくものでございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結いたします。

◎日程第 23 陳情第 3 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 10% 以上の引き上げを求める陳情書

○議長（原田恵召君） 次に、日程第 23 陳情第 3 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービ

ス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書を上程いたします。

本陳情は委員会付託を予定しており、後日、趣旨説明会を予定しておりますので、よろしくお願
いいたします。

◎日程第24 委員会付託について

○議長（原田恵召君） 次に、日程第24 委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました議案第78号から議案第83号までの条例案6件、議案第84号から
議案第88号までの令和7年度補正予算案5件、議案第89号 上田地域広域連合規約の変更につ
いての1件、陳情第3号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げ
を求める陳情書の1件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託したいと
存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、委員会付託表のとおり各委員会へ付託することに決定い
たしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、12月12日及び15日に一般質問を予定しておりますが、両日の会議時刻を午前9時か
らといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、12月12日及び15日の一般質問につきましては、午
前9時から開議といたします。

◎散会の宣告

○議長（原田恵召君） 以上をもちまして、本日予定していた会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午前11時00分

第 2 号

(1 2 月 1 2 日)

議 事 日 程

令和 7 年 1 2 月 1 2 日
午前 9 時 0 0 分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一般質問
散 会

令和7年長和町議会12月定例会（第2号）

令和7年12月12日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	諫山三武	議員	2番	高田	傑	議員
3番	小川法樹	議員	4番	城内	たき子	議員
5番	阿部由紀子	議員	6番	龍野	一幸	議員
7番	荻野友一	議員	8番	佐藤	恵一	議員
9番	田福光規	議員	10番	原田	恵召	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	清水英利	君
総合政策課長	上野公一	君	住民生活課長兼会計管理者	米沢正	君
保健福祉課長	小林義明	君	ふるさと納税特別任務室長	藤田健司	君
産業建設課長	中原良雄	君	教育課長	笹井佳彦	君

議会事務局出席者

事務局長	長井真樹	君	議会事務局書記	若林美穂	君
------	------	---	---------	------	---

◎開議の宣告

- 議長（原田恵召君） 御苦労さまです。
長和町議会第4回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（原田恵召君） 日程第1 一般質問を行います。
くじ引きの順により、本日5名の一般質問を行います。
9番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福議員。

- 9番（田福光規君） おはようございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。
本日、私は、先日行われました長和町町議選において、私が町民の皆さんにお訴えした田福光規4つの提案の中から、第1に上下水道料金25%引上げ見直し・再検討について、第2に移住定住の促進、空き家バンクの取組について、以上の2つについて一般質問を行います。

第1の質問です。上下水道料金25%引上げの見直し・再検討についてであります。

1957年に公布された水道法は、第1条で「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」と定めており、水道水は清浄・豊富・低廉とうたっています。清浄とは、衛生的で飲めるということ。豊富とは、たくさん供給されるということ。そして低廉とは、水道水は安くなければいけないということであります。

水道の大切さは、水道法だけでなく憲法でも定められています。憲法第25条は、第1項に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」という生存権条項があり、第2項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、公衆衛生を改善する国の責任を定めています。この憲法の要請に基づいて、水道法第2条は、国、自治体は、「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないもの……であることにかんがみ、水道及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持……に関し必要な施策を講じなければならない」と定めています。そして、水道法の第2条の2は、1項で、「国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない」と定めています。このように自治体や水道事業者に対して国の責任が表現されていますが、私は残念ながら水道事業の現実、その国の責任が果たせていないように思っています。

当町の現実の問題に戻りますが、今年9月議会に私が行った一般質問では、来年の4月1日より上下水道料金ともに平均約25%引き上げる予定であるとの答弁でした。2人世帯の方で25%の値上げになると幾らになるか。訪問したお宅でお話すると、月約1万円とのこと。そうすると月2,500円の値上げ、年間で3万円もの値上げとなってしまいます。とても先ほどの水道水は低廉でなければならないとは言えない水道料金となってきてしまいます。

私は、この上下水道料金の25%の値上げについて、選挙戦に向けて実施した町民アンケートで町民の皆さんの御意見をお聞きました。結果は賛成0%、諸物価高騰のさなか、反対が41%、値上げ幅が大き過ぎる37%、まず説明してほしい21%という結果でした。ほとんどの町民の皆さんが諸物価高騰のさなかに、一気に25%引上げに驚き、反対しておられます。9月の一般質問でも申し上げましたが、再度、上下水道料金25%引上げの見直し、再検討を要望いたします。

この30年は失われた30年と呼ばれ、賃金も年金も上がらず、国民は苦しい生活を余儀なくされてきました。それに加えて、昨今の異常な物価高騰です。今後、町民の収入が上がる保証が全くない中で、今回の値上げのシミュレーションは独立採算を基調とした上下水道の財務計画で、町民の使用料値上げを中心とした計画になっています。使用料など町民に負担を求めることにも限界があります。私は、当町の上下水道事業は大変厳しい状況であることも認識しておりますが、上下水道事業問題は全国の地方自治体が同様に抱えている問題であり、地方財政だけでは対応し切れない状況に直面しています。この問題の解決のためには、当町の独自課題として、すなわち町民への料金値上げだけで対応するのではなく、一般会計からの対応、町民の負担の在り方等を検討するとともに、長野県や国に対して働きかけ、財政支援が必要だと思えます。

まず、町としての対応ですが、値上げ分の総額は上水道で約3,000万円、下水道で約2,000万円ということですが、値上げ分の総額、あるいはその半額でも一般会計で繰り入れ、町民の負担を少なくすることが必要だと考えます。9月議会での私の質問に対して、「一般会計からの繰入金額を増やすとなると、一般会計で実施している事業及び町民の皆さんへのサービスの低下も危惧されるため、慎重に検討しなければならないと考えます。」との答弁でしたが、慎重に検討された結果についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。

田福議員からの御質問でございますが、水道法にあります清浄・豊富・低廉については、十分理解した上で事業運営をしておるところでございます。

衛生的、豊富な水量を確保するためには、当然経費も必要となります。安くなくてはならないということについても、平成17年の合併以降、令和元年まで値上げは先送りをする努力をしてまいりました。

現在、長和町の水道料金でございますが、近隣他市町村に比べますと、口径また使用量により一概に比較はできませんが、他の近隣市町村よりも安い料金設定となっております。しかし、昨今の

物価高騰による支出の増は、とても深刻な問題でありまして、今のままでは施設の老朽化対策が進まない状況になってございます。

全国的に見ましても、各所で老朽化した施設の破損による事故が発生をしており、当町も他人ごとではございません。県内においても水道料金の改定、値上げを検討している市町村が見受けられるようになってきております。値上げ分の総額、あるいはその半額でも、一般会計より繰入れをしてはとのことではございますが、町の財政も非常に厳しい中、さらに一般会計から繰入金額を増やすことについては、現在のところ考えておりません。

一方で、国は水道事業の広域化に係る各種支援策を打ち出しております。町も近隣市町村と事業の共同化、また広域化について検討を始めているところでございます。

今後も国の水道事業に関わる支援策をさらに検討し、有効活用を図るとともに、経費削減の技術提案についても検討を進めているところでございます。その上で、県や国に対して財政支援の必要性の要望も積極的に行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 先ほど申しました町民アンケートでも、5分の1の方が、突然のことでよく分からない、まずはきちんと説明すべきだとの意見を寄せられています。これらの御意見を踏まえて、25%の値上げを考えている当町の上下水道事業の現状と課題、そして老朽化を迎えている上下水道の配管の更新・耐震化など、今後の方向について町民の皆さんの理解を深め、御意見を聞くために、予算編成前に町民向けの上下水道事業懇談・説明会を開催することが必要だと思いますが、町の考えをお聞きします。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 料金の改定につきましては、町民の皆様にも御理解をいただいた上で改定しなければならないと認識しております。料金改定に当たりましては、町議会議員、住民及び企業の代表者、また学識経験者の方で構成された上下水道事業審議会において議論をいただき、答申をいただいたものでございます。議論の中で、当然、値上げ幅が大きいとの御意見もございましたが、最終的に答申をまとめていただいたものでございます。

先日は、議員の皆様には料金改定の説明会を開催させていただき、様々な御意見をいただきました。今後、料金改定の条例案も提出させていただく予定でございます。その後、町広報やホームページ等で町民の皆様にも周知を図らせていただく予定でございます。その過程で、料金改定の町民説明会を開催するかどうかは検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 9月議会の総務経済常任委員会では、12月議会に上下水道料金の値上げ条例案を提出するとの答弁でしたが、今議会には提出されていません。今後の上下水道料金の値上げに関する予定についてお聞きしたいと思います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 料金改定の条例案につきましては、3月議会への上程を考えてございます。条例案が可決されましたら、4か月の周知期間を経て、来年度中の料金改定を考えてございます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 当面していますのは、来年度からの25%引上げの問題であります。長期計画の視点から問題を取り上げてみたいと思います。

昨年6月、上田市の上下水道審議会が、2025年度以降の上下水道料金の値上げを審議したことが新聞報道されました。市側は、国が昨年示した基準に沿い、施設の維持更新や再構築に必要な資産維持費を計画的に捻出できるよう料金設定をしたいと提案。仮に基準を2021年から2024年度の会計に当てはめた場合、現行よりも大幅に料金を上げる必要があるとの試算も示しました。国の基準は、施設の維持・更新など計画的に進める原資として、資産維持費を毎年内部留保するように求め、資産維持・更新が必要な固定資産の金額の3%を標準と例示。市は基準に従うと、市の上水道は年に8億1,000万円、下水道は年に22億1,500万円の資産維持費が必要としました。これを2021年から2024年度に当てはめると、現行料金では資産維持費を捻出できず、上水道は今の1.4倍余、下水道は1.5倍余の料金が必要と試算。激変緩和のため、資産維持費を固定資産の1から2%台に抑えることも選択肢としたとの報道でした。そして、昨年8月、同審議会が、2025年度からの4年間の上水道料金を18.5%、下水道料金を11.7%、それぞれ引き上げることが適当との答申をまとめたとのことが報道されました。

当町の話に戻りますが、昨年9月の質問で、「標準とされている維持更新が必要な固定資産の金額の3%の金額とは、当町の場合幾らになりますか」との質問に、「上水道事業では、標準とされる資産維持費の3%の金額は、今後5年間で4億3,600万円で、年間8,720万円」との答弁でした。「当町の現在の資産維持費留保金額は」との質問に、「資産維持費としての留保金額はございません」との答弁でした。そして「昨年度、アセットマネジメント策定事業を行い、上水道事業の今後の見通しを検証したとのことですが、その結果は」との質問に、「上水道事業におけるアセットマネジメント策定事業は、人口減少に伴う厳しい財政状況が見込まれる中、中長期的な視点での資産管理の方向性を示し、具体的な事業計画及び料金検討を進めるために実施いたしました。財政状況は、今後の建設改良等に関する方向性と、長期の財政収支見込みの把握等について、複数ケースで検討いたしました。その結果、現行料金では、近い将来、赤字経営が継続的に続くことが予想されるため、料金収入を現状の25%増収する必要性が示されました」との答弁でした。

上水道事業におけるアセットマネジメント策定事業は、複数ケースの料金値上げシミュレーションを行い、一番値上げ幅を抑えたシミュレーションを採用したとのことですが、その水道の令和40年度までのシミュレーションでは、35年間、5年ごとに15から25%の値上げを続けていき、35年後には、現行の455%、4.55倍になるという試算になっていました。現在の水道料金は、2人世帯の方で月約1万円とのことですので、35年後には月4万5,500円もの料金にな

ってしまいます。水道法の水道水は低廉でなければならないとは、程遠い金額になってしまいます。

これほどの金額を町民の皆さんが払えるでしょうか。当町は他の町村に比べても、住民税の非課税世帯など、低所得の方がたくさん生活されています。水道水を払えない世帯が多数生まれる事態が想定されます。町民への財政負担だけの上下水道事業計画は、事業破綻の道だと思います。

9月議会で町長は、「当町に限らず、全国的に上下水道事業に係る状況を見ますと、それぞれの単独自治体での運営、また利用者への負担増には限界があると思うところがございます。国、県からの財政支援はもとより、現在、広域化、資材の共同調達等の検討も始めておりますので、近隣市町村とも連携し、他圏域の動向も注視していきたいと考えております。また、国、県への要望、提案についても積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。」との答弁でした。

再々度となりますが、上下水道料金25%引上げの見直し、再検討について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 上下水道審議会の答申の中で、「水道料金については、水道法及び関係法令で規定されている総括原価方式に基づく料金算定を行い、本来理想とされる料金値上げ率、これは御質問にあります資産維持費3%のことでございますが、料金値上げ率約6.7%必要であることを把握した。しかし、この結果は利用者の生活や企業活動に大きな負担増となることが懸念される。そのため、今回の検討に際して、国土交通省が策定を推奨しているアセットマネジメント計画に基づいたシミュレーション結果として、事務局より25%の値上げ、資産維持率1%が提案された。この結果は、将来に向けた施設健全性確保や不安定な経営状況の改善、利用者負担の各方面に配慮されたものであり、今回の改定における25%値上げの選択は妥当であると考えて。」と示されたものでございます。

また、下水道使用料の改定につきましては、「適正な使用料の基準として、経費回収率、これは賄うべき経費に対する使用料収入の割合のことでございますけれども、経費回収率を基準とすることが一般的である。100%以上が目標とされている中、長和町においては100%を大きく下回っており、今後も数値が減少することが予想される。下水道事業会計においては、令和7年2月に総務省が策定・改定を推進する経営戦略改訂版を策定し、経費回収率を100%以上とするためには、改定率約7.4%の大幅な使用料値上げが必要であることが試算されている。大幅な使用料改定による急激な値上げは、利用者の生活や企業活動に大きな負担となるため、将来的な経費回収率の改善を視野に入れつつ、今回の下水道使用料改定については、事務局からの提案を受けた約25%の使用料値上げを実施し、現状の経費回収率維持に努めることが望ましい」とされたものでございます。

町といたしましては、上下水道審議会の答申に沿った形で料金改定を考えており、一律25%の値上げの料金改定は、町民の皆様の負担増になるわけではございますが、料金改定をしても使用量

が少ない場合は、近隣町村とほぼ同額の料金設定となっております。

また、現在、国より物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業の募集が始まっておりますので、臨時交付金を活用し、一時的ではありますが負担の軽減に努めてまいりたいと検討しているところでございます。

また、資材の共同調達、広域化、併せて国・県への要望、提案についても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 上下水道料金の25%引上げの再検討を再々度お願いしましたが、残念ながら予定どおり引き上げるとの答弁でありました。そうなれば、再度、要望しますが、上下水道事業の懇談・説明会の開催を要望したいと思います。上下水道問題は、全国の地方自治体の問題ですが、特に、我が長和町のように、給水人口が少なく、しかも年々人口減少している自治体での困難さは深刻になっています。この問題に対応していくためには、町民の皆さんの理解を深め、御意見を聞くことが不可欠だと思います。そのために町民向けの上下水道事業懇談・説明会を開催することが必要だと思いますが、町の考えを再度お聞きしたいと思います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほども担当課長より答弁をさせていただいたとおり、町といたしましては、上下水道事業審議会の答申に沿った形で料金改定を考えており、議員の皆様への説明会を開催させていただきました。料金改定に当たりましては、条例を提出させていただき、条例案が認められたら、町民の皆様への周知を図ってまいりたいというふうに考えております。その過程で、必要があれば、町民の皆様への説明会の開催を検討してまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 懇談会の開催も条例案が通ってからという話でありますけど、3月に値上げの条例案が提出される予定でありますので、それに向けて、再度見直しについて働きかけを行っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

2つ目の大きな質問に移ります。移住定住の促進、空き家バンクの取組についてであります。

長和町は今年で合併してちょうど20年になります。合併当時の人口は7,500人、現在の人口は5,400人、1年に100人ずつ人口減少が起こっています。人口減少は国全体の問題ですので、我が町だけ増やすわけにはいきませんが、減少をもっと緩やかにする取組が求められています。

さらに深刻なことは、子供さんの出生数が深刻な事態を迎えていることです。令和4年度が51人、令和5年度は31人でしたが、令和6年度は何と9名に激減してしまいました。令和7年の予定数は15名と少し盛り返しているようでございますが、このままでは町の子供がいなくなってしまうという深刻な事態であります。人口減少対策、子育て世帯の新たな受入れを、当町の当面の最

重要課題として全力で取り組むことが求められていると思います。

私は、移住定住の促進、空き家バンクの取組について、2023年の6月議会、2024年の3月議会、同6月議会、2025年の6月議会の計4回、一般質問を行ってまいりました。また、10月に行われた長和町町議選でも私の公約として取り上げてきましたので、その内容に沿って質問を行ってまいります。

移住定住の促進のためには、第1に働く場所の確保、第2に移住定住の受け皿の確保、第3に町の魅力を町外に発信して、行ってみたい、住んでみたいという人を増やすこと、以上の3つの課題に取り組むことが必要だと思えます。

第1の課題です。働く場所の確保について質問いたします。

9月議会で、現在町が企業誘致の話を進めているという報告がありましたが、企業誘致の現状について町長にお聞きします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 移住定住の促進に関する御質問でございます。

町の大きな課題となっております人口減少問題に対する対策におきまして、移住定住の促進は重要な施策の一つとなっておりますということは認識をしておるところでございます。

移住定住関連の施策といたしましては、まず、子育て世代を呼び込むために、子育て支援に対する取組として、今までも何回か説明をしてまいりましたけれども、18歳までの医療費無料化、子育て応援寄附金の支給、小中学校給食費・保育園副食費の無償化、そして高等学校通学費等補助、町営住宅家賃の低減等の施策を実施してまいりました。

これに加え、移住希望者の住まいの確保対策として、空き家活用と移住定住施策とを結びつける空き家バンク制度を活用した移住定住施策も、人口減少問題対策の施策として大変重要な施策となっております。

これらに対応する、人口減少に対応した組織づくりを推進していくために、昨年10月の町の機構改革に合わせて、総合政策課内に移住定住係を設置いたしました。移住定住係につきましては、機構改革前は別々の係で行っていた空き家対策及び空き家バンクに関わる施策のほか、婚活関係や移住定住に関わる支援金に関わる業務を1つの係で実施をいたしまして、移住定住施策を推し進めていこうというものでございます。

議員御質問の町の企業誘致の現状につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 企業誘致の現状についての御質問でございます。

公約にあります「NAGAWA NEXT VISION VI」、産業の耀く潤いのまちづくりにあります、地域未来投資促進法に基づきました企業誘致の促進でございますが、令和5年12月、地域の特性を生かした高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進する地域未来投資促進法に基づいた基本計画を、上田市、東御市、青木村、長和町、坂城町の5市

町村で策定いたしました。

長和町では、古町呑入地区を重点促進地域とし、第2次長和町長期総合計画後期基本計画の施策方針にあります、企業支援と新産業の創出に取り組む地域として設定をしております。

現在、重点促進地域に指定されております古町呑入地区におきましては、町内事業者様1件、町外事業者様1件が工場及び事務所等を新設したい旨の要望をいただいております。また、その町外事業者様とお話する中で、現在、県外の金属加工会社様も、当該指定地区において工場の新設や災害時における避難倉庫として活用できたら大変興味を示していることから、今回の企業誘致を地域の皆様の御理解を得ながら、なるべく早い段階で実現させ、町内外へアピールしてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 第2の移住定住の受け皿の確保、空き家バンクについて質問いたします。

長和町の空き家バンク制度は、平成25年9月に実施要綱を定めて取組を開始しており、令和7年3月31日時点までの登録数は63件、内訳は、売り家が54件、借家が9件、うち契約成立物件50件、内訳は購入41件、賃貸9件とお聞きしています。今年11月末までの登録数、契約成立件数とその内訳、未契約件数についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の空き家バンクの今年11月末までの登録数、契約成立件数とその内訳、未契約件数について答弁をさせていただきます。

令和7年11月末現在の登録数は74件、そのうち取下げ・解体等9件を除いた65件になっております。内訳は、売り家が56件、借家が9件で、うち契約成立物件54件、内訳は購入が45件、賃貸が9件で、未契約は11件となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 今年度に入って増えた登録件数が2件、契約件数は4件とのことでありませう。現在、移住の間合せは増えているとお聞きしていますが、今年になって登録が2件というように、空き家バンクの登録が思うように増えていないのが今の一番大きな問題だと思います。

6月の一般質問で、私が、空き家バンクの登録数をもっと増やすために考えていることをお聞きした際に、空き家バンク制度の周知や登録を促す取組として、毎年、税務係で発行する固定資産税のお知らせに空き家バンク制度の案内を同封する。また、令和6年4月1日から、相続登記が義務化された案内も同封する。住まいのエンディングノート、国土交通省発行の空き家すごろくとセットで活用できるよう、ホームページ掲載等を進めるとの答弁をいただきましたが、実施はされましたでしょうか。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 空き家バンク制度の周知や登録を促す町の取組状況についての御

質問です。

毎年4月に税務係で発行する固定資産税の納税通知書に、空き家バンク制度の案内チラシと相続登記の義務化のチラシを同封して周知を行っています。また、広報ながわにおきましては、4月号に令和6年4月1日から相続登記義務化のお知らせ、6月号に国土交通省作成の「空き家すごろく」、8月号に「住まいのエンディングノートを活用しましょう。」を記載し、チラシで「あなたの空き家大丈夫？」も配布させていただきました。9月号には、令和8年4月1日より住所・名前の変更登録の義務化のお知らせ、同時に住まいのエンディングノートと空き家すごろくは町のホームページにも掲載し、さらに、長和町社会福祉協議会主催の第17回福祉ふれあいフェスタに参加し、住まいのエンディングノートの配布活動を行い、多くの方に手に取っていただきました。

今後も、これらの取組を通じて、空き家所有者への空き家バンクへの啓発と登録促進に継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 先ほどの継続ですけど、また、相続・遺言・成年後見人等無料相談会&勉強会ということで、長野県の司法書士会の方を招いて開催するとの答弁でした。これは8月28日に開催されたとお聞きしましたが、その結果についてお聞きします。特に、空き家バンクの登録につながるようなことがあればお聞きしたいと思います。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 8月28日に開催した相続・遺言・成年後見人等無料相談会&勉強会の開催結果についての御質問です。

会場は役場の会議室、町民ホールで開催し、個別相談会と勉強会を開催いたしました。

まず、個別相談会については、12枠御用意させていただいたのですが、当日の相談者も含めて12枠全部が埋まりました。相談者の主な相談内容は、相続・遺言問題が相談内容の大部分を占めました。

また、勉強会の参加者は34名、長野県司法書士会の予想を上回る参加者となり、用意した資料が不足するほどの盛況ぶりでした。

議員御質問の、開催後すぐに空き家バンクの登録につながる案件はございませんでしたが、以前に空き家バンクの相談に来られた方の参加もあり、今回の状況を見ると、この問題に対する住民の皆様のご関心の高さがうかがえ、特に、相続・遺言に関する相談が大部分を占めたというこの事実は、これらの問題に対する長和町の相続・遺言問題が抱える課題の多さを再認識するものになりました。

このたびの相談会・勉強会が長野県司法書士会の皆様のご協力により、参加された方々にとって非常に有意義な時間になったことは間違いありません。今後も機会があれば、ぜひ長野県司法書士会へ勉強会及び相談会の開催を依頼したいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 空き家の登録が思うように増えない理由の一つに、住宅の登記の変更がで

きていない、また、無登記の状況があるようです。引き続き、相続・遺言・成年後見等無料相談会 & 勉強会を開催していただきたいと思います。また、住宅の登記の変更には、大変な手間と相当な費用がかかります。空き家バンクの登録を増やすために、空き家の登記費用の行政支援を実施することが必要だと考えますが、お考えをお聞きます。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 空き家の登記費用の支援に関する御質問でございます。

空き家バンクの登録件数が伸び悩んでいる一つの原因として、土地や建物の相続登記などの様々な登記手続がネックになっていることは、これまでの答弁でも申し上げたとおりでございます。前段の質問にありました、司法書士会による相談会への関心の高さも、それを表していると思われま。まずは、住まいのエンディングノートの活用による、所有者が元気なうちに行う住まいの終活の活動が第一とは考えますが、支援により空き家バンクの登録が増加し、空き家問題の解決に効果が認められるとすれば、検討の余地はあると考えます。

ただし、日頃から適正に空き家を管理し、登記についても生前からしっかりと相談ができていない物件と、長い間、相続問題を放置し、問題が顕著化して、それから動いてくる物件との不公平感をなくすためにも、支援については空き家バンクに登録が完了した時点での実績補助が理想と思われま。登録費用は、相続人の数や内容によって金額もまちまちですので、その辺りの支援額の検討も必要かと思われま。既に実施している自治体もございませので、支援の対象や金額等の情報収集から、まずは着手させていただきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 当町は、空き家のごみの片づけ費用の支援が、買った人にはあるが、売ろうとする人にはないため、ごみが残ったままの空き家の状況になっています。

隣町の立科町は、ごみの片づけ費用を売ろうとする人、所有者にも50万円を上限と定めて実施しています。空き家バンクの登録を増やすために、空き家の片づけ費用の支援が必要だと考えま。

今年6月議会で私の質問に対して、「空き家の売主に対して、空き家の片づけに対する補助を実施している近隣の自治体に確認したところ、片づけの補助金を売主にも交付することにより、空き家バンクに前向きに登録する方が増えたとの回答もありました。しかし、当町においては、一般の粗大ごみの処理費について、手数料の7割を町で負担しているなどの取組を行っていることから、厳しい財政状況も鑑み、慎重に協議し、町のサービス全体との調整を図って、総合的に判断をしたいと思いま。」との答弁でした。一般の粗大ごみの処理費手数料の7割を町で負担している金額が、年間で幾らになっているのか、お聞きます。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 粗大ごみの処理手数料の7割を町で負担している金額が、年間で幾らになっているかとの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、長和町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例におきまして、長和町一般廃棄物処理場に持

ち込まれました粗大ごみについて、利用者が負担すべき手数料は、運搬処理料の3割と規定されており、残余の7割につきましては、町が負担する仕組みとなっております。

当該負担額の過去3年間の状況をお示しさせていただきますと、令和4年度は約230万円、令和5年度は約210万円、令和6年度は約300万円であり、一定の財政負担が継続して発生している状況でございます。

これらの年々増加しつつある町の財政負担の問題並びに粗大ごみの処理手数料の適正化につきましては、昨年度に設置いたしました長和町廃棄物対策検討委員会におきまして、重要な検討課題として審議を進めていただいているところであり、この点につきましては、本年3月定例会における阿部議員からの一般質問に対する答弁でも申し述べさせていただいたところであります。

委員会での意見状況といたしましては、現行手数料水準について、低廉であるとの指摘や、一定の負担増を容認すべきではないかといった手数料引上げを肯定的に捉える意見が複数示されております。

町といたしましては、これら委員からの御意見を踏まえつつ、今後の検討委員会の審議におきまして具体的な提案を行い、引き続き慎重かつ適正に審議を進めるものとしております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 長和町の空き家改修費等補助金交付要綱では、改修には100万円を上限、空き家の家財道具等の処分運搬経費には10万円を上限とする補助制度がありますが、ここ3年間のそれぞれの補助の件数と金額をお聞きします。また、今年度の予算金額と執行件数、金額をお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の空き家改修等補助金の交付実績と今年度の執行状況についての御質問でございます。

まず、交付の実績ですが、令和4年度は改修が4件、258万3,000円、処分運搬が1件、10万円、令和5年度が改修が3件、270万5,000円、処分運搬が2件、15万7,000円、令和6年度が改修が2件、105万7,000円、処分運搬が2件で19万9,000円の交付実績となっております。

また、令和7年度の予算は、改修が4件、400万円、処分運搬が4件で40万円で、11月末時点での交付実績は、改修が2件、198万2,000円、処分運搬が1件、9万9,000円となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 移住定住の促進、空き家バンクの取組は、我が町の重要課題である、人口減少対策、少子化対策にとって非常に重要です。

私は、廃棄物処理検討協議会の委員長もさせていただいておりますが、一般の粗大ごみの処理費手数料の7割を町で負担することにつきましては、委員の皆さんからも本当に必要なのかと疑問の

意見も出されていきました。町の財源の関係で、一般の粗大ごみの処理費手数料の7割を町で負担していることと併用できなければ、粗大ごみの7割負担の見直しを行ってでも、空き家の所有者へのごみ片づけ費用支援を行うべきだと考えますが、お考えをお聞きます。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 空き家の所有者へのごみ片づけ費用支援についての御質問でございますが、空き家に残された、いわゆる残渣物の処理は、空き家の売却や貸し借りの障害になっていることは理解できます。空き家バンクへの登録を条件に実施するなど、ある程度のルールを定めた上で実施するのは、空き家問題の解決につながるものと思いますが、日頃から空き家をきれいに管理されている方と、空き家を放置し、周囲にまで悪影響を及ぼしている方との不公平さや厳しい町の財源を考えたときに、一般の粗大ごみの処理費用の見直しも含めた議論が必要と私も感じているところでございます。

議員にも関わっていただきました廃棄物処理の検討委員会でも議論がされているようでございますので、そちらの検討結果や、こちらにも議員に関わっていただいております、町の空き家対策協議会などでも御審議をいただきながら、判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 時間の関係上、次に予定しました、8）の質問は、割愛して飛ばさせていただきます。

次は、第3の町の魅力を町外に発信して、行ってみたい、住んでみたいという人を増やすということであります。

当町は他の市町村に比べても充実した子育て支援策を実施しています。また、当町は、中山道、2つの宿場町という歴史文化遺産、黒耀石の縄文文化資産、そして姫木・美し松・鷹山から美ヶ原へと続く高原観光地など、優れた観光資源を有しています。

しかし、町のホームページを見ても、それをアピールした内容になっていません。町のホームページをはじめ、広報活動を抜本的に改善して、長和町の大きな魅力である優れた観光資源と充実した子育て支援策を町外に発信して、移住定住を促進することが必要だと思います。

最初の質問ですが、2024年4月に長和町のホームページがリニューアルされましたが、端的に言って以前と何が変わったのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） ホームページの変更点についての御質問ですけれども、大きく分けて3つの改善を行わせていただいております。

1つ目ですけれども、ホームページのアドレスのSSL化です。ホームページのアドレスにつきましては、以前は、頭に「http://」、こういったところから始まっていましたが、これを「https://」に変更をいたしております。この「http」と「https」の違いですけれども、通信が暗号化されているか、いないかとなります。「http」は暗号化されないため、

ホームページの乗っ取りや改ざんのリスクがありますけれども、「https」はSSL化という技術で通信を暗号化するため、安全性が高くなり、「https」にホームページのアドレスを変更しております。

2つ目でございますけれども、まずは見た目の変更でございます。それまで雑然と情報があつたトップページから、見やすく、デザイン性を重視し、検索しやすいトップページに変更をさせていただいております。以前のトップページは、検索機能がない場合は、目的のページに行き着くまでに相当時間がかかっておりましたけれども、結局見つけられず諦めるという状況もありましたけれども、現在はインターネットの検索精度の向上によりまして、検索するキーワードで目的のページにたどり着きやすくなってきております。

インターネットで検索する際、例えばですけれども、長和町空き家バンクと検索すれば、空き家バンクの掲載ページが一番上に表示されます。また、現在の町のトップページの右上にありますメニューアイコンをクリックしていただきますと、同じく検索できる画面が表示されまして、ほぼ1回で、そのページへの検索結果画面が表示されまして、目的のページにたどり着きやすくなっているという状況でございます。

3つ目ですけれども、特設サイトの新設でございます。特設サイトは2つございまして、移住定住特設サイト、議会ページ特設サイトになっております。移住定住特設サイトは、トップページに、「いいわい！星ふる里ぐらし」というタイトルで、当時、地域おこし協力隊として従事していただいていた隊員にキャッチコピーを考えていただき、このキャッチコピーによりまして、ホームページ製作会社の担当デザイナーさんにロゴやイラストを作成していただいております。

議会ページ特設サイトですけれども、前議長さんから議会の活動をアピールしていきたいというお話をいただきまして、議会のページを特設サイトとして載せております。このほかにも、開いてすぐに長和町の風景写真をアップすることで、長和町のイメージを覚えていただくことをテーマに、トップページの写真を観光協会から御提供いただき、採用しております。

ほかには、アプリからの情報を連携することなど、新たな取組も行っているところでございます。

以上3点が主な変更点となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 2024年3月議会の私の質問に、2024年4月に行ったホームページのリニューアルの際に、「リニューアルを機に、空き家バンクのホームページを単独で作成し、空き家の登録希望者や移住希望者が使いやすいものを導入することも必要ではないかと考えていますので、企画財政課や協力隊員の皆さんと検討を進めたいと思います。いずれにいたしましても、町のホームページのリニューアルに当たり、トップページのデザインや操作性について十分検証していく予定でありますし、その際には、町の重点施策である移住定住や子育て支援策などの情報に素早くアクセスできるよう検討してまいりますので、よろしく願います。」との答弁でした。

空き家バンクのホームページを単独で作成し、空き家の登録希望者や移住希望者が使いやすいも

のを導入するとの具体化は実現できたのですか、お聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 空き家バンクのホームページに関する御質問でございます。

町のホームページのリニューアルの際に、空き家バンクのホームページを単独で作成する予定だったのですが、協力を予定していた協力隊の御事情などもあり、独自のホームページの立ち上げが困難になったため、空き家登録希望者や移住希望者の欲しい情報をまとめた専用ページ、先ほど申し上げました「いいわい！星ふる里ぐらし」という移住定住のサイトを町のホームページの中に作成いたしました。古いホームページでは、空き家バンクは、その他の町の情報と同じ単独のページで運用されていたのですが、移住定住希望者が必要とする町の情報や移住定住に関する助成制度、分譲地の情報や体験住宅の情報、最近では別荘地の情報へのリンクや町の広報紙ともタイアップした移住者の声などのページも追加しております。

この中に、空き家バンクの情報も組み込んだわけですが、議員御指摘のとおり、以前のデータを新しいシステムに移行し、修正したものなので、いわゆる不動産会社のような一件一件の細かい情報まで表示できていないのが実情でございます。

今後、空き家情報の表示の仕方、いわゆる鮮度なども意識しながら、利用者が見やすいホームページにしていきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 私は、立科町と当町のホームページを細かく見比べてみましたが、幾つかの点で大きな違いがありました。

その違いは、1つ目として、長和町の魅力の押し出しが弱過ぎる。長和町の魅力がまとめられていないのではないかと。具体的に申しますと、立科町では、「観光と生活が融合したハイブリッドな暮らしを送れる田舎町、立科町」と表現しています。長和町の表現は、「意外と便利、多くの市や町と接する町」との表現でございます。知らない方がこの表現を見て、どちらの町が魅力的に思われるでしょうか。2つ目として、写真の数が圧倒的に少ない。3つ目として、登場する人物が少ない。4つ目として、まず目で訴えるのではなく、理屈で文章で説明する中身になっていて見づらい。5つ目として、消去すべき不必要な情報が掲載されたままとなっていて見づらい。具体的には、空き家バンクの登録番号が最初から最後まで、ナンバー1から74まで、売却済みに関係なく、順に全てが掲載されていて、未売却物件を探すのが大変でした。6つ目として、空き家の部屋の写真がズームできない等々でありました。これらの点は改善できないのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 立科町の移住定住のホームページと、長和町の移住定住のホームページに関する御質問でございます。

長和町の特設サイト「いいわい！星ふる里ぐらし」が、立科町の「旅する移住」というホームページに当たると思います。立科町の移住定住サイトは、そこのサイトが独立して運用されており、

ある程度、自由度の高いシステムになっておりました。空き家バンクのサイトも、分かりやすく整理されていると感じました。

何点か御指摘をいただいておりますが、写真のスクロールや動画の対応は、現在、スマホで情報収集する人は、トップページの画面から検索するのではなく、直接知りたい情報をダイレクトに検索することや、スマホは画面が小さく、データ通信に負荷がかからないように、画像や動画を必要としない人も増えているということで、町のホームページのリニューアルの際に、あえてシンプルな構造にしたという経過もございます。

しかし、議員御指摘の長和町の魅力の押し出しが弱いですとか、消去したほうがよい情報が残っているなどの部分は、検討の余地があると認識いたしましたので、ホームページ全体を管理する総務課とも調整をしながら、職員が作業できるところは着手させていただきたいと思っておりますし、ホームページの業者をお願いして改善すべきところは、費用対効果も検討しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 以上で、9番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時11分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時11分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

5番、阿部由紀子議員の一般質問を許します。

阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） それでは、議長の許可を頂きましたので、私の一般質問を始めます。

今12月議会より2期目となりました。引き続き町民の皆様の声をお届けし、町のことについて、町長をはじめ行政の皆さんと共有してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回、私は大きな項目を3つ用意しておりましたが、内容が多岐にわたるため、時間の都合上、2つ目の作物や生活を守る為の獣害対策についての質問は割愛し、本日は1つ目に、命を守る為の熊への対策を、2つ目に、さくら猫、地域猫との社会を考える、この2点につきまして質問をさせていただきます。

命を守るための熊への対策を。

全国的にツキノワグマの出没が増え、人身被害も相次いでいます。2024年に熊が指定管理鳥獣に指定され、2025年の法改正により、市街地での危険個体に対し、市町村長の判断で緊急銃猟が可能となりました。自治体の体制整備が、これまで以上に求められています。

長和町でも、11月には、熊や猿などの出没情報が相次ぎ、Nナビでも注意の呼びかけがあり、町民からは不安の声が上がりました。他の自治体では、AI自動撮影カメラ、赤外線カメラ搭載ド

ローン、GISによる出没情報分析など様々な先進事例が進みつつあります。

以上を踏まえまして、質問をさせていただきます。2025年の改正鳥獣保護管理法で、市街地の危険な熊に対して、町長判断での緊急銃猟が可能となりました。この制度改正を町としてどのように受け止め、どのような準備を進めているのかお伺いします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 阿部議員の御質問にありますとおり、全国的に熊の出没が増えておりまして、連日のように報道がされている状況でございます。人と熊との軋轢の多くは、互いの生活域、生息域が重複することに起因していると考えております。人と熊との緊張感ある共存関係の再構築のためには、人里に熊を誘引する原因を取り除くとともに、人の生活域に出ていくことに対する危機感を熊に抱かせ、人と熊が直接的に接しない環境整備、地域づくりを進める必要があるというふうに思っております。

一方で、熊が人里周辺に出没をしまして、農林業被害や人身被害を発生させるおそれがある場合や、既に発生している場合に、関係者が、迅速かつ連携して対応する必要があるございまして、令和7年9月1日に施行された改正鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（通称「鳥獣保護管理法」）により、新たに緊急銃猟制度が創設をされました。これに対応するため、環境省の緊急銃猟ガイドラインの内容に準拠し、現在、作成の準備をしているところでございます。

なお、熊等が出没した際には、必ずしも緊急銃猟によって対応しなければならないわけではなく、現場の状況を観察した上で追い払い、そして、捕獲檻の設置等、複数の手段の中から適切な方法を選択して対応することが基本であるとされております。

特に、緊急銃猟は、従来、発砲できなかった市街地や建物内において、安全確保等の諸条件が満たされ、他の手段では対応が困難な場合に限られる最終手段であり、慎重かつ的確な運用が求められているため、事前準備から実施の流れ、そして、原状回復までの流れが大切であるというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 通報の受付から町長の判断、そして警察への連携、猟友会への依頼など緊急時の実際の対応フローはどのように整理しているか、住民からも銃を持っている人と一緒にないと山へ入れない、鹿柵の点検ができないとの声がありますが、今後このような状況に対して、どのようにしたらよいか、答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 緊急時の対応フローにつきましても、県の対応マニュアルに準じ、整備しているところでございます。どうしても山に入る必要がある場合には、熊が活発に行動する朝夕を避けることや、十分な準備、対策をしてもらうことが必要になり、そのような情報の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 私の住んでおります和田の中組区では、実際、今年やる予定だった鹿柵の点検を見送った経緯があります。連日、熊のニュースがあつたり、長和町でも目撃情報がある中で、区の皆さんに何かあってはいけないのではと断念しておりました。畑への鹿の被害も多く聞かれる中で、本来は行いたくないはずの作業だったと思います。畑への鹿の被害も多く聞かれる中で、情報の周知と今後の対策について、早めの御検討を今後お願いしたいと思います。

次の質問です。町内の熊の出没について、実際にはどのようなものだったか、場所や時間帯、季節、被害内容を記録、分析しているのか、答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 今年の日撃情報は計4件でございますが、把握している情報は全て記録してございます。被害についての報告は受けてございません。県には全て情報提供をしておりますが、出没箇所や季節に関して統一性がなく、分析には至っておりません。

なお、例年の熊の日撃情報は、五、六件程度でございます。今年、特に多いという状況には、なってございません。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） わなにかかって学習放獣した件数もいただいておりますが、わなの学習放獣についてはゼロ件、目撃情報も長和町に関しては特に多くないとのことですが、全国的には、これまでにはなかったような状況ですので、今後も町の状況を注視していただきたいと思います。

今年の6月の私の一般質問では、「町民の気づきを生かす情報システムの導入」と題しまして、町の航空写真であるGISの地図情報と町民からの通報情報を地図上で見える化し、行政の各課で共有できる仕組みを作っていくことは可能かとお伺いをしました。

答弁では、公開型GISを導入する予定はないが、今後、必要と判断される状況になれば導入検討を進めていきたいとのことでした。今まさに必要なのではと感じております。

質問したときには、公開型のGISにこだわらなければGoogleマップやYahoo!地図など無償で提供されている地図情報を使った方法もあるため対応できないかについても考えていかなければならないとの御答弁をいただいたわけですが、兵庫県ではGISでホットスポットを把握し、重点地域を明確化する仕組みを導入しています。長和町では、このような仕組みを導入していけないかお伺いします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 現時点において、公開型GISの導入予定はございませんが、長野県では、熊の出没情報をリアルタイムで閲覧することのできるスマートフォン向けアプリ「けものおと2」というサービスを開始してございます。こちらは、目撃地点を地図上に表示できるほか、出没頻度の高い地域を視覚的に把握するヒートマップ表示機能もあり、安全対策としての活用が期待できると考えており、広報やホームページでの町民の皆様への周知を予定してございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 私も、この「けものおと2」のアプリを入れてみました。出没情報が気になる方には、リアルタイムで出没情報が見られますので、ぜひ周知をお願いしたいと思います。

近年、国でも熊対策におけるICT技術の活用が重要視されており、環境省が示した熊被害対策施策パッケージにおいても、自治体によるドローンやAIカメラなどの先端技術を活用した監視調査の導入を、国としても支援する方向性が示されています。

また、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金では、ICTを活用した被害防止機器や監視システムの導入が補助対象となっており、赤外線カメラやAI監視カメラ、さらには、危険区域の調査や監視に活用するドローンなども対象になるとされています。防災用途として、国交省、消防庁の制度により、職員の安全確保を目的とした危険地域の上空調査にドローンを活用する自治体も出てきており、国の制度を組み合わせることで自治体単独では難しい導入も可能となってきています。

いわき市では、こうした国の方針を踏まえ、赤外線ドローンやAI自動撮影カメラを積極的に取り入れ、出没通報時に職員が危険な現場へ入らずに生息状況を確認できる体制を整えています。

また、熊を上空のドローンから音声で追い払ったり、遠隔操作で熊スプレーを噴射するなど、今後のドローンの活用は、長和町でも有効なのではないかと思います。国の交付金や県の支援制度を活用することで、これらの仕組みを導入できる可能性があると考えます。

質問です。国や県の補助制度も活用しながら、赤外線ドローンやAI自動撮影カメラの導入を長和町として取り入れていくことはできないか、長和町のように、すぐに動ける職員体制を取るのが難しく、範囲も広い地域だからこそ、この取組を取り入れるのは有効的な手段と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 熊の対策につきましては、近隣の市町村や国県とも連携が必要であると考えてございます。今月でございますけれども、上小地域での熊対策会議が開催されますので、協議内容等も踏まえ、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 他の地域の情報では、ドローンが飛んでくるだけでも熊を追い払う効果があるとの記事もありましたので、このような視点も参考にしながら検討していただきたいと思います。

次の質問です。出没時の通報の連絡先、報告の流れ、あと熊の痕跡の見分け方などが、もっと周知されるべきではないかと考えます。また、現在活用されていない果樹、柿や栗などがあれば餌場になり得るので、収穫をするか伐採を促すなど住民への周知を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 熊の目撃情報があった場合には、平日、また休日であっても役場

に御連絡いただければ対応させていただきます。

先々週の土曜日でございますけれども、熊の目撃情報をいただき、警察にも連絡し、担当のほうで対応をさせていただきました。現場に赴き確認をいたしました。幸いにも熊ではなくカモシカであった事例がございました。熊であろう目撃、また痕跡がございましたら、ためらわずに役場に御連絡いただければと思います。

熊の目撃情報は、告知放送などで常に周知させていただいておりますし、熊対策につながるような情報の周知についても、今後、検討してまいります。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 兵庫県では、トウガラシ由来のカプサイシンを用いた忌避剤を、住宅地や農地、森林周辺など幅広い場面で利活用し、野生動物の侵入防止に成果を上げています。例えば、木酢液とカプサイシン抽出物を混合した忌避剤を、地域の電柱や農地の周囲に吊り下げて設置し、人里近くに熊や猿が近づくのを抑制する対策が取られているほか、植林現場では、苗木にカプサイシン入りの定着剤を散布することで、鹿の食害を大幅に減らした事例があり、施行しなかった地域では複数の苗木被害が出た一方で、忌避剤を使った区では被害がゼロだったという報告もあります。

さらに近年では、トウガラシ由来のカプサイシンを2%配合した市販の熊撃退スプレーも登場し、いざというときの個人の防御手段として普及しつつあります。

このように、カプサイシンは環境負荷が比較的少なく、設置型、散布型、携行型など多様な方法で活用できる実践的な忌避手段として評価をされています。

こうした事例を踏まえ、長和町としても、カプサイシンを活用した忌避剤の設置支援や推奨、あるいは、町内の特定地域での実証導入についてを進めていただくのもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 忌避手段の一つとして、まず、熊出没の注意喚起やパトロール等を行う鳥獣保護監視員へ熊撃退スプレーを配布させていただきました。それ以外の防護・忌避手段につきましては、上小地域での熊対策会議等も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） スプレーを配布していただいたということで、早めの対応をありがとうございます。今後も様々な事例が各地域から出てくると思いますので、アンテナを張っていただきまして御検討いただけたらと思います。

兵庫県では、ゾーン捕獲という、集落近くに箱わなを設置して人里への侵入を防ぐ取組があります。長和町でも、今後、人里での目撃情報が増えてくることを想定して、猟友会と連携し、民家近くの侵入防止策として導入していくことは可能か伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 今後、人里での目撃情報が増えることを想定いたしまして、猟友

会や国県との連携した取組は必要と考えております。出没・目撃情報・現場状況に応じて、町猟友会とも相談、連携をしております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 登下校児童や高齢者の安全確保についてお聞きします。

ここ数か月間のニュースでも、子どもの生活圏そのものに熊が侵入する深刻な事例が全国で相次いで報道されています。今年の10月には、山形県の小学校で職員用玄関のガラスが熊によって破壊され、校庭にも足跡が残されるという、とても危険な事例が発生しました。また11月には、島根県の小学校の校庭付近で体長約1.3メートルの熊が目撃され、児童が校庭にいる時間帯と重なったため、学校が緊急の安全確保に追われる事態となりました。

こうした事例は、山に熊がいるのではなく、学校や住宅のすぐそばにまで出没するという現実を示しており、登下校中の児童や高齢者の安全確保は、自治体としての重要な役目であると考えます。

このような状況を踏まえ、長和町として、児童の登下校時や高齢者の外出時における安全確保のため、どのような地域防災体制を想定し、今後どのように強化していくお考えなのか伺います。

○議長（原田恵召君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 児童の熊対策における安全確保について答弁をさせていただきます。

今年度、全国的に熊の被害が発生していることを踏まえ、熊の出没時の対応マニュアルとして、緊急時のチェック表を策定し、教職員及び児童の対応の強化徹底を行ったところでございます。

熊の出没時の対応マニュアルでは、登校前については、教職員間の情報共有と対応の協議、教育委員会と警察など関係機関への連絡、緊急メールによる保護者への連絡により、目撃情報があった場所、自宅待機等対応の指示、保護者の送迎、登校時の注意事項の連絡を行うこととしております。

同時進行で、教育委員会においては、町部局及び関係機関によるパトロールを依頼し、通学路の安全確認を図ることとしております。

次に、在校時は、児童の安全確保として、児童の所在の確認、校舎1階部分の施錠、屋外での活動の制限、在校時及び下校時の注意事項などの指導、あわせて緊急メールにより保護者に連絡し、情報共有と集団下校・引渡し、登校時の注意などを行うこととしております。その他、以前より入学時に配布している熊よけ鈴の着用徹底を図ります。

今後も、マニュアルの定期的な検証と見直しを行い、自治体の鳥獣被害対策に関わる部局や地域の警察など関係機関とも引き続き連携強化を図り、児童の安全を図ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 対応につきまして、しっかりと体制が整っているということが分かりまして、保護者としては大変安心いたしました。今後も町の子どものための安心・安全のために、これらのことが保たれますようによろしく願いいたします。

専門人材の育成についてお聞きします。

長野県では、令和7年10月から令和8年3月までの期間、県内の熊出没リスクに対応するため、熊対策員8名を特別職として任用し、市町村の現場を直接支援する体制を整えています。熊対策員は、山間部や集落周辺での出没、人身被害のリスクに対し、現地調査を行い、具体的な助言・指導を行う専門チームとして位置づけられています。

その業務内容としては、市町村、猟友会、警察、県振興局などと連携し、熊が出没した際の緊急対応フローの構築や訓練を支援するほか、現場で誘因物となる果樹や生ごみ、熊が隠れやすいやぶの状況を確認し、刈払い、侵入防止柵の適切な設置、監視カメラの活用など具体的な対策方法を指導する役割を担っています。

また、児童や住民に向けた、熊に出会わないための注意点などの普及啓発も実施しており、地域住民の学びや安全意識向上にも寄与する存在となっています。

このように、現場に基づく専門的な知識と実務的な指導を行う熊対策員は、市町村の熊対策の強化に大きく貢献するものと考えられます。

そこで伺います。長和町としても、こうした県の熊対策員と連携し、町職員を研修に派遣するなど、熊に対する専門的な知識を持つ担当者を育成する考えはあるか、また、専門人材の育成や配置について、今後どのような方針で取り組んでいくのか、町の考えをお伺いします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 現在、町の職員として、熊対策の専門人材の育成や配置を行う予定はございません。猟友会や鳥獣保護員、また、県や近隣の町村と連携を密にし、対策を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 町単独では限界もあるかもしれませんが、今後も、国や県、他の自治体の状況も把握しながら、いざ必要となれば、いつでも動けるような体制づくりを、ぜひ今後もお願いしたいと思います。

それでは、大きな項目2番目は飛ばさせていただきまして、本来3番でありましたさくら猫、地域猫との社会を考えるという項目に移りたいと思います。

先月、学者村にお住まいの方から御相談を受けました。相談の内容は、さくら耳の猫ちゃん2匹に対して、これまでに餌やりを自宅の外で行ってきたが、御家庭の都合により引っ越すことになってしまい、これからこの猫たちをどうしたらよいかと悩んでおられました。その猫たちは、かつて、さくら猫活動をしていた同じ地域の御近所の御老人の方が亡くなってしまいまして、その後、地域に残った猫であり、引き続き誰かが餌をあげなければ生きていけません。

このように、善意で始めた餌やりが、生活環境の変化、引っ越しや入院、高齢化などにより継続できなくなったとき、地域としてどのように支え引き継げる体制を整えるかが、今後の課題だと感じています。

町内におけるTNR——捕獲して、不妊の手術をして、現場にリリースする活動のことですが、

こちらの実績や助成金制度の活用状況はどうか、また、行政として、さくら猫活動や地域猫活動について、どのような支援や周知を行っているか答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町内におけるTNRの実績や助成金制度の活用状況についての御質問でございますが、環境省が提唱する地域猫活動は、行政、地域、住民、ボランティアの三者合意が原則でございます。話し合っても合意に至らなければ実行できない場合や、合意を取り付けている間にどんどん猫が増え、当初、想定していた予算や期間で対応できず、放置されるなどの問題点がございます。

長和町における状況等につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 動物基金が推進をします、さくら猫TNR、TNR先行型地域猫活動は、まず不妊手術を実施することで繁殖を防止し、そこから話し合いましょうというものでございます。長和町の現状につきましては、飼い主のいない猫の増加を防止し、町民の生活環境の保持及び動物愛護の啓発を図るため、長和町地域猫管理活動支援事業補助金交付要綱を設置し、上田市周辺で活動をしているNPO法人「一匹でも犬・ねこを救う会」と協力をして地域猫活動を推奨してきました。

過去5年間の補助実績でございますが、令和2年度はゼロ件、令和3年度は15匹、令和4年度は79匹、令和5年度は26匹、令和6年度は20匹となっております。

また、令和7年度の地域猫申請数は、11月末時点で3団体から計10匹の申請が提出をされております。

地域猫活動は、無秩序な繁殖行動を防ぎ、不幸になる猫を一匹でも減らす活動でございます。上田市と長和町は平成30年度から、東御市と青木村は令和3年度から活動を開始しております。上田市における猫の死亡収容数、いわゆるロードキルの件数は、平成24年度は243件もございましたが、令和4年度では22件にまで減っており、個体数の管理として、かなりの成果を上げているものといえます。

一方で、この頃のニュースなどでも取り上げられるようになりました多頭飼育崩壊の問題は依然として残っております。当町におきましては多頭飼育崩壊に陥ったケースはございませんが、多頭飼育崩壊が始まる要素の一つに飼い主の高齢化や地域からの孤立などがあり、全く他人事ではございません。地域猫活動やTNR活動につきましては、定期的な広報等への掲載などにより周知を行っているところでございますが、今後も、広報活動や支援活動を継続し、人にも猫にも温かい環境を目指していきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 上田市のロードキルの件数が、243件から22件まで減っているということで、TNRの活動の成果が、とても生かされているんだということが分かりました。

外で餌をあげ続けている場合、実質的に飼い主とみなされる可能性があるという見解が示されることがあります。しかし、今回の事例のように、餌やりをしていた方は、もともと別の住民の方がTNRを行い、地域猫として見守ってきた猫に対して、かわいそうだから一時的に餌をあげただけに過ぎなかったという背景があります。もちろん引っ越しをする状況がなければ、そのまま面倒を見てくれていたのだとも思います。

もともとのお世話をされていた方が亡くなられ、地域猫が行き場を失ってしまう中で、見過ごせなかったから餌をあげたという行動は、決して安易な飼育放任ではなく、むしろ地域の中で起こる善意ゆえの行為です。ただ、餌をあげることで実質的な飼い主と扱われてしまうと責任が個人に重くのしかかる、相談もしづらくなる、結果として誰も手を出せなくなるといった状況を生みかねません。

もしかすると、地域にもう少し地域猫に対する理解が広がっていたなら、今回のように一人だけが背負い込む必要はなかったのではないかと感じます。また、餌をあげなければ悩まずに済んだのかもしれないという考え方が仮にあったとしても、せっかくTNRで不妊手術を受けて地域猫として生きる準備が整ったにもかかわらず、餌がなく命を落としてしまうことへの強い懸念もあります。つまり餌をあげた人が全責任を背負うべきという単純な構図ではなく、地域の理解不足と仕組みの不在が個人の善意を孤立させてしまっているのが現状ではないかと思えます。

外で餌を与えている人が飼い主とみなされる可能性があるとの見解もある中で、町として外猫への餌やりをどのような行為と捉え、その責任の範囲をどのように整理しているのか。今回のようにTNR後の地域猫に対し、かわいそうだから一時的に餌をあげただけという状況でも飼い主とみなされてしまうのか、また、地域猫に対する理解が広がり、地域全体で見守る仕組みがあれば、個人が一人で背負い込む事例を防げたのではないかと考えるが、町として、継続的な見守り、支援の仕組みについて考えていくことはできないか答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 地域猫の餌やりについての御質問でございます。

餌やりをすることへの責任でございますが、これは地域猫の餌やりに限定される話ではなく、愛玩動物として動物を飼う全ての方にも当てはまるものだと考えます。最近、保健所では、高齢者がペットショップで衝動的に犬を購入し、数年後に世話ができなくなって引き取り手がなくなり、引き取ってくれないと言われるケースが増えてきていると言います。ペットショップは、動物が売れば後の面倒は見ませんというところが多く、年齢制限なども、特に設けることは今後もないと思います。

まず、動物の面倒を見るということは、単に餌やりをするだけであっても、動物の命を預かるということでもあります。それが野良猫であっても安全な場所の確保ができ、餌が確保でき、縄張りに行けると野良猫が感じれば、猫はその場にいつくことになります。そこには、どうしても責任が発生することになります。高齢者が動物を飼ってはいけないとか、気軽に餌をあげてはいけないと

ということではなく、大切なのは、世話ができなくなる場合に、代わってお世話をすることができるという頼れる存在を用意しておくことです。世話ができなくなるのは、何も高齢者だけではなく、急に交通事故や何かしらの病気を持ってしまうなど、生きている限り、必ずどこかにリスクはつきまといまいます。

先ほどの町長の答弁にもございましたが、環境省が提唱する地域猫活動は、行政・地域住民・ボランティアの三者合意が原則です。地域で猫を見守る活動は、餌やりさんだけが責任を負うのではなく、地域が見守るものであることが前提にございます。町としましても、地域猫という仕組みを正しく皆様にお伝えできるよう、引き続き広報活動などに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 例えば、堺市では、野良猫等の糞尿、鳴き声、秩序のない餌やりが地域トラブルに発展するという背景を整備し、地域猫活動とは、可哀想な猫を助けたい人も迷惑を受けている人も、共に地域の問題として取り組む活動であると位置づけたガイドブックを発行しています。餌やりを単に責任問題として扱うのではなく地域で支え合えるようなガイドラインを長和町でも検討できないか、答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 地域猫活動のガイドラインについての御質問でございます。

現状、長和町では、質問にありましたようなガイドブックなどは作ってございませんが、長和町の公式ホームページで、地域猫活動の具体的な内容について公開しております。

そこで1つ目として、不妊去勢手術、2つ目として、耳のV字カット、3つ目として、適切な餌やり、4つ目として、トイレの管理、5つ目として、地域住民の理解の5項目について掲載をさせていただいております。

また、動物基金のホームページ上で、啓発用のポスターや絵本などが紹介をされておまして、これらのツールを活用しつつ広報させていただくとともに、必要に応じてガイドラインの作成を検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 餌やりさんの登録制度や自治会認定の手続についての現状はどのようになっていますか。また、別荘地など自治会がない地域において、地域猫の枠組みはどうなるのか、町として明確な指針を作るお考えはあるかお答えください。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 地域猫の申請に関する御質問でございます。

現状、域猫の申請は、地域猫活動実施計画書を町に提出する形で行っております。その申請者の欄に自治会名の欄を設けておまして、自治会長、もしくは区長が申請者となっただき、申請書を提出していただくような仕組みになっております。

なお、この欄につきましては、必ず自治会でなければならないという縛りはなく、自治会に属し

ていない別荘の方でも申請できるようにはなっておりますが、先ほどの答弁の中にもありましたように、地域猫活動は地域住民の理解が必要不可欠でございますので、地域やボランティアグループなどの代表者に申請者となっていただくことでの申請が可能となっております。

申請書は2枚ありまして、1枚目が猫の情報を書き込む欄、2枚目が地域の役割の欄となっており、餌やりの登録は役割の欄に記入をしていただくものとなっております。

現状では、餌やりをする方の1名のみが登録されることが多いですけれども、役割としては、健康管理、代理の餌やり、糞尿管理など、思いつく限り記載をすることは可能となっております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 地域猫の去勢についての質問、すみません、餌やり、去勢、医療費などの一部を、町、または地域猫基金として助成する仕組みを検討できないか、お願いします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 地域猫の助成についての御質問でございます。

現状、地域猫活動につきましては、特定の財源を持っておらず、町の一般財源を活用しての実施となっております。そのため基金等については保有をしておりません。

ただし、上田市や塩尻市などふるさと納税の仕組みを活用したガバメントクラウドファンディングを活用して地域猫活動を実施している自治体もございます。

当町におきましても、このような仕組みを活用して基金を立ち上げ事業実施につなげられるか、研究を重ねて検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） かわいそうだから餌をあげるという気持ちを否定せずに、地域で命を守る仕組みへとつなげる啓発を、学校、広報、地域講座などで進める考えはあるか、また、餌やり問題を、迷惑、個人責任として終わらせず、町民全体が考える機会をつくることを今後もお願いしたいが、いかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 啓発活動についての御質問でございます。

現状では、啓発を目的とした取組は、町の広報による周知を行っており、そのほかの方法については予定をしてございませんが、さらに広く地域猫活動について周知をするために、地域講座、出前講座などを行うことは大変有効と考えておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 他の自治体の事例では、小学校などの子どもたちに、こうした活動のことを周知するような活動を行っている地域もございましたので、今後、検討していただきたいと思っております。

優しさが責任や孤立を生まないようにするために、個人の善意で支えられてきた外猫の命を地域

と行政が協力して守っていける仕組みを、長和町から発信できたらと思います。かわいそうだから餌をあげるという気持ちが、地域の温かい共生の一步になるよう、町としても支援と周知の体制を整えていただきたいと思います。

今は、子どもよりペットの数のほうが多いと言われていています。今回、地域猫のことで町民の方からヒアリングを行ったわけですが、その中で、町内の住宅にはペットと住める家がないとの声が聞かれました。ペットと住めるところがないので長和町に住めなかった、町を出る選択をした世帯があるという情報もありました。せっかく長和町に住もうとしたのに、あるいは住んでいたのに、これではもったいないと思います。

現在、町営住宅、空き家登録物件で、ペットと住める住宅はあるのでしょうか。町民の声から、このような状況を変えていく必要性を感じたわけですが、今後、ペットと暮らせる住宅について考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町営住宅、空き家バンクの登録物件でペットと住める住宅はあるかという御質問でございます。

まず、町営住宅ですが、今現在の長和町では、町営住宅、公営住宅でのペットの飼育は難しく、鳴き声や匂い、アレルギーなどによる近隣トラブルを避けるため、犬や猫などのペットの飼育は禁止させていただいております。

町営住宅は集合住宅のタイプが多く、入居者も常に入れ替わりがあるため、常に入居者全員の御理解が得られない限り、町としても今後もペットの飼育を認めることは困難であると考えております。

次に、空き家バンクの登録物件ですが、売買で購入した物件であれば、常識の飼育の範囲内であればペットと一緒に暮らせると思います。また、賃貸物件の場合のペットの飼育の可否は、最終的には物件の大屋さんの意向や許可を得る必要はあると思いますが、返却時のリフォーム等の話がつけば、ペットの飼育は可能であると思われれます。

町といたしましても、ペットと暮らしたい方が長和町で安心して生活できる環境づくりに向けて、関係部署と連携し、実現可能な施策を検討してまいります。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 需要は大変あるかと思しますので、今後、御検討をよろしく願いいたします。

長和町は、自然が売りであるが、知名度が低く、「通り過ぎる町」との不名誉なレッテルを張られることもあるが、これを逆にとり、通過する際に立ち寄っていただく場所となるのもよいかと思ひます。今後、ペット防災を進めることも考慮した上で、観光客がペット同伴でも行ける店、泊まれる店の情報を分かりやすくすることや、道の駅のドッグランも進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 長和町商工会、また信州長和町観光協会と協議を進め、観光客がペット同伴でも行けるお店、泊まれるお店等の情報を、ホームページや各種SNSにて周知してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 先日、冒頭の相談者である町民の方から連絡がありました。地域の方で引き続き餌やりをしてくれる方が2名見つかったとのことで、現地での引継ぎの場面に私も同行させていただきました。よかったかと、ひとまず安堵したわけですが、こうしたTNRの活動が行われているのかを、今後、町民の皆さんに知っていただくとともに、そうした形で、さくら耳になっている地域猫へ餌やりをしている方への御理解をいただけるような社会になるといいなというふうに思いました。

今回、時間の都合により質問できなかった大きな項目、2つ目の「作物や生活を守るための獣害対策」につきましては、次回の一般質問で改めてお聞きしたいと考えております。

以上で、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（原田恵召君） 以上で、5番、阿部由紀子議員の一般質問を終結いたします。

ここで11時12分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時12分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

7番、荻野友一議員の一般質問を許します。

荻野議員。

○7番（荻野友一君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

私は、今回、第1に長和町のふるさと納税に対する取組、第2に第2次長和町長期総合計画に対した町の各施策の取組について、一般質問をいたします。

ふるさと納税は、地方自治体にとって大事な財源となり得る寄附金になっています。全国で、平成20年度では81億円だった寄附金も、令和6年度では1兆2,728億円と大幅な金額を計上しております。また、昨年度、全国5位のふるさと納税受入額を計上しました北海道別海町では、人口1万5,000人の町で173億円を上げています。地方自治体としては、もはや無視のできる制度ではございません。財源の厳しい長和町としましても、積極的な対応を検討しなければならない時期に迫られているという認識をしております。長和町でも、今年の4月にふるさと納税特別任務室が設立され、その活躍に大いに期待をしているところでございます。

ふるさと納税について、町の考えを質問してまいります。

ふるさと納税は、自治体の収入源として全国から注目をされていますが、長和町でも、今年令和

7年4月にふるさと納税特別任務室が設立されました。町長に、いま一度特別任務室設立の経緯と目的、またこれからの目標についてお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ふるさと納税に関する御質問でございます。

この関係につきましては、以前、渡辺議員の一般質問にお答えをしたとおりでございますが、いま一度申し上げさせていただきます。

2008年から始まりましたこのふるさと納税制度も、15年以上が経過をいたしました。大都市圏への人口流出に伴う税収の偏りを減らすため、また利用者側としては、自分の生まれ故郷や応援したい自治体に寄附金という形で、直接的に応援や貢献できる制度でもあります。

2011年の東日本大震災並びに2015年の税制改正による手続の簡略化により、現在では1兆円を超える産業となっております。併せて自治体間で、仲介サイト間での大変激しい競争も激化している現状でございます。このふるさと納税制度は、寄附を通じて地域を応援できる仕組みとして、広く定着をしてきましたが、自治体間の競争が激化する中で、単なるお得感だけでは寄附を集めるのが難しくなっている現状でございます。

そこで、現在注目されておりますのが、地方PRという視点であると言われております。それはただ、商品を紹介するだけではなく、その背景にある人や文化、そして課題への取組を伝えることで、寄附者に共感や納得感を持ってもらえるようになるものでございます。また、ふるさと納税を活用したメリットとして、地方自治体が直面する財政難を緩和する効果がございます。

この制度を利用することで、地方自治体は自らの魅力を全国にアピールし、それによって新たな支援者を獲得することが可能となります。併せて、ふるさと納税は地域の特色を生かした返礼品を提供することで、地元産業の活性化にも寄与することとなります。

さて、この4月からふるさと納税特別任務室を設置したところでございますが、これは以前から私の中にありました構想でございまして、大変に厳しい財政状況下におかれて、財源の確保が喫緊の課題となっている中で、ふるさと納税制度の趣旨を十分踏まえつつ、関係する諸機関などとの連携と創意工夫により、ふるさと納税の増収につながるような取組を積極的に推進するためのものがございます。

この取組につきましては、役場全庁にわたるものとして、プロジェクトチームを編成し、強力で推進しているところでございます。目標ということでございますが、現時点におきましては、具体的な数値を設定することは難しいため、自主財源を確保するための積極的な取組として、ふるさと納税の増収に向けて、鋭意努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 地方PRという観点は、非常に重要であると共感をいたします。長和町のよさを多くの皆さんに知ってもらい、応援をしていただく絶好の機会となるように協力したいと、私個人でも考えるところでございます。有効な活用を進めていくことで、現在の町の財政難から少

しでも脱却できる道筋を構築できることを願います。

次に、ふるさと納税特別任務室が設立され、8か月が経過したところでございますが、長和町において、ふるさと納税に対しどのように対処し、厳しい町財政の救済策の一つとして捉え、寄附額の収入増を目指すのか、その基本方針をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 基本方針に関する御質問でございます。

先に申し上げました答弁と重複する部分もございますが、当町のふるさと納税制度の運用につきましては、新たな返礼品事業者の開拓やふるさと納税ポータルサイト運用拡大などにより、寄附額の増額を図るとともに、特色ある返礼品の提供などにより、広告宣伝、販売促進、PR、イベントなど、いわゆる町のプロモーションにつなげることや、その相乗効果により地域産業の活性化への取組を積極的に推進していくことを基本的な方針として取り組んでいるところでございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 地域産業の活性化への取組を積極的に推薦していくことを基本的な方針とするということは、町長がいつもおっしゃっていらっしゃる官民協働でまちづくりを進めるという考えを具現化するためにも大変重要な指針になると考えます。

町内には優秀な作物を育てる農業従事者、おいしいものをたくさん提供する食物加工製造者、国内でもトップクラスの林業産業に取り組む企業、また個人でも企業でも自分の仕事に誇りを持ち、町内で働いているたくさんの優秀で面白い人材がいらっしゃいます。

ふるさと納税特別任務室が中心となり、官民協働でいろいろな考えをまとめ、町一丸となって寄附金の収入増を目指す体制を構築することを期待いたします。

ふるさと納税の昨年の寄附額、今年度の見込み額、来年度の目標額についてお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 藤田ふるさと納税特任室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） ふるさと納税の寄附額に関する御質問でございます。

昨年度の寄附額につきましては、1, 296万1, 000円、企業版ふるさと納税が100万円となっております。今年度の見込み額につきましては、今期の今現在の実績を基に算出いたしますと1, 800万円、来年度の目標額につきましては期待値も込めまして、2, 800万円とそれぞれ見込んでいるところでございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） ふるさと納税の寄附額の目標額を情報修正する意欲があるのか、また、5か年、10か年のように長期にわたる増収計画を立てているのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 藤田室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） ふるさと納税の寄附額の目標額を情報修正する意欲があるのかどうかと、そういう御質問でございますけれども、今期なのか来期なのかは分かりませんが、目標額につきましては常に高く設定したいと考えておりますし、高ければよいという

ものではないというふうに考えておりますが、基本的には実績による数値が全てであるというふうに考えております。

したがって、実績数値によりまして変動していくことは当たり前ではないかと考えておりますので、目標額の修正等につきましては上方、下方あるかと思っておりますけれども、適宜適切に対応してまいりたいと考えております。

また、長期にわたる増収計画についての御質問でございますが、第2次・第3次長和町長期総合計画実施計画並びに長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略と連動した中で、現在、対応しているところでございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 目標額の設定という質問がよくなかったかもしれませんが、確かに行政としましては、実績による数値が全てであるとの答弁は納得いたします。どちらが先ですかという推し問答になっては仕方ありませんが、数値で表すこと以外にどのようなビジョンを持って臨むのかによって結果に大きな差が出ることも理解していただきたいと思っております。

現在の長和町のふるさと納税に関わる返礼品について、品目数と人気のある返礼品について、上位10個のものを具体的に示してください。

○議長（原田恵召君） 藤田室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） 返礼品に関する御質問でございます。

返礼品につきましては、現在約20サイトへ掲載いたしまして、その在庫状況により各サイトへの掲載件数は多少異なるわけでございますけれども、100種類程度の商品が掲載されているところでございます。

人気のある返礼品につきましては、販売件数が多い順に申し上げたいと思っております。1番目でありましたが、長門牧場のアイスクリーム15個セット、それが41件でございます。2番目でありましたが、同じく10個セットが40件。3番目でありましたが、同じく牧場の12個セットが36件ということでございます。4番目でありましたが、長門牧場のアイスクリームの480ミリリットルのバニラの2個セットが22件となっております。5番目でありましたが、令和7年新米コシヒカリ5キロ、信州長和町産先行予約が16件。6番目でありましたが、昔ながらの手作り黒耀みそ4キロが13件。7番目でありましたが、信濃霧山ダッタンそばセット、そばの乾麺であります。これが12件でございます。8番目でありましたが、長門牧場のアイスクリームの480ミリリットル2個セット、これについてはバニラとチョコのセットでございますが、10件となっております。9番目でありましたが、ブランシュたかやまスキーリゾートのリフト1日優待券2枚が10件ということになっております。10番目でありましたが、信州太郎ぼーくうで肉の原木生ハムが10～12ヶ月熟成が10件という状況になってございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 新しい返礼品として考えているもの、試作中、開発中のものについて、ど

のようなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 藤田室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） 返礼品の新規開拓に関する御質問でございます。

あえて代表的なものを2点上げさせていただきますと、まず1点目につきましては、現地決済型のふるさと納税でございます。これにつきましては、地域いきいき券の電子版のようなイメージでありまして、令和8年度当初からの導入を目指しております。観光に訪れた皆さんが店舗に設置してありますQRコードを読み取り、その場で長和町の契約店舗だけで利用できるポイントを購入するというものでございます。1円単位でどの店舗でも利用できるという点では、寄附を募りやすい強みがございます。飲食店のほか、宿泊施設やアクティビティーにも利用可能でございますので、長和町の観光地として人気という強みを生かせるものとして期待しておるところでございます。

2点目でございますが、農業体験でございます。こちらにつきましては、農業従事者や関係する皆様との綿密な調整が必要でございますけれども、前向きな回答をいただいております事業者の皆様はございます。ふるさと納税に限らず、長和町のファン、いわゆる関係人口の創出につながります取り組みの施策でありますので、関係する諸機関とも一層連携して取り組んでまいります。

そのほか、現在、事業者の下へ訪問いたしまして、返礼品のさらなる新規開拓を図っているところでございます。事業者名はこの場では差し控えますけれども、食品や農産物につきましては、総務省の承認をもって公開する予定となっております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 返礼品としまして、長和町の関係人口を増やすための施策としまして、長和町でしか経験することができない体験型の返礼品を開発してはいかがでしょうか。例えば、ブランシュたかやまスキー場のリフト券が返礼品にありましたが、リフト券だけでなく、スキー、スノーボードのプライベートレッスンと食事と温泉宿泊のパック、町内各所のキャンプ場とバーベキュー、温泉のパック、黒耀石ミュージアムのガイドつきの見学と石器作り、土器作り、町内飲食店食事セット、中山道散策とガイドによる説明と送迎に食事と宿泊のパックなど、幾つかの事例を上げることができますが、これらは私個人の考えですが、検討に値するかどうかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 藤田室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） ふるさと納税返礼品に関わる種々御提案、誠にありがとうございます。

実現できそうな商品、そうでない商品とあるように考えるところがございますけれども、これら事業者の垣根を超える施策につきましては、ふるさと納税町内プロジェクトチームにおきましては、既に同様の施策案が出ておるところでございます。その実現に向けまして検討しているところでございます。

先ほどの返礼品の開拓に関する御質問の答弁と重複するところがございますけれども、これらの返礼品につきましては、ふるさと納税に限らず、関係人口創出にもつながる施策でございますので、

各関係所機関とも綿密なる連絡、連携の下、取り組んでまいりたいと考えております。

核になって事業を推進していただくような、いわゆるプロデューサーを誰が担うのか、観光協会が担うのか、自治体、外部企業などが担うのか等々の課題はあるわけですが、関係する皆様との調整等を進めまして、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 教育委員会が所管する事業とのコラボ商品開発につきまして、お答えさせていただきます。

まず、黒耀石体験ミュージアムなどの黒耀石体験メニューと町内飲食店食事セットのコラボにつきましては、以前に関係課と協議した経過もございますので、実現可能だと考えます。

次に、中山道散策のガイドと送迎、食事、宿泊のコラボ商品につきましては、宿場巡りであればコンシェルジュが既におりますので、実現可能であると考えます。しかしながら、和田峠など歴史の道散策のガイドとなりますと、現在行っていないことから、ガイド人材の確保、育成などから始めなければいけませんので、時間も予算もかかり、実現にかなりハードルが高いと感じます。

そのほかに旅客営業規則や送迎手段の方策についてなど、町内商工業者、首長部局で考慮、検討が必要な課題もございますが、黒耀石体験メニュー、歴史関連施設での町コンシェルジュによるガイドと食事や宿泊をセットとして売り出すことは需要があると予測できますし、とても有効な企画だと感じております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 返礼品につきまして勝手に私案を述べたことに対し、前向きな答弁をいただきました。

返礼品につきましては、行き過ぎたり、産地の偽造などの問題が発覚して、ペナルティーを受ける自治体も出てきている昨今ではありますが、長和町ではやはり、町の特色を生かした返礼品の開発が必要であると考えております。ふるさと納税特別任務室の検討に御期待したいと思います。

ふるさと納税の基本は、この長和町を応援するために寄附をするという行為で成り立っていると思いますが、町外や県外に住む長和町出身者個人や出身者が代表を務める企業などへのアプローチについて、どのような手法を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 藤田室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） 町外や県外に住む長和町出身者へのアプローチということでございますけれども、個人版のふるさと納税のほか、企業版のふるさと納税につきましても含まれての御質問かと考えております。

企業版ふるさと納税と個人版ふるさと納税は、同じふるさと納税という名称を持ちながらも、制度の内容や仕組みに大きな差異がございますけれども、ふるさと納税の本来の趣旨につきましては、自分の生まれ故郷や応援したい自治体に寄附をするということでございます。

基本的には、現在、広報誌やホームページなどの媒体を活用して、まずは町民の皆さんや別荘オーナーの皆様などに、長和町のふるさと納税を知っていただきまして、町外へ転出されたお子様や御親族へお伝えいただくことによりまして、寄附につながればと考えておるところでございます。

また、県内外に居住する出身者へのアプローチにつきましては、東京ながわ会の解散を受けまして、行政としてのアプローチの核となるものが皆無となっている状況でございます。個人情報 키워ドといたしました個人情報保護法などに基きます大きな問題もあろうかと思いいけれども、そのような情報等がございましたらば、十分御配慮の上、御提供、御協力いただければ幸いです。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 先ほどの質問で、県外在住者にアプローチをする際、ふるさと納税を財源として実施する事業の説明が必要になると考えますが、町としてどのような事業を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 藤田室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） 通常のふるさと納税につきましては、どの自治体も同様でございますけれども、寄附金の活用方法を指定することとされておるところでございます。当町におきましては、御案内のとおり、長和町ふるさと納税基金条例第3条第1項から第3項並びに同施行規則第3条の第1項から第8項にうたわれている事項に従いまして、寄附をいただく際に充当する事業を指定できるというシステムになってございます。

申し上げますと、7つの美しい郷事業がございまして、1つ目といたしまして、いつまでもみどり「輝き」つづけるやすらぎの郷事業、いわゆる生活環境に関する事業でございます。

2つ目でございますが、未来に向かって「輝く」地域の産業をおこす郷事業、いわゆるこれにつきましては産業振興に代わる事業でございます。

3つ目ですが、ひととして「輝き」続けるやさしいぬくもりの郷事業、これにつきましては保健・福祉・医療に関する事業でございます。

4つ目でございますが、太古の「輝き」を育む郷事業ということで、これにつきましては教育・文化に関する事業となっております。

5つ目でございますが、笑顔と笑顔が「輝く」ささえあいの郷事業ということでございまして、これにつきましては住民と行政の協同に関する事業ということでございます。

6つ目でございますが、「輝く」地域の歴史遺産を活かした国際交流事業となっております。

7つ目でございますが、その他町長にお任せということで、それぞれの事業のうちから選択していただいております。

また、事業実施の説明として、本年度より町ホームページでふるさと納税基金を財源として実施した事業の紹介を行ってございますので、御覧いただければと思います。これらにつきましては、こちらから県外在住者にアプローチする際、ふるさと納税を財源として実施する事業の説明になり

得るものと考えておるところでございますが、また、町では現在寄附していただいた方へ町長からのお礼状を送付しておるところでございますが、将来的にはふるさと納税基金を財源として実施した事業の報告も送付いたしますメールマガジンにて配信するなど、既存の寄附者への囲い込みを行うことを検討しているところでございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 今の質問で考える事業のうち、クラウドファンディング型の実施として捉えているものがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 藤田室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） 通常のふるさと納税とクラウドファンディングにつきましては、そもそも別のものとして区分されておるところでございます。何かの取組をしたい起案者がプロジェクトを立ち上げ、それを応援したい支援者が資金を提供する仕組みでありますクラウドファンディングやガバメントクラウドファンディングにつきましては、返礼品よりもプロジェクトの内容を重視して寄附先を選ぶこととなっております。

寄附金を税金から控除してもらえるのはふるさと納税と同様ということでございますが、寄附先の選び方が違っております。

自治体がガバメントクラウドファンディングを立ち上げるメリットにつきましては、1つ目といたしましては、返礼品がなくても大丈夫であるということでございます。2つ目といたしましては、目的を定めて寄附を募れることでございます。3つ目でありまして、目標額に届かなくても寄附金を受け取れることということでございます。

これらがそれぞれ挙げられるわけでございますが、今後の取り組むべき課題としていかなものかどうなのか、どのような事業を実施するのか、しっかりと検証した上で、庁内それぞれの事業担当者によりまして、調査、研究、検討した後、プロジェクトを立ち上げていただき、必要であればこれらの事業を実施してまいりたいと考えているところでございます。

今年度につきましては、「長和町合併20周年！町を明るく元気にしよう おたや祭花火大会2026で真冬の空に花火を輝かせたい!」、それと、昨年引き続きまして、黒耀石のふるさとから縄文のメッセージを世界に発信する「長和青少年黒耀石大使」応援プロジェクト、この2つのプロジェクトをサイトに掲載し、現在、寄附を募っているところでございます。

ぜひともこの趣旨に御賛同いただきまして、御寄附をいただければ幸いです。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） ただいまの質問も私の認識の違いがあるかもしれませんが、ふるさと納税を募集する際の用途の選択できる団体とできない団体があります。選択できる団体が98%を占めており、昨年度状況では分野が選択できる団体が94.3%、具体的な事業を選択できる団体が31.1%、そのうちクラウドファンディング型の実施が25.3%という数字が発表されています。

ちなみにクラウドファンディング型のふるさと納税とは、目標金額、募集期間等を定め、特定の事業にふるさと納税を募るものと定義されております。

現在の町で財政難による必要な施策の不実施を解消するための一つの手段としても、このふるさと納税を利用することを検討していただきたいと思います。

次に、ふるさと納税の寄附額を増やすためには、長和町としての発信力が試されるものと考えておりますが、町として魅力発信のための施策について、どのような考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 藤田室長。

○ふるさと納税特別任務室長（藤田健司君） 長和町としての魅力発信施策に関する御質問でございます。

長和町の魅力発信という意味合いでは、ふるさと納税のみに限らず、観光関連や移住など、様々なコンテンツを合わせて発信する方法がよいと考えておるところでございます。

今後、関係する皆様との連携を密に、SNS関係施策につきまして、総合的なDXに関わる事業として、より効果的で効率的な事業となりますよう、その施策を検討する必要があるかというふうと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 現在、ふるさと納税に関しては、複数のポータルサイトも参加し、全国でふるさと納税を活用する動きが激しくなっています。この制度の効率的な活用を進めるためには、長和町全体で寄附金の増収を図る施策が必要になると思います。

本当の行政、住民協働の活動のための町として、どのような具体的な施策を行うのか、現時点での考えをお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 他の自治体も参考させていただきますと、手法として商品を何点かに絞り、徹底的にPRし、納税につなげている自治体と、あらゆるジャンルから多くの商品をそろえ、そこからブラッシュアップして商品としてチョイスしていただく自治体と、大きくは2つの施策により取組があるように考えておりますが、長和町奨励品認定制度や既存事業者との綿密な連携を図るとともに、まずは各般にわたり、現在取組をしております各事項をしっかりと踏襲しながらの取組を充実させたいと考えております。

長和町全体の住民協働につきましては、ふるさと納税は自身が居住する自治体にも行える制度となっております。居住している町民は、返礼品を受け取れない者の税額控除を受けつつ、自身の税金の使い道を指定できる。先ほど申し上げましたが、このガバメントクラウドファンディングを通じて、町の取組についての支援を町民の皆様ができるという点で、住民協働につながると考えております。

このような考えの下、町民の皆様とガバメントクラウドファンディングのPRを行い、ふるさと

納税については長和町の魅力に関心を持っていただけるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、これらの形で町民がふるさと納税に対して関心がわいた後に、知人、友人、知り合いの町外在住者へふるさと納税をPRするなど、長和町の魅力を町民が再認識し、ふるさと納税を通じて町民が愛する自らのふるさとを町民皆様自身で町外への魅力発信をすると、こういう正の還流が生まれ、最終的にはふるさと納税に頼らずとも、町外へ十分な魅力の発信ができるようになることを期待するとともに、併せまして目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 続きまして、大きな2項目めの質問に移りたいと思います。

長和町の長期総合計画について。第2次長和町長期総合計画の後期計画も来年度が最後の年度となります。第3次長和町長期総合計画を見据え、今までの計画を実行してきた施策と、また次の計画を作成していく手立てとなるような質問をしたいと思います。

まず初めに、第2次長和町長期総合計画の全般を見て、今年度までの達成度について町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の第2次長期総合計画についての御質問でございます。

まず、長期振興計画とは、長期的な展望に基づきましてまちづくりの将来目標を示すとともに、行政運動を総合的かつ計画的に行うもの、各分野における計画や事業の指針を明らかにするものでございまして、町政運営の最も基本となるものでございます。

現在、第2次長和町長期総合計画の後期計画の期間であり、来年度の令和9年3月で終了となります。

長期総合計画に掲げられております4つの基本目標。まず1つ目が、地域産業の振興で働いてみたくなるまち。2つ目が、観光・交流文化の構築でひとの流れを呼び込むまち。3つ目が、結婚・妊娠・出産・育児・子育てを切れ目なく支援する環境を整え、子育てしたくなるまち。4つ目が、安全・安心な環境の確保で、暮らし続けたくなるまち。この4つが、達成できるような事業を実施していくこととというふうになります。

この基本目標を達成するために、具体的な実施する各事業の内容や財源について明らかにする3か年分の計画があり、これについては、毎年ローリング方式により見直しを行い、予算編成や事務事業執行の具体的な指針となっておるわけでございます。

調整が進んでいないもの、財政的な事情等により実施を見送る事業もありましたが、前の町長公約で掲げさせていただきました施策につきましては、おおむね実施できたというふうに考えているところであります。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 計画全体について質問するには多岐にわたりますので、今回の質問では、

第2節、つながり広がるまちづくりと、第6節、ささえあいのまちづくりより質問いたします。

最初に、施策方針1、住民参加の促進により、「②町全体に「おもてなし」の意識が広がるよう支援します。」とありますが、具体的に行われました施策についてお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 第2次長期総合計画の施策方針に関する御質問でございます。

第2節、つながる広がるまちづくりの施策方針1、住民参加の促進の「②町全体に「おもてなし」の意識が広がるよう支援します。」につきましては、国内交流の推進施策1に係る施策となっております。

議員御質問の町全体におもてなしの意識が広がる施策につきましては、最初に黒耀石のふるさと祭りの関係がございます。ふるさと祭りには、町内外の多くの方に御参加いただいておりますが、町内からボランティアとしてスタッフを募集し、町内小中学校児童、生徒にも参加していただいております。お祭りに訪れた方に楽しんでいただけるよう、おもてなしの意識の向上に努めております。

また、最近実施した事業では、9月に行いました長和町合併20周年記念事業及びその関連事業がございます。

この関係では、9月23日に水曜どうでしょうキャラバン2025を開催し、町内外から2,500人を超える方に参加していただき、多くの方に楽しんでいただくとともに、主催者である北海道テレビからも大変よい評価をいただいたものでございます。

また、9月28日には長和町合併20周年記念式典・イベントを開催し、町内外から大勢の方々に参加をいただきました。これらのイベント式典の開催に当たりまして、御来場いただきました皆様が満足していただけるよう、おもてなしの心を大切にまいりました。

このほか、ふる里和田宿宿場まつりがありますが、お祭りに関わる団体の高齢化等により、花嫁道中、時代行列といった、今まで祭りのメインとしていた行事が実施できない状況の中、実行委員会で様々な意見を出し合い、お盆に帰省する方々をおもてなししながら、町民皆様の新たな集いの場として、和田宿本陣を中心にステージやイベント、ワークショップを開催いたしました。

また、先月には信州プロレス77市町村ドリームツアー第1戦長和町大会を開催いたしました。このイベントは、信州プロレスが創立18周年、再来年の20周年に向け、合併20周年を迎える長和町とタッグを組み、諦めない心、挑戦する力を伝えることを目的に、地域の活性化、教育支援、地域連携を目指すイベントとして、長和町、長和町教育委員会も共催して、長門民体育館にて開催したものでございます。

また、主催の信州プロレス：グレート★無茶氏からの提案により、長和町そばを盛り上げる会をはじめ様々な町内団体の協力を得ながら、町内外の来場者に対しておもてなしの精神でおそばの振る舞いを行いました。併せて、長野県また長和町のそばを広く普及させるために実施したもので、300名以上の町内外の皆様が、プロレスとそばを楽しまれておりました。

この他にも、おたや祭りや、最近ではナワメマーケットなど多くのイベントがありますが、それぞれの実行組織において、おもてなしの心を常に心がけながら対応していただいておりますし、イベント以外でも、観光等で町に訪れた皆様に対して、町内の各所旧跡を英語等で案内するガイドグループ、長和町コンシェルジュの皆様方が、訪れた皆様に長和町の魅力を十分に楽しんでいただくことができるようになりました。

また、役場の業務におきましても、来庁される皆様方に対しておもてなしを心がけた対応に積めてきたところでございます。

今後も、様々な場面において、町に訪れた人々との持続的な交流やインターネット等を通じた幅広い交流など、ソフト、ハードの両面から交流の促進を図るとともに、訪れた人々をおもてなしの心で大切に受け入れるために、町の魅力を感じていただくための体制づくりと、住民皆様一人一人がこのような意識を持っていただき、さらに交流活動を積極的に進めていくことが重要であると考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） これは私個人の感想ですが、長和町庁舎内でおもてなしの心を感じるのは、今、少し難しい感じを受けております。職員の皆様には恥ずかしがり屋さんが多いのか、もっともっと庁舎内で挨拶の声が聞こえてもいいのかなと私は感じております。

次に、「⑤交流促進につながる新たな取組等への住民参加を促進します。」とありますが、具体的に行われた施策についてお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 交流促進につながる取組への住民参加に関する御質問でございます。

先ほども答弁させていただいたように、町内外の皆様が交流できる施策（イベント）を実施してまいりましたが、それぞれの施策の中で住民の皆様が参加する機会を設けるように努めてまいりました。

計画期間中には、新型コロナウイルスの感染拡大があり、各種イベントの開催を見合わせざるを得ない時期もありまして、新たな取組や住民参加が縮小した時期もありましたが、現在では先ほども申し上げました黒耀石のふるさと祭りやそば祭り等の様々なイベントの実施に当たって、住民の皆様や各種団体の協力等を得て実施し、町外からの参加者の皆様と町内の住民の皆様とが触れ合う機会をつくってまいりました。

また、移住対策の関係におきましても、移住者の皆様同士で交流することにより、長和町の魅力の共有や移住してからの不安、悩みの解消を図るイベントを開催し、移住生活をより豊かにし、地域とのつながりを築いて地域への魅力アップに努めてまいります。

これらの取組により、町内外の皆様の交流が促進、住民の皆様の参加の促進につながってまいると考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 施策方針2、移住交流に向けた民間活力の導入について、「①大学や企業等との連携を図り、これまでの交流事業の継続と独自性のある交流基盤の構築をすすめます。」とありますが、独自性のある交流基盤の構築についてどのような施策がなされたのか、お尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 移住交流に向けた民間活力の導入に関する御質問です。

この関係につきましては、大学企業等との連携を図りながら推進していこうというものでございます。まず、大学との連携につきましては、長野大学のゼミと和田の明日を考える会、当時の地域おこし協力隊とが連携して実施いたしました和田塾の空き家改修事業があります。これは空き家のリノベーションや利活用を行い、地域内外から人が集まる観光拠点や地域住民等、地域外の様々な人々が集まる交流の場、地域活性に寄与できる施設創生に取り組もうということで行われたものでございます。

次に、女子美術大学との連携した取組であるアートによる長和町活性化事業では、アートの力をまちづくりに生かし地方創生につなげること、関係人口の創出を目的とした事業で、過去には企業と連携した取組も行っており、JRバス関東小諸支店・長久保営業所と連携して実施したもので、令和2年度には当時の巡回バス、現在のながわごんの愛称募集からラッピング制作、バスにつけるロゴデザインの制作を行っていただきました。

また、東京農業大学との連携では、平成23年に締結した包括連携協定に基づいて、遊休荒廃農地再生、自然資源保護・活用、歴史資源活用、伝統文化活用、食文化活用、地域再生プランニング等の様々な実習を展開していただいております。

約15年にわたっての取組を行っておりますが、町内宿泊施設の利用、町内の団体や地域住民との交流、地域活動への参加など、人的な貢献や交流人口の創出において、一定の効果があったと考えます。

続いて、移住交流に向けた企業との連携につきましては、元地域おこし協力隊が起業した会社（ナワメ社）との地域の皆様、行政が連携して実施しましたナワメマーケットがあります。和田塾の旧中山道和田塾本陣などを使って、空き家の未来の活用の仕方などを形にして見せることを目的に始まり、今年度で3回目の開催となりました。町内外に皆様の交流の場を提供する重要な要素になっているものと思います。

移住、交流につきましては、町としても重要な施策に掲げており、これに係る交流基盤の整備につきまして、民間活力の導入は必要であると考えておりますので、効果的な施策の実施を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 時間の関係もございますので、次の5番目の質問はちょっと飛ばさせてい

たきます。

施策方針3、地域資源を活かした交流促進について、「①町の地域資源（自然・歴史・伝統・文化・人など）を活用し、交流機会の増加を促進します。」とありますが、町が持つ地域資源のポテンシャルをまだまだ生かしきれていないと感じています。今後について、どのような施策を推進するのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の地域資源を活かした施策の推進に関する御質問でございます。

町には、自然や歴史等に関する地域資源が数多くございます。自然に関する資源といたしましては、美ヶ原や長門牧場等の高原的な資源、歴史や文化に関する資源といたしましては、長久保塾、和田塾宿場に関する資源、黒耀石原産地遺跡を中心とした歴史的資源のほか、各地区で行われているお祭り等の伝統や文化に関する資源のほか、町の主要産業の一つでもあります観光に関する観光資源等がございます。

これらの資源が、町を訪れた皆様との交流の機会の契機につながるものであると考えております。

現時点で活かすことのできる地域資源を活用していると考えてはおりますが、長和町の地域資源につきましては、まだまだ気づいていないものがあるのではないかと考えております。町内に住んでいては気づかないものも、町外の皆様の目から見ると立派な地域資源になるものもあるのではないかと考えております。

今後も、様々な皆様との交流機会を増加させていくことにより、今まで気づかなかった地域資源を発見し、これらを活用することにより、町の魅力を町内外に発信していきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 次に、近隣自治体の地域資源を活用し、広域的な取組による交流を促進しますとありますが、広域的な取組による長和町における関係人口の増大に寄与する取組として、どのような施策が考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 広域的な取組による関係人口の増大に関する御質問でございます。

長和町が、現在、近隣自治体や広域的に取り組んでいる事業といたしましては、観光的な面を中心とした交流人口の増大に関するものが主なものとなっております。

近隣自治体と一緒に開催するイベントや上田市を中心とした周辺7市町村が、連携、協力して事業を実施している上田地域定住自立圏共生ビジョンに盛り込まれた事業に取り組んでおります。

さらに、平成30年に日本遺産に認定されました長野県と山梨県の14の自治体により構成された星降る中部高地の縄文世界に係る取組も挙げられます。一方、関係人口につきましては、地域と継続的、多様な関わりを持つ人々を指します。

今年6月に開催されました地方創生2.0基本構想におきまして、特定の地域に継続的、多様に

関わる関係人口を中心とした人材の結びつきを推進していくこととされております。

関係人口につきましては、その人数を増やすことも大事でございますが、それだけでなく地域の課題解決の手段となることが重要であると考えております。さらに、関係人口施策により地域課題解決に関わることで、最終的に移住に結びつくことができればとも考えております。

関係人口につきましては、現在、国でもその施策等の制度設計を進めているところでございますので、今後の国の動向に注視しながら、町の関係人口の増大に向け取組を進めてまいります。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） もう時間が迫りましたので、先ほど挙げました第6節、ささえあいのまちづくりの施策に関しましては、次のまた3月に質問をしたいと思っております。

これで、私の一般質問を終了いたします。

○議長（原田恵召君） 以上で、7番、荻野友一議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時10分まで、昼食のため休憩といたします。

休 憩 午後 0時10分

再 開 午後 1時10分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、高田 傑議員の一般質問を許します。

高田議員。

○2番（高田 傑君） 議長の許可を頂きましたので、大きく観光と空き家問題の質問について、一般質問させていただきます。

まず1つ目の、長和町の観光について質問します。

質問の趣旨としましては、長和町の将来を左右する重要な分野の一つとして、観光振興が挙げられます。外貨獲得による地域経済活性化、観光から移住定住促進にもつながる分野であり、町としてもより一層の力を入れていくべき領域と認識しております。

その上で、観光推進する中心的な役割を担っている観光協会の現状について、町民の皆様に共有する必要があると考えております。つきましては、現状の観光推進体制について、以下の点を確認させていただきます。

観光協会の職員体制と役割分担についてお伺いいたします。観光協会の職員構成は、正社員、契約社員、地域おこし協力隊など、多様な雇用形態によって構成されていると承知しております。一見すると複数名の体制と見えますが、実動ベースや業務分担の観点で、十分な体制とは言い難い状況もあるのではないかと感じております。町として現在の観光協会に職員体制をどのように把握されているのか、またそれぞれの役割についてどのように認識されているのか、説明をお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 高田議員におかれましては、今年の5月まで地域おこし協力隊として、観光振興に御尽力をいただきましたことを大変感謝を申し上げる次第でございます。このたび議員となられまして、引き続き立場は変わりますが、観光振興及び地域の産業振興に御理解、御協力を賜りたくお願いを申し上げます。

さて、信州長和町観光協会の職員体制についての御質問でございますが、信州長和町観光協会でございますが、職員体制につきましては、今お話しございましたように現在、正社員が2名、契約社員が2名、信州長和町地域おこし協力隊員が1名という体制となっております。

それぞれの役割につきましては、まず1つ目として、観光協会員のための窓口業務。2つ目として、町の観光案内及び宿泊施設の紹介業務。そして3つ目として、ホームページや各種SNSを活用した観光情報発信業務。4つ目として、観光協会主催のイベントや町主催イベントの運営協力業務が中心となっております。信州長和町地域おこし協力隊の小谷隊員は、美ヶ原中央分水嶺トレイルを中心としたミッションを主軸に観光住宅業務、また美ヶ原中央分水嶺トレイルをガイドするための山岳ガイド資格取得に向けた研修への参加など、長和町のトレイル観光に特化した業務内容と、このようになっております。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 次に、観光協会が担っている業務量についてお伺いいたします。

観光協会は、観光案内業務や協会会員管理に加え、年々増加するイベントに対応、情報発信や広報活動、インバウンド対応、分水嶺トレイル事業の連携、ふるさと納税の連携や各種委託業務など、幅広い多岐にわたる業務になっていると理解しております。これらの業務量の現状について、町はどのように把握されているのか、また現行体制で十分な対応が可能と考えているのか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 信州長和町観光協会が担っております業務は、先ほど町長より答弁ありました業務のほか、レンタサイクル等を活用した新たな観光コンテンツの造成、株式会社マウント長和と連携したインバウンド関連受入事業、また町と連携した観光PRと併せて、ふるさと納税のさらなる獲得に向けた連携事業など、多様化していると認識しております。

町としましても、各事業の内容や観光協会との定期的なミーティングを通じて業務量が増加していること、またゴールデンウィークや7月から9月までのサマーシーズン等、繁忙期の業務負荷が多いことは理解しております。今後も引き続き、観光協会との定期的なミーティングを継続しながら、町として協力できる部分、また連携できる部分につきましては、積極的にサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 私自身も地域おこし協力隊として、任期期間中3年間の期間には観光協会にも席を設けさせていただいて、様々な観光協会の業務に携わってまいりました。一昔前の窓口で

の観光スポットの御紹介を中心とした観光業務とは違い、定期的なSNS配信や斬新な観光コンテンツの推進、観光資源を生かした新たな観光造成など、常にアンテナを張り、ニーズに即した観光振興を柔軟に取り入れる、目に見えない業務が増えていると感じております。

次の質問に移ります。観光推進における課題認識についてお伺いいたします。

観光産業は、長和町にとっておける外貨獲得や地域ブランドの向上の要となり得るが、現状の観光協会の体制では、十分なポテンシャルが生かし切れていない部分もあるのではないかと感じております。町として、観光推進における現状の課題をどのように認識されているのか、差し支えない範囲でお聞かせください。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 長和町には、日本遺産に認定された黒耀石文化と体験ミュージアム、美ヶ原高原、中山道における和田宿、長久保宿、ブランシュたかやまスキー場、長門牧場、マルメロの駅ながと、和田宿ステーションという2つの道の駅、やすらぎの湯、ふれあいの湯という2つの日帰り温泉施設、個性豊かなペンション群や、それぞれ情緒を残した宿泊施設、そして、様々なニーズに合わせた別荘地など、本物かつ価値の高い観光資源を有しております。

しかしながら、これら観光資源が町内に点在しており、個々に観光誘客活動等を行っているため、効果的かつ効率的な誘客、観光消費等につながっていない状況であることが課題だと考えております。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） おっしゃるとおり、町の観光資源は多数存在し、それぞれが魅力ある唯一無二の存在であると言えます。答弁内容にもございましたが、我が町の一番の課題である点在について、解消に向けた仕組みづくりが必要不可欠だと考えております。

課題として上がっている点在解消に向けた観光協会や地域で活躍している観光推進団体等との連携した仕組みづくりを早急に構築していくことを強く望みます。

続きまして、今後の観光推進体制の方向性についてお伺いいたします。今回は、具体的な結論を求めるものではなく、現段階での町の基本的な方針を確認するものです。行政、観光協会、地域事業者、住民が一体となって観光を連携、推進していくためには、体制の強化、役割分担の明確化、共同の仕組みづくりが求められると考えます。長和町の今後の観光推進体制について、町としてどのような方向性をお持ちなのか、現時点でのお考えをお聞かせください。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 長和町の点在する観光資源を点ではなく面として捉え、それぞれ観光地が連携を図りながら取り組むために、令和5年度より信州長和町観光協会の法人化、また観光まちづくりの旗振り役となるDMOの設立に向け、検討を進めてまいりました。このDMOとは、destination・マネジメント・マーケティング・オーガニゼーションの略ですが、長和町を訪れる、また長和町を訪れてみたいと考える観光客のニーズを理解し、ツアーの造成や観

光サービスを提供、町内の観光地全体をマネジメント、経営していく、観光まちづくり法人のことでございます。

しかしながら、このDMO候補法人登録制度が始まってから10年が経過し、全国的に観光協会からDMOに名前を書いただけのDMOも増加しているため、観光庁はDMOの本来あるべき姿へ戻すこと、また質の向上と厳格な選別を図るために、DMOの設立要件に観光に関わるデジタルマーケティングや財務等の専門知識を有した常勤職員の配置を義務づけるなど、DMOの設立要件を満たすためのハードルが大変高くなってしまい、DMOに登録されても組織の維持や更新に大きな負担と莫大な経費が必要になってしまうという状況が見込まれております。

そのような状況の中で、町は観光協会と連携し、本年度より点在する観光資源を面として捉え、長和町の観光行政における指針や目標を定め、未来の長和町へ繋げるための長和町観光振興計画案の原案づくりを進めております。令和7年度中に原案を策定し、令和8年度にはその原案をもとに町及び観光に係る団体、町内外の観光事業者、長和町を訪れ、空き家対策、山村再生等に取り組む学生、長和町へ移住された皆様、そして町民の皆様が長和町の観光をテーマに様々な意見を出し合える場を設け、長和町の観光を未来へ繋げるための様々なアイデアを集約しながら、長和町観光振興計画案を策定に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、並行して現行の体制ではありますが、インスタグラム等のSNSを積極的に活用し、町内の観光情報やイベント情報をリアルタイムでお知らせできる仕組みを強化しながら、団体の垣根を越えて長和町の観光PR活動を継続してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 観光資源の面としてだけではなく、またさらに踏み込んだその先の立体として奥行きある観光行政を期待いたします。

答弁いただきました長和町観光振興計画案につきまして、策定に向けて動き出しているとのこと、大変期待しております。一つの御提案としまして、多くの知見を生かせる様々な人材を取り込んでいけるよう、地域おこし協力隊の制度を幅広く活用・拡充をし、多くの新しい人材を招き入れるなど、柔軟な推進体制を整えていけるよう、自身も元地域おこし協力隊としての経験を生かし、微力ではありますがお手伝いさせていただければと思っております。

続きまして、空き家問題についての質問に移らせていただきます。

空き家問題につきまして、空き家バンクの促進についてお伺いいたします。移住促進を促す上で、空き家の活用、公共施設も含め必須であり急務であると考えております。空き家問題は、移住・定住、地域ビジネス、観光資源化、地域コミュニティの維持など、幅広い分野と結びつく大きなテーマといえます。コロナ禍が落ち着き、地方移住への自由が増している中、町の中の空き家バンクの活用が他地域と比べて遅れをとっており、移住規模の問合せ件数が増えていても受皿となる空き家バンクの充実が伴っていないため、早急に改善が必要ではないでしょうか。

空き家バンクの登録件数の促進の課題についてお伺いいたします。空き家バンクの登録が進まな

い、増えない理由の課題は、明確に何が原因で促進していないのでしょうか。町は促進しない課題をどのように捉え、解消に向けてどのように改善、促進をさせる計画、実施体制の見直し等はあるのか。取り組んでおられるのであれば、具体的な施策などがあればお聞かせください。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 当町の空き家バンクの取組に対する御質問でございますが、長和町の空き家については、人口減少や高齢化に加え、転出者の増加により空き家の件数は増加し、景観や衛生面だけでなく、コミュニティレベルの低下による地域の活力低下が懸念されるようになってまいりました。これらの課題を解決するため、町では平成25年9月に空き家バンク制度の実施要項を定め、空き家を売りたい、貸したい人と、空き家を買いたい、借りたい人の仲介を行ってまいりました。制度開始から10年以上が経過をいたしまして、制度も定着してまいりましたが、空き家問題は、本格的な解決にはまだまだ取組を強化しなければならないと感じておるところでございます。議員御質問の空き家バンク登録件数促進の課題については、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 私のほうから、空き家バンクの登録件数促進の課題について答弁をさせていただきます。

町内に空き家を所有する方からの空き家バンクへのお問合せは、非常に多く承っております。町では、希望のあった物件について、土地や建物の権利状況、いわゆる相続をはじめとする登記の状況、固定資産税の納税の有無などを調査させていただき、再度お打ち合わせをさせていただくわけですが、その中で、建物の表題登記、所有権保存登記が未済の物件につきましては、空き家バンクに登録できないことから、所有者に対して登記手続を促しております。所有者、相続人からの依頼があれば、司法書士、土地家屋調査士等の専門家を紹介もしております。

しかし、空き家の多くは、何世代にもわたっても相続登記が行われていないもの、権利関係が複雑ですぐには登記ができないもの、登記費用がネックになるものなど、様々な課題を抱えているものが多く、時間や手間のかかる物件が多いのが現状でございます。物件の売買、貸し借りにおいて、建物の表題登記、所有権保存登記が未済の物件、相続登記未済の物件につきましては、法的に建物の権利者が確定しないため、その手続を先送りして契約を行った場合、将来にわたって双方に大きなリスクが伴います。空き家バンクという制度は、町という公的な組織が運営している事業ですので、まずは法的に建物の権利を確定させていただきをお願いをしているのが現状です。

また、これらの課題の解決に向けた取組といたしまして、空き家の所有される方の多くは、町外に在住されているという状況から、毎年、税務係で発行する固定資産税のお知らせに、空き家バンク制度の案内を同封してお知らせしていますが、令和7年度には、令和6年4月1日から相続登記が義務化された旨の案内も同封してお知らせいたしました。実際に空き家バンクに登録を申し込みされた方にお聞きしますと、この同封した案内を見て登録されたという方も多くいらっしゃいます。

たので、引き続き同様な形で空き家バンクを周知していきたいと考えております。

令和7年3月26日水曜日に開催された第9回空家等対策協議会において、国土交通省、日本司法書士会連合会、全国空き家対策協議会発行の住まいのエンディングノートの活用について承認され、令和7年5月16日に役場関係職員、社協職員による活用等勉強会を実施し、どのようなシーンで活用するかなど情報交換を行い、6月14日の長和町社会福祉協議会の第17回福祉ふれあいフェスタの会場で配布活動を行うなどの取組も行いました。

また、空き家のことで困らないよう、早めに家族で話し合うことの大切さを伝えるツールとして、国土交通省発行の空き家すごろくを広報ながわ6月号に掲載し、住まいのエンディングノートとセットで活用できるよう、ホームページ掲載等を進めております。さらに、長野県司法書士会に対し、相続・遺言・成年後見人等無料相談会&勉強会を長和町での開催を要請し、8月28日に役場庁舎において開催をいたしました。勉強会に34名出席し、相談会も当日を含め12枠全て埋まり、多くの方に御参加いただき、関心の高さを再確認したところでございます。

また、空き家の実態と所有者の意向を正確に把握し、令和9年度から始まる次期空家等対策計画の効果的な立案を実施するための基礎資料として、本年度は町内空き家の全棟調査と空き家所有者へのアンケート調査を行ってまいります。これにより、所有者が将来的にその空き家をどのようにしたいと考えているのか、意向を確認し、課題や困りごとの特定や、所有者が利活用や管理に関して直面している課題を把握する予定でおります。

繰り返しになりますが、空き家バンク制度は町という公的な組織が運営する事業です。相続等の状況が確定しない物件を安易に取り扱ってしまった場合、売り手と買い手の間でトラブルに発展するケースが想定されます。今後も専門家の意見を聞きながら、議会の代表者の方も委員で参加をしていただいております、町の空家等対策協議会などでも協議するなど、引き続き空き家問題の解決の取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 8月に開催されました相談会、勉強会のような企画実施を積極的に行っていただき、町民の皆様に関心を持っていただくことが肝要かと思っておりますので、継続的にイベントの実施をお願いいたします。

また、アンケート調査につきまして、まとめ次第共有いただければと思います。

続きまして、空き家活用方法の選択肢についてお伺いいたします。昨今では、空き家バンクの活用だけではなく、新しい取組を採用し、各地域で成功事例が多数出てきております。高知県3自治体を中心に、広島県呉市、名古屋市、長野県では、生坂村や辰野町では空き家バンクと連携し、取組み始めている、さかさま不動産などございます。

2023年12月から施行された、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改定する法律によって設立された、空き家等管理支援法人の制度がございます。全国での導入をされている自治体数は40以上も始めており、近隣自治体では、上田市も本年度の1月から取組を開始しております。

す。空き家対策の方法の一つとして、民間事業者へ空き家管理、効率化を図るために、空き家等管理支援法人の導入を検討してみるのはいかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 空き家等管理支援法人の導入について答弁をさせていただきます。

空家等管理活用支援法人は、空き家対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たすために、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村が指定する民間法人でございます。制度の概要といたしましては、令和5年に改定された空家等対策の推進に関する特別措置法によって創設された制度で、この制度により民間法人が公的な立場で空き家対策活動を行いやすくなり、市町村の空き家対策業務を補完する役割を果たすことが期待をされております。支援法人の役割といたしましては、空き家の所有者からの相談対応や、空き家の管理・活用に関する情報提供、所有者と活用希望者とのマッチングなどをはじめ、空き家の見回りや点検、簡易な修繕、清掃の実施、所有者不明の空き家については、情報収集など様々な取組が想定されております。

また、指定される法人の要件といたしましては、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、または空き家等の管理や活用を行うことを目的とする会社などです。これらの法人は、空き家対策の実績や業務体制、活動計画など要件を満たす必要がありまして、宅建業者、いわゆる建物の取引を行える資格を持った業者の参画なども推奨されております。この制度を活用することで、空き家所有者は専門家による適切な管理サポートを受けられ、地域社会の活性化にも貢献できます。また、自治体にとっては、空き家対策業務の負担軽減につながり、所有者不明の空き家問題にも効果的に対応できるというメリットもございます。

現在、長和町の空き家対策に御協力いただいている民間事業者や協力隊OGが運営するナワメ社、また、空き家DIYなどに取り組んでおられる高田議員が代表を務めるRE—WORKS．INCなどがあり、この制度を活用することにより、より一層官民連携で空き家対策に取り組んでいけるのではと思います。

この制度をスタートするには、まず、町の事務取扱要領など基準を定めることが国からは求められており、既に運用を始めている先進自治体の状況を確認する中で、官民でどのような役割を担っているのか、どのような法人が登録されているのか、その支援法人は実際どのように機能しているかなど、町の空き家問題の解決に向けた効果を検証し、町の要綱の制定に向け作業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 空き家問題については、近年の大きな課題であり、様々な角度から解消方法を検証、準備をし、積極的に取り組んでいかなければなりません。登記や相続の大きな障壁があり難しい課題ではございますが、先送りにすればするほど、この空き家問題は選択肢がなくなってしまうと危機感を感じております。

ぜひ、官民連携での解消方法を構築し、新たな一つ的手段として推進できればと思いますので、

運用に向けてぜひ御検討いただければと思います。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（原田恵召君） 以上で、2番、高田 傑議員の一般質問を終結いたします。

ここで1時52分まで休憩いたします。

休 憩 午後 1時41分

再 開 午後 1時52分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番、諫山三武議員の一般質問を許します。

諫山議員。

○1番（諫山三武君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

私は、大きく2点、保育園における主食持参の在り方について、そして、国道142号沿いの花壇及び沿道管理の在り方について伺います。

それでは、長和町の保育園における主食持参制度について、現状の課題と今後の方向性について伺います。

まずは、制度の背景と現状について伺います。

長和町は、子育て日本一を目指すまちづくりを掲げ、これまで様々な子育て支援を進めてきました。その中で、現在の主食持参制度は、週2日は完全給食として米やパンを提供し、週3日は家庭から白米を持参していただく体制となっています。しかし、令和4年9月に実施された保育園の利用に関するアンケートでは、62.5%の保護者が毎日主食を園で提供してほしいと回答しており、主食持参制度が大きな負担となっている実態が示されています。

ここでまず、主食持参制度がこれまで果たしてきた役割について触れたいと思います。

主食持参制度は、戦後の給食制度の成り立ちや当時の社会構造を踏まえた合理的な仕組みとして導入され、長年にわたり受け入れられてきました。特に、三世同居が一般的だった時代には、専業主婦の割合が高く、祖父母による育児・家事のサポートも得られやすい環境にありました。そのため、家庭で主食を準備する負担は比較的小さく、自治体としても調理体制の負担を軽減できるという利点があり、この制度は一定の意義を果たしていたものと理解しています。

しかし現在は、核家族化、共働き世代の増加、移住者の増加といった社会環境の変化により、当時前提とされていた家庭のサポート体制そのものが大きく変わっています。制度の歴史と意義を尊重しつつも、現代の子育て環境に合わせてアップデートする必要があるのではないかと考えています。

この点を裏づけるデータとして、第2次長和町長期総合計画、18ページには、親世帯が近くに住んでいる、または同居している家庭が全体の91.3%を占めることが示されています。つまり、本町のデータは、親族からのサポートが得られやすい家庭構造が多数派であることを前提にしてい

ます。

しかし、移住者は、この前提に当てはまりません。県外在住の親族が多く頼れる環境がないため、朝の主食準備が重い負担となりやすい構造があります。これはすなわち、現行の主食持参制度は、移住者が増えるほど負担が大きくなりやすい構造であることを意味します。

次に、米の供給不安という新たなリスクについて申し上げます。

昨年度の令和の米騒動では、一般家庭が米を購入できない事態が発生しました。政府は、2025年度も増産には踏み切らず、輸出量の増加が続く状況です。このような環境下では、再び、供給不安が発生する可能性は十分考えられます。現行制度は、家庭が安定的に米を確保できることを前提としているため、供給不安が起きた際には、影響を受けやすく、制度の持続性という点でも検討が必要だと考えます。

続いて、全国的な動向について申し上げます。

2025年に、BABY JOB株式会社が実施した全国調査によれば、公立保育施設のある1,414市区町村のうち、主食の持参を求めている自治体は、約3割の416市町村。そして、前年との比較では、104市町村が主食持参を廃止しており、主食持参制度の見直しが全国的に進んでいる実態が示されています。また、642名の保護者を対象とした調査では、70%以上の方が主食持参は負担であると回答しています。つまり、主食持参制度の見直しは、全国的な流れであり、長和町だけの問題ではありません。

次に、完全給食化が移住促進に及ぼす効果について申し上げます。

完全給食化は、単なる保護者の負担を軽減するだけでなく、町の長期的な人口維持に直結する政策です。その理由は、次のとおりです。

子育て世代の移住希望者にとって、毎朝の主食準備が不要であることは、極めて大きなメリットとなる。長野県内では、主食持参が主流のため、近隣自治体で比較された場合に優位性を持つ。子育てしやすい自治体は、全国的に高く評価され、移住候補になりやすい。人口減少の中、子育て世代の流入は、町の将来を左右する。つまり、完全給食化は単なる福祉施策ではなく、移住者を呼び込み、人口維持に寄与する政策としても重要な戦略であると考えます。

この点は、町にとって将来への投資として十分に検討すべき価値があると考えます。さらに、出生率の観点からも重要な意味を持ちます。

令和7年3月に制定された長和町デジタル田園都市国家構想総合戦略、13ページによれば、令和5年の合計特殊出生率は0.63であり、令和11年の目標値は1.66と非常に大きな改善を掲げています。この目標を達成するためには、町内の取組だけではなく、県内外及び近隣市町村からの子育て世代の移住促進が必要不可欠です。

特に、長野県内の公立園では、主食持参が一般的であり、完全給食を実施する自治体は少数です。そのため、もし長和町が県内に先んじて完全給食化を導入すれば、子育て中の家庭にとって比較しやすい利点となり、長和町を選ぶ理由を生み出す強力な移住促進策となります。特に、上田市、東

御市、佐久市、小諸市など、近隣市町村からの短距離移住者にとっては、仕事はそのまま、子育ては長和町でという選択肢が生まれます。

つまり、完全給食化は、出生率向上に必要な子育て世代の母数そのものを増やす政策。人口減少に正面から対応できる効果の大きい手段として、長和町に大きな利益をもたらす施策になり得ます。

そこで、町に伺います。現在、完全給食が実施されていない理由は何でしょうか。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 「NAGAW NEXT VISION VI」といたしまして、耀く未来のためのまちづくりとして、子育てしやすいまちづくりのための子育て支援策の継続と魅力ある保育園・小中学校の運営に取り組んでまいります。

長和町は、時代に先駆けた子育て支援を行っており、今後におきましても、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない手厚い子育て支援のまちづくりを進めてまいります。

保育園での主食提供につきましては、担当課長よりお答えしますので、よろしく申し上げます。

○議長（原田恵召君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 保育園では、給食のある月曜日から金曜日のうち、火曜日をあつたか御飯の日、水曜日をパンまたは麺の日として、保育園での主食の提供を行っております。

令和4年9月に行いました保育園の利用に関するアンケートの結果では、主食の提供につきまして、有料でもしてもらいたいのが25%、無料であれば提供してもらいたいのが、有料なら現行どおりでよいのが37.5%、現行どおりでよいや毎日持参でもよいのが32.5%、その他が5%であり、現行のとおり週2回の主食提供とさせていただいております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 主食持参制度を今後も継続する方針なのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 現在は週3日、御飯を持参いただいておりますが、朝あまり食べなかったから大盛りにしたとか、お昼はカレーだから大盛りにしたとか、玄米御飯や雑穀米、柔らかめの御飯を持参する子供さんなどもおられます。同じクラスの中でも園児の成長さや食欲の差などがあり、その日の体調によっても食事の量が変わってきます。主食を持参することにより、保護者の方に子供さんの食事量や献立などを把握していただけることで、お子さんの生活や成長をいつも見守っていただいているようにも感じております。

保育園では、自分で御飯入れるお手伝いできたよとか、ママがまあいい形にしてくれたから頑張って全部食べたよなど、園でお弁当の御飯を食べることを楽しみにしているお子さんの様子もございます。また、日常の中でお弁当を包む、縛るなどのことにより、手先の発達を促すことにもつながっております。

主食につきましては、食パンなどの持参についても、保護者の皆様の意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 保育園の利用に関するアンケート結果をどのように評価していますでしょうか。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 3歳児以上クラスの主食の持参についてのアンケート結果は、有料でも提供してもらいたいのが25%、無料であれば提供してもらいたいのが、有料になるなら現行どおりでよいのが37.5%、現行どおりでよいのが26.3%、毎日持参でもよいのが6.2%、その他3.8%、未回答1.2%であり、提供してもらいたいのが62.5%ですが、そのうち有料となるなら現行どおりでよいのが37.5%の状況でありました。

アンケートの結果、毎日主食を提供した場合の費用負担の増加を考慮し、現行どおり、週2日の主食提供とさせていただきます。

なお、アンケートの際に頂きました御意見により、主食の提供日を火曜日と水曜日に固定化するとともに、11月から3月まで実施しておりました保温は、年間を通じて実施し、温かい御飯とするなどの改善を行っております。

今後におきまして、保育園での主食提供に関する意向調査も行い、保護者の皆様のお考えやニーズを伺ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 米不足・供給不安が再発した場合、家庭が米を確保できない事態への具体的な対応方針はどのように考えていますでしょうか。また、制度の持続可能性をどのように評価していますでしょうか。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） もし仮にそのような状況になった場合には、例えばですが、供給が安定するまでの間、御飯に限らず、主食となるものを各御家庭で用意していただいたり、町内の大規模農家さんの紹介やマッチングは可能と考えておりますが、その時々状況により対応をしていきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 完全給食化に必要な体制の再試算や検討状況についてどう考えていますでしょうか。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 水曜日をパンまたは麺の日とし、週4日を御飯提供の日として、令和6年度の給食提供日数で計算しますと、3歳以上児69人と検食などの食材費として年間約67万円となります。

また、毎日主食を提供するとなると、調理や配膳、食器洗浄等の業務が増えるため、調理工程などの見直しも必要となります。

業務の増加により、半日勤務の調理員を各園に1名ずつ増員したとすると、人件費1名150万円、2名で300万円となり、合計約367万円が必要となる見込みです。

令和6年度における保育園全体の食材費と調理用衛生品の歳出合計は1,334万円で、そのほかに調理に係る光熱水費及び栄養士と調理員の人件費6名分などが支出されております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 完全給食化が移住促進と出生率向上に寄与し、町の将来にとってプラスとなる可能性がある点をどのように評価していますでしょうか。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 町では、子育て給付金や子育て応援ごみ袋の配布、細やかな健診の実施や子育て支援センターの充実、保育料の独自減免、3歳以上児の副食費、小中学校の給食費の無償化、18歳までの医療費の無償化等、ライフステージごとに子育て世帯の皆さんを応援するため、様々な事業に取り組んでおります。

保育園で毎日の主食の提供をするには、財政面に加え、保護者皆様の統一した方向性が必要となりますので、意向調査などにより、保護者のお考えやニーズを伺いながら子育てしやすいまちづくりを目指し、取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 最後に申し上げます。保育園の利用に関するアンケート、総合計画のデータ、さらに、全国的な動向を踏まえると、主食持参制度について、いま一度検討する段階にあるように思われます。核家族化、移住者の増加、米の供給不安など、現行制度を取り巻く環境は、大きく変化しています。子育て日本一を掲げる長和町として、現場や保護者の声を踏まえながら、町として一緒に改善の方向性を探っていただけることを期待します。

以上で、第1の質問を終わります。

続きまして、国道142号沿いに設置されている花壇帯と沿道管理の在り方について質問いたします。

私は、今年の9月中旬から現在に至るまで、毎朝、町内でごみ拾いの清掃活動を続けています。その中で、沿道の雑草の状況や花壇帯の使われ方が気になるようになりました。国道142号沿いには、かつて植栽活動を前提として設置された花壇帯が複数あります。しかし、現在では、十分に活用されていない区間が多く、雑草の繁茂、景観の悪化、そしてごみの散乱といった課題が散見されます。

その中でも、私は特に、青原橋からENEOS和田サービスステーションまでの区間に注目しました。この区間は、町がシルバー人材センターに委託し、年間おおよそ100万円をかけて草刈りを行っている場所です。実際に現地を確認する中で、次のような状況を把握しました。

雑草が繁茂し、歩道側へ倒れ込んでいる箇所があること。草の根元にごみがたまり、外側からは見えにくく、放置されやすい構造になっていること。花壇内部の土がむき出しで、草が生えやすく、

管理しにくい状態であること。草刈りの担い手がシルバー人材に集中しており、体制の維持に不安があること。これらを踏まえまして、この区間だけでなく、国道沿いに点在する花壇帯全体の在り方を見直す必要があると考えています。

現地確認及び関係者のヒアリングから、次の4つの課題が明らかになりました。

1つ目は、草刈り体制がシルバー人材に依存している点です。高齢化の進行により、担い手が年々、減少しており、将来的な維持が難しくなることが想定されます。

2つ目は、年3回の草刈りでは、繁茂のスピードに追いつかない点です。青原橋からENEOS和田サービスステーション区間では、6月、9月、11月の年3回実施されていますが、草が歩道へ倒れ込む状況が実際に見られます。また、草刈りの実施が草の状態に基づいて行われているのか、あるいは予定された日程で行われているのかについては、外からは分かりにくい状況です。

3つ目は、花壇帯の構造そのものに問題がある点です。植栽が行われていない区間では、土がむき出しになり、雑草が生えやすく、ごみも隠れやすい状態となっています。

4つ目は、景観や衛生環境への影響です。雑草が繁茂することで、ペットボトル、空き缶、菓子袋、たばこの吸い殻などが草の根元に隠れやすくなり、草刈りを行うまで露出しにくいという状況が確認されています。

次に、他自治体及び国の取組について申し上げます。

全国的に道路沿いの管理手法は、草を刈り続ける方式から草がそもそも生えない構造をつくる方式へと転換が進んでいます。例えば、愛知県では、防草テープと張りコンクリートを組み合わせた施工が採用されています。これにより、雑草の繁茂を抑制し、除草の回数を減らし、結果として維持管理、コストの削減につながっています。また、国土交通省近畿地方整備局が実施した防草対策のライフサイクルコスト比較では、張りコンクリートなどの防草構造は、これまでのように人力で除草を続けた場合と比べて、長期的な維持管理費をおおよそ半分にできると試算されています。

都市部のように、緑が少ない環境では、道路沿いの花壇は貴重な観光資源となり、維持管理に労力や費用をかける意義があります。しかし、長和町は、私たちが日々、目にしているとおり、周囲を美しい山々と豊かな自然に囲まれており、道路沿いの植栽がなくても季節ごとの景色そのものが魅力となっています。このような地域特性を踏まえると、沿道に人工的な花壇帯を維持し続けることが必ずしも合理的とは言えず、むしろ道路本来の役割である安全性、歩きやすさ、維持のしやすさを優先すべき段階に来ていると考えられます。

これらの状況と事例を踏まえ、私は今回、青原橋からENEOS和田サービスステーションまでの花壇帯を埋め戻し、全面を舗装する案を提案いたします。期待できる効果は、雑草発生の根本的抑制、草刈り頻度の大幅減、シルバー人材依存の軽減、ごみが隠れない環境の整備、歩行者空間の拡大、安全性向上、景観の改善、そして長期的な維持管理コストの削減です。初期投資は必要ですが、現在、この区間に年間約100万円を投じ続けている現状を考えると、十分に回収可能な投資と考えられます。さらに、もしこの区間で成果が得られれば、国道142号沿いに点在するほかの

花壇区間にも段階的に展開できる可能性があります。

では、町に伺います。国道142号沿いに複数存在する花壇帯について、現在の管理状況と課題認識を伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 諫山議員におかれましては、選挙期間中から現在まで、ごみ拾い活動がされているということで、町内の環境整備に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

今回、そういった御経験も踏まえ、国道142号線沿いの花壇及び沿道の管理の在り方について、御質問を頂いたものでございますが、下和田バイパスの植栽計画につきましては、平成12年、ちょうど下和田バイパスが供用開始が始まった頃でございます。

平成12年の供用開始に先立ちまして、県と当時の和田村と協議したものでございます。

国道142号につきましては、道路管理者が上田建設事務所と、こういうことになり、歩道にある花壇につきましては、以前は、役場だとか、商工会だとか、各会社・事業所とか、あとは各区とか、そういったところが花植えを行っておりました。

現在では、そういったことがされておらず、生えた草については、道路のり面の草刈りと併せてシルバー人材センターの業務委託としている状況でございます。

新和田トンネルの無料化等により、交通量が増えまして危険性が増したこと、あるいは事業者においても人手不足などにより、今後も花を植える等の管理をしてくれる団体を探すことが大変難しい状況であるというふうに思っております。

諫山議員御提案の花壇帯の埋め戻し、あるいは全面舗装化につきましては、今後、先ほど申し上げましたように、あそこは三桁国道でございますので、上田建設事務所が管理をしておりますので、上田建設事務所と協議をしたいというふうに思っております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 特に、青原橋からENEOS和田サービスステーション区間の草刈り体制がシルバー人材に依存している現状をどのように評価されているか伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 国道142号線につきましては、管理者が上田建設事務所となるため、道路のり面の草刈りについても管理者である上田建設事務所が行うことであると思いますが、県においても予算等の都合もあり、国道全線の草刈りを行うことは難しい状況でございます。

それを踏まえ、以前から町の予算で一部の国道の草刈りを行ってまいりました。

現状、シルバー人材センターから人材が不足して業務が行えないというようなお話はなく、むしろ、一定の仕事量は確保してほしいと言われておりますので、今のところは、今後も引き続き、草刈り業務を行っていただけるよう、検討してまいりたいと思います。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 草刈りの実施時期が草の状態で判断されているのか、それとも予定された

日程で判断されているのか伺います。

併せて、年3回という頻度の根拠とこれまでの見直し実績について伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 草刈りにつきましては、予算が確保できた金額により回数は決まりますが、1回目についてはお盆前に行くことを指示させていただいており、残りにつきましては、草の伸び具合によりますが、夏から秋にかけて行っていただいております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 花壇帯の構造が雑草繁茂やごみ散乱の一因となっている点について、町としてどのように認識されているのか伺います。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 下和田バイパスの植栽計画につきましては、平成12年の供用開始に先立ち、平成11年6月2日の資料に、長野県上田建設事務所から検討委員会の準備を進めると記載をされていることから、当時、建設事務所内で発足した委員会において植栽方針が決定されたものと推察されます。

当初は、交差点付近に芝桜、沿線にはイチイ、コブシ、ツツジが選定され、維持管理は、県において年2回の実施が予定されておりました。しかしながら、田中県政となった平成15年頃からは、維持管理回数が年1回へと減少し、加えて、塩カルの影響によりツツジが枯れるなど、植栽の維持が困難な状況となりました。このため、当時、村においても緊急雇用事業を活用して補完的な管理を行っていた経過がありますが、専門的な剪定作業などには限界がありました。

さらに、平成17年の10月に長和町となり、事業を継承した後も町の景観審議会では、景観悪化を懸念する意見が寄せられ、将来的には、県の信州ふるさとの道ふれあい事業の導入も視野に入れて検討が進められていたところでございます。また、平成20年頃には、除草用の防草マットが朽ち、景観の観点から県と相談の上、これを撤去し、四季に応じてコスモスや背丈の低いヒマワリなどを全線に植える取組を行っておりました。その後、全線一括管理の負担が大きくなったことから、和田宿橋北に区割りを行い、一般公募や地域団体に協力を依頼しながら植栽管理を実施してきたところでございます。

しかしながら、現在では、管理者の高齢化や担い手不足により、十分な維持管理が行き届かず、花壇帯の構造自体が雑草の繁茂及びごみの滞留を誘発しやすい状況となっております。具体的には、縁石から生じる隙間や植栽基盤の高さの不均一、清掃機械が入りにくい形状などが要因として確認されております。加えて、国道上の施設であることから、国が直接管理する区間と予算などの都合で未管理となる区間が混在をしており、その管理方法の際も景観維持を難しくしているところがございます。

本町といたしましては、これまでの経緯を踏まえつつ、花壇帯の改善や管理方法の見直しについて、関係機関へ引き続き働きかけるとともに、維持管理の効率化や雑草繁茂の抑制に資する方策を

検討し、国道沿線の良好な景観の確保及び環境美化の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 花壇帯の埋め戻し、全面補装化について、これまで検討された実績があるか伺います。

さらに、その費用対効果をどのように評価されているのか伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 国道についての管理者は、上田建設事務所となりますが、町から補装化の要望をしたことについては、近年ございません。

費用対効果については、草の除去等の労力や経費が削減できると考えております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 人口減少や担い手不足を踏まえ、今後、沿道管理の持続可能性をどのように確保していくお考えか伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 沿道管理等について、和田地区の美しく運動ですとか、他地区でも様々な取組を実施していただいていることに感謝申し上げます。

一方で、今までは、自治会や区での道普請作業等により、国道の草刈りを行っていただいた箇所ですが、近年では、議員御指摘のように、人口減少、担い手不足により、今後は、自治会や区ではできなくなったため、町で行ってほしいとの相談も多く寄せられております。

県や町の予算において、予算の範囲内で、今後も管理を検討していきたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 最後に申し上げます。青原橋からENEOS和田サービスステーションの区間は、町が重点的に予算を投じている場所であり、花壇帯の実態を最も把握しやすい身近なエリアです。しかし、花壇帯は、この区間以外にも点在し、同様の課題が生じている可能性があります。

観光振興やウオーキングイベントを進める本町にとって、歩きやすく安全で、景観が整った道路環境は重要です。また、車から見える景観も町の印象を左右します。人口減少、労働力不足が進むこれからの時代、草を刈り続ける道路から草が生えない道路へ、構造の転換を図ることが必要なのではないかと考えます。まずは、身近な区間から具体的な改善を進め、将来的には、町全体の沿道管理改善へとつながっていくことを期待し、第2の質問を終了させていただきます。

○議長（原田恵召君） 以上で、1番、諫山三武議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（原田恵召君） 本日の一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

なお、15日月曜日の一般質問につきましても午前9時から行いますので、時間までに御参集願

います。

会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午後 2時33分

第 3 号

(1 2 月 1 5 日)

議 事 日 程

令和7年12月15日
午前 9時00分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一般質問

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 1)

令和 7 年 1 2 月 1 5 日
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議案第 9 0 号 副町長の選任につき同意を求めることについて

(町長提出)

散 会

令和7年長和町議会12月定例会（第3号）

令和7年12月15日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	諫山三武	議員	2番	高田	傑	議員
3番	小川法樹	議員	4番	城内	たき子	議員
5番	阿部由紀子	議員	6番	龍野	一幸	議員
7番	荻野友一	議員	8番	佐藤	恵一	議員
9番	田福光規	議員	10番	原田	恵召	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	清水英利	君
総合政策課長	上野公一	君	住民生活課長兼会計管理者	米沢正	君
保健福祉課長	小林義明	君	産業建設課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	総務課長補佐	遠藤剛	君

議会事務局出席者

事務局長	長井真樹	君	議会事務局書記	若林美穂	君
------	------	---	---------	------	---

◎開議の宣告

- 議長（原田恵召君） おはようございます。
長和町議会第4回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（原田恵召君） 日程第1 一般質問を行います。
くじ引き順により、本日3名の一般質問を行います。
8番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤議員。

- 8番（佐藤恵一君） では、通告に従いまして、私の一般質問を行いたいと思います。

私は、道路の草刈り等が少子高齢化により、集落が伝統的に担ってきた道普請などの伝統的な住民による道路維持管理体制が崩壊してきた現状と、行政の財政面の厳しさから草刈り委託費などの景観維持のための予算が削減対象となりやすい傾向を長和町の課題として捉え、人口減少と高齢化社会の道路の草刈り等の維持管理施策をただしたいと考えます。

昨年、長和町は令和6年8月に景観行政団体へ移行し、独自の景観計画を策定いたしました。森林、農地、宿場など地域の多様な景観資源を守り育てることが、町の将来像「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 未来へ耀く 美しの郷」へとつながると宣言しています。

同じく制定された長和町景観条例では、「町の自然環境や田園風景、宿場のまちなみなど良好な景観は、町民共有の財産で訪れる人にとっても魅力的なものと考え、地域の活性化や地域経済へ波及するなど、今後、町の発展に不可欠な資源」と記載されています。

この自然、田園風景の戦略的な活用は、何もない長和町の大きな武器なのですが、道路脇や道路ののり面の雑草や、歩道側に堆積した土砂の放置は見過ごすことができない長和町の負の景観でもあります。

私は今回、選挙活動の中、町内各地を歩きましたが、残念なことに道路や空き地等に草が繁茂し、歩くために歩道でなくて車道を歩く必要がある場所、草のために側道から車が近づいてくるのが分かりづらい場所、以前一般質問で取り上げた歩道の草や堆積した土砂が、シニアカーが走行できない歩道など、これが住民の安全安心の実現を掲げてきた町なのかと考えました。

また、町民の皆さんからは、急激な人口減、高齢化社会でも町民が誇りを持ち、代々維持してきた自然豊かな景観を維持してほしい。また、ある方からは、移住定住の促進と言いながら、道路脇の雑草の生い茂る町並みを見て、果たして長和町に移り住みたいと思うのかという意見など多数頂戴いたしました。

第1の質問に入ります。長和町で生活環境維持、景観維持のための草刈り等の要望は多岐にわたると考えますが、担当部局はどのように分かれているのか。各部局で景観維持等に関する予算は幾らあるのか。住民より、年間何件の草刈り等の景観維持に関する要望、苦情を過去3年間受けているのか。要望、苦情に対して実施した草刈り等は何件あるのか、質問いたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） おはようございます。

景観維持に関する御質問でございますが、平成17年に全面施行された景観法は、都市や農村等における良好な景観の形成を推進するため、景観計画の策定やその他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的として策定をされました。

長和町におきましても、美しい自然環境、それから山並みの農地の眺望景観、中山道の宿場の歴史的な町並みなど、当町ならではの良好な景観を守り、町民や事業者の皆様と一体となって一緒になって、より主体的な景観づくりを推進するため、令和6年8月1日をもって、長和町は景観行政団体に移行しまして、長和町景観計画の策定に至りました。

本計画は、長和町の景観の特徴を生かしつつ、当町に関係する全ての人々が景観づくりに主体的に取り組み、単に見た目のよさだけではなく、長和町に住む人や長和町に働く人が誇りと愛着を持てる景観づくりにより、今後の町の発展の推進力となって、心地よい生活を守り、住みやすいまちづくりにつなげることで、長期総合計画に示します「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史（いにしえ） 未来（あした）へ耀く 美しの郷」という町の将来像の実現に資する計画として位置づけております。

道路等の管理状況につきましては、担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（原田恵召君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 産業建設課の関係につきましては、国道、県道、町道、農道、林道、また公園管理、観光地等の草刈り及び維持管理を行ってございます。

維持管理経費に草刈り等の経費が含まれている場合もあり、一概に草刈り経費の算出は難しいですが、道路関係ではおおむね360万円ほどとなっております。

商工観光係の関係では、美ヶ原周辺の遊歩道の草刈りとして約30万円計上してございます。

教育課の関係になりますが、体育施設等で年3回の草刈りで約100万円程度、文化財の関係においては、歴史の道及び文化財施設関係合わせて50万円ほどでございます。

草刈りに関する要望、苦情につきましては年数件いただいておりますが、そもそも国道等については、管理者は県でございますし、要望全てにおいて対応はできない状況でございます。

町道、農道、林道等につきましては、町の管理でございますが、町内全ての道路の草刈りを実施

することは財政的にも大変厳しい状況にありますので、予算の範囲で実施しておりますので、御理解いただきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 冒頭から要望でございますが、草刈り等の苦情件数に関しましては、町と県とか国の責任はあると思いますが、やはり誰から、どの場所で、どのような形で、きちんとどのようにしたかということに関して記録をお願いしていただきたいと思います。なぜならば、今後、こういった費用に関して、削減するなら削減するなりの根拠が必要なんです、そのときの基本的な諸論拠となりますので、やはり苦情の記録はきちんと記入していただければと思います。

では、2問目の質問に入ります。町道は町が管理責任を持つと考えますが、道路の歩道、のり面、側溝の排水路等の維持管理は適切に行われているのか。具体的に年間の草刈り等の実施、委託回数をお聞きいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 先ほども答弁させていただきましたが、町内全ての道路の草刈りを実施することは財政的にも大変厳しい状況でありますので、予算の範囲内で実施している状況でございます。

国道ですと長門バイパス、下和田バイパス、町道ですと四泊宮ノ上線、長久保北古屋線、笠取峠旧道、大桜墓地公園参道、エコバレースキー場鷹山間等の草刈りを実施しており、また、交通の支障となり得る箇所等について実施してございます。

草刈りの実施回数ですが、年2回から3回実施しております。町道等の草刈りについては、全てやり切れない状況の中で、道普請や自治会、区の活動の中で取り組んでいただいているところもあると承知してございます。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） ふるさとは美しく運動について申し上げます。

当時、和田地区におきましては、従前より実施をされておりました河川清掃に加え、昭和56年9月の第1日曜日より、ふるさとは美しく運動として位置づけ、各地において国道の路肩の除草作業、区内水路、バス停など公共施設の清掃等、多岐にわたる環境美化活動を精力的に展開をしていただいたところでございます。

また、当時和田村では、毎月第1日曜日を「ふるさとは美しくの日」と定め、地域主体による自主的な美化活動の推進を図ってまいりました。その成果を適切に評価し、地域間の連携意識及び意欲の向上を図るため、翌年度より模範地区を選定し、これを表彰するための表彰内規を制定し、運用を開始したところでございます。

なお、現在におきましては、19の地区に対し補助金の交付を行っている状況でございます。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） ただいまの答弁のふるさとを美しく運動への年間補助金は幾らでしょうか。また、財源は一般財源に基づいた補助金でしょうか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 19の区に対しての補助金でございますが、年間30万円を補助金として一般財源から支出している状況でございます。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） かなり古い歴史のあるふるさとを美しく運動でございますが、旧長門地区では同様の運動は行われているのでしょうか。毎月1回の地域主体による自主的な美化活動は行われているのでしょうか、質問いたします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 長門地区におきましては、河川愛護活動として、和田地区の美しく運動と同様な取組として、それぞれ取組を実施していただいております。

今後も継続して町の美化活動に取り組んでいただくため、町としても協力して進めていっていただきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） では、次の質問です。道路脇の草刈りについて、以前、町担当者から草刈り機の振り幅で草を刈るので、のり面全部を草刈りをするのではないと返答を受けましたが、刈り残しは慣例なののでしょうか、質問いたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 限られた予算の中で草刈りを実施しているため、のり面全部を刈るのではなく、通行に支障がないようにすることを目的に草刈り等を実施してございます。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） のり面が公道に属している場合、その草刈りや維持管理は原則として道路管理者、行政機関の責任だと私は理解してます。ヘアスタイルのブロック風のカット、要はずっと真っ直ぐですね。なるほど、草刈りは効率はいいけれども、見た目や刈り残しが気になる住民も多いと思います。誰のために何のために草を刈るのか。行政と地域住民と共有することが重要と考え、次の質問を続けていきたいと思っております。

国道、県道の管理はどこが行っているのか。担当部局はどこか。町が住民の草刈りの要望を町の行政窓口申し出た場合、国道、県道担当者との連携体制はきちんと取られているのか質問いたします。

特に草刈り等の要望後、申出者に対して、実施の有無、対応の時期は国・県が担当なので不明との回答が多いのですが、草刈りの対応など実施目安を返答してほしいとの要望を受けています。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 町内の国道、県道の管理につきましては、上田建設事務所が行っ

ております。上田建設事務所も予算の範囲内で、例年ほぼ同じ箇所を草刈りを行っております。通行に支障がある等の理由で、町から上田建設事務所に草刈り等を要望した場合、予算の範囲内ではありますが、迅速に対応していただいている箇所もございます。

また、草刈りの実施目安については、上田建設事務所にも確認をし、返答できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 主要道路に関しまして、従来から住民の手で草刈り等を行ってきた経緯があるように見受けられますが、行政、自治会、企業などと草刈りを中心とした草刈り等の景観維持に関する分担はきちんとできているのでしょうか。また、分担地図はあるのか質問いたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 今まで自治会や区等で国道や町道の草刈りを行っていた箇所も、高齢化により、今後は町で管理してほしいという要望がある場所もございますが、例年同じ箇所をそれぞれ行うようにしており、重複しないようにしております。分担の地図は作成してございません。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 自治会で道路の草刈りを担当してきたが、高齢化等で草刈りの担当区域の草刈りが困難になったとして、町に申し出た事例があります。過去3年間延べ件数は幾つでしょうか。また、申出のあったエリアは、町または道路管理者が責任を持って草刈り等をしていくのか、質問いたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 自治会からの今後草刈りができないとの要望につきましては、4か所ほどございまして、全て対応するのは難しいのが現状でございます。不公平がないよう、大勢の方が利用する交差点付近や見通しが悪く事故につながるおそれのあるカーブの付近などで、緊急性の高い場所を優先的に予算の範囲内で実施しております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 不公平がないようにということですが、今まで自治会が担ってきた景観の草刈りですね、それがだんだんできなくなっているという状況を私は重く受け止めております。

自治会からの草刈り範囲の返上の申出は、小規模集落の草刈りの担い手がいなくなり、集落機能の崩壊からの申出であって、決して大勢の方は利用しないが、道路の安全面から草刈りの必要な場所も含まれています。小規模集落の少人数の小さな声も考慮した公平ある草刈りの施策を要望して、次の質問に移ります。

信州ふるさとの道ふれあい事業（通称）アダプトシステムとは何か。長和町の提携状況はどのようになっているのか、御質問いたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 信州ふるさとの道ふれあい事業、アダプトシステムでございますけども、県と町と道路の美化活動を行う団体等で協定を結び、道路環境の向上を目的とした事業であり、社会福祉法人樅の木福社会山の子学園共同村に古町地区で国道沿いの植樹帯花壇等の維持管理、同じく樅ノ木福社会の就労センター武石ふれあいに国道142号和田バイパスでのごみ拾いを行っていただいております、上田建設事務所より物品の支給・貸与、損害賠償保険への加入を行ってございます。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） このアダプトシステム、もう一度説明をしますが、建設事務所は物品の支給・貸与、損害賠償保険への加入を担当し、市町村は連絡調整、ごみ処理を行う事業としてアダプトシステムがでございます。

長野県のアダプトシステムは、地域住民、団体、企業や学校が県管理者の道路の里親となり、草刈りなど美化活動など継続的にボランティアを行うものであり、令和5年5月の県内には365の団体が活動しています。近隣では、上田市が上田アダプト制度として制度を取り入れており、地域の自治会や学校、企業が道路や公園の美化活動を行っております。エリア活動の指定や登録制度がしっかりしているようです。

今後、長和町も担い手不足や世代間での引継ぎが必要となってきましたので、美化活動運動の再構築をアダプトシステムを利用することを提案いたしますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 当町におきましても、先ほど答弁させていただいたとおり実績があるわけございまして、他の事業者、自治会、また区で参加できないか、他の事例も参考にしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 時間の都合で8と9は飛びまして、10に行きたいと思います。町内では、高齢者の移動手段としてシニアカーの利用が増加していますが、歩道の草が繁茂して通行が困難な箇所が見受けられます。これは、高齢者の外出機会を奪うだけでなく、転倒や事故のリスクにもつながっております。町として現状の対応と今後の改善策について伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 国道においても、県の予算の都合で歩道への草刈りができていない箇所があることは把握してございます。まずは、維持管理について道路管理者が行うべきと考えますので、上田建設事務所へ要望いたします。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 超高齢化が進む我が町では、シニアカーの利用者の声を反映する意見聴取、例えば利用する道の聞き取りやモニタリングの仕組みを設ける考えはあるのか。住民の安全と自立を支えるインフラ整備の一環として、町の姿勢をただします。

○議長（原田恵召君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 介護保険の福祉用具事業として、シニアカーを利用されている方と御自身で購入された方など、町内でシニアカーを利用されている方は10名ほどおられると思います。

介護保険サービスによりシニアカーを利用されている方にはケアマネより、サービスを利用されていない方には、町が行っております介護福祉士による、主に80歳以上の方への個別訪問の際などに意見をお聞きし、産業建設課と連携しながら安全確保に努めてまいります。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） では、14番の質問に入りたいと思います。こういった草刈りの導入等に関しまして、機械の導入というものを提案したいと思います。他の市町村では、草刈りとか道の道路にたまっている土砂を機械によってそれを除去している事例がございます。長和町に関しましては、道路の脇にたまっている土、土砂、あと碎石なんですけど、それがずっと放置されており、それを除去するために機械導入が必要ではないかと考えておりますが、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 上田建設事務所では道路スノーパーを所持しておりまして、専門の運転手もおりますので、御質問にあります件につきましては、上田建設事務所に要請をしてみたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 他の地域では、そういったスノーパーに関しまして独自の実証実験を行っているところがあります。例えば機械を実証実験として導入して、町の歩道の草刈りや土砂除去、清掃といった維持管理業務に実証実験を導入しながら、地域の課題掛ける技術革新によるこの分野での実証実験を行っていますが、これは大都市中心のみで、中山間地における実証実験はまだ行われていません。

実証実験という言葉は、唐突な提案に聞こえるかもしれませんが、実証実験イコール単なる技術検証ではなく、地域の挑戦として物語化し、行政の実証実験を知名度向上の手段として戦略的に活用し、地域のブランディングや関係人口の創出につなげている先進自治体もあります。政府も、自ら手を挙げる地域の挑戦自治体へは、それに対応する施策を準備しています。

実証実験導入には、地域社会DX推進パッケージ事業や新しい地方経済・生活環境創生交付金などが交付金として活用することができる可能性があります。道路の草刈り等、高齢化による維持管理の担い手不足や財政効率化に直結する地域課題に果敢に挑戦する長和町として、実証実験の導入を令和8年度予算に組み込む提案を質問いたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 道路の維持管理につきましては、まずは道路管理者が行うもので

あると思いますので、国県道であれば上田建設事務所に要望し、町道であれば、大勢の方が利用する交差点付近や見通しが悪く事故につながるおそれのあるカーブ付近などで、緊急性の高い場所を優先的に予算の範囲内で草刈り等を実施してまいりますので、新たな交付金事業等を導入する予定は、今のところはございませんが、御提案いただきました事業について検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） まずは、県道、国道に関しましては、建設事務所のほうでそういった清掃の機械を早急に実施していただくように、私が長和町に帰ってきてから、そういった機械を拝見したことはございません。県内に何台かあるようなので、その辺を長和町でぜひ実施していただくように要望したいと思います。

なお、そういった要望が通らない場合は、道路歩道の土砂等の除去、清掃は、令和8年度の草刈り費用に上乗せした、従来型人的な土砂除去費として計上する計画はあるのか質問いたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 先ほども答弁させていただいたとおり、令和8年度予算については、追加で計上する予定は今のところございません。御提案いただいた事業について検討した上で、有効であるということであれば、予算計上等も検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） では、質問項目の2に入りたいと思います。通告の第2の質問でございますが、長和町では、令和6年10月1日より長和町景観計画が施行され、町の森林や農地、宿場の町並みなど、地域の特性を生かした環境づくりが本格的に始まりました。特に国道152号線沿い役場前のエリアは町の顔とも言える場所であり、訪れる方々に長和町の魅力を伝える重要な景観資源であります。

一方で、沿道に広がる農地や畦畔の管理は、高齢化や人手不足により年々困難になっており、雑草の繁茂や景観の荒廃が懸念されています。

こうした課題に対し、近年注目されているのが、カバークロープ（被覆作物）の活用ですが、カバークロープは雑草抑制や土壌保全にも加え、花の咲く種類を選定することで景観向上にも寄与する可能性があります。そこで、以下の点について町の見解を伺います。

国道152号線沿道、特に役場前を幹線道路エリアとして位置づけた景観形成の具体的な取組の内容と、今後の計画についてお聞きしたいと思います。

景観計画では、にぎわいと生活の豊かさを味わえる景観づくりが挙げられていますが、どのような景観誘導を想定しているのか。具体的な整備方針をお聞かせください。沿道の雑草、ごみや田園の畦畔が管理されていない状況は、私は想定してないと思っております。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 景観形成の具体的な取組における今後の計画についての御質問でございますが、長和町景観計画において、国道152号線の武石橋から大和橋交差点までの区間、そしてまた国道254号依田窪病院入り口交差点から五反田入り口付近までの沿道は、町の主要な動線であるとともに、来訪者に対し、本町の第一印象を与える基幹的空間として景観上の一般地域に指定をしております。同区域における景観形成の基本理念は、にぎわいと生活の豊かさを味わえる景観づくりとしております。

なお、詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 景観形成の基本理念であります、にぎわいと生活の豊かさを味わえる景観づくりを具現化するため、以下の方向性に基づき景観誘導を行うこととしております。

第1に、道路沿いの視界の連続性及び空間的統一感を確保する観点から、建築物・工作物の形態、色彩、高さなどについて調和を図る指導を行うこととしております。

第2に、沿道の植栽環境の向上を図るため、緑化の推進及び植栽帯の適正な管理を促す方針としております。

次に、御指摘のありました沿道における雑草やごみの放置並びに田園部における畦畔管理の不十分な状況につきましては、現状として、景観計画が目指す将来像と必ずしも整合していない点を認識しているところでございます。

今後は、道路管理者や関係機関との連携の下、除草・清掃活動の実施体制の強化を図るとともに、関係団体との協働による沿道美化活動を推進するなど、適正な維持管理の確保に努めてまいりたいと考えております。

国道152号線沿道が本町の魅力を象徴し、誰もが誇りを持つことのできる景観となるよう、引き続き計画的かつ継続的に取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） ただいまの答弁をいただきましたように、現状の認識としては、私以外にも町民の方からいろいろ御指摘を受けておりますので、ぜひ今後の景観計画を推進していく上で、重点項目として推進していただければと要望いたします。

次の質問でございます。沿道農地や畦畔の管理における課題認識とカバークロップの導入による省力化、景観向上の可能性について質問いたします。

雑草管理の省力化や景観美化を両立する手段として、カバークロップの導入を町としてどのように評価しているのか。沿道農地や畦畔の管理は、酷暑時草刈りを行う必要があり、高齢化や人手不足により困難になってきております。雑草の繁茂や景観の荒廃が課題となっております。

こうした中、国が推進するみどりの食料システム戦略では、環境負荷の低減と持続可能な農業の実現を目指し、カバークロップの導入が推奨されています。農業者の負担軽減策としての活用可能性についてを伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 土壌の侵食防止や物理性の改善等を目的として、主作物の休閑期や栽培時の畝間、休耕地、畦畔などに栽培される被覆作物を総称してカバークロープと呼んでおりまして、カバークロープとなる緑肥を作付することで、土壌の侵食を防ぐとともに、農地にすき込むことで作土に多くの有機物を供給できるほか、土壌中の炭素貯留量を増加させ、間接的に待機中のCO₂削減につながり、地球温暖化防止に貢献するとされております。

また、緑肥作物は土壌表面の被覆力が高く、管理が容易であることが特徴であることに加え、効果として雑草制御、病害虫や線虫防除、天敵の保護・増殖、農村景観美化等が挙げられております。

国では、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、みどりの食料システム戦略を策定いたしまして、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等のため、化学合成農薬、化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減に向けて積極的な転換を図っているところでございます。

町といたしましても、環境に優しい農業施策や農業者への支援の取組を推進しているところでございますが、取組の拡大に向けた技術の導入や普及を図る上で非常に有効な方策の一つであり、実現すれば農業者の皆様が草刈り作業に追われなくなるということは、生産性の向上や環境負荷低減のみならず、具体的な負担軽減にもつながり、気持ちにも余裕が持てることにもつながりますので、可能性を感じているところでございます。

一方で、播種のタイミングや冬場の耐寒性、品種によっては種子が結実すると雑草化したり、排水性の悪い土壌では対策を講じなければならないなど、主作物の栽培管理と並行してカバークロープの栽培管理も同時にする必要があり、慣行栽培と被覆作物を利用した栽培方法の比較検証も必要になりますので、多くの農法や防除の一つとして組み合わせて活用していくことが望ましいのではないかと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） カバークロープを活用した景観形成と農地管理の両方に向けて、実証実験の実施についての提案をいたします。

例えば町が主体となって役場前の沿道農地や畦畔において、地域住民や農業者と連携したカバークロープの実験導入を行い、景観効果や管理負担の軽減効果を検証する実証実験を提案いたしますが、町としての御見解をお聞かせください。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、カバークロープの導入や普及を図る上で、実証試験を展開していくことは有効的な御提案であると考えてございます。品種の特性、地域、その環境等によりまして、栽培管理の留意点や得られる効果が異なると考えておりますので、圃場や主要作物の品目に応じて使い分けるなどして、雑草抑制や収量増加の適応性や技術の習得が図ればと期待をしております。

令和8年度末までは、国のみどりの食料システム戦略のソフト事業に対する推進交付金を活用しまして、土づくり、緑肥による土壌改良、技術実習圃場の設置等の試行的な取組が可能となっておりますので、町の環境にやさしい農業推進協議会や地域の皆様と調整を図りながら、実現に向け推進してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 実証試験の導入につきまして、前向きな検討をいただけるということ答弁いただきました。

次に、国の交付金制度の活用による財政支援の可能性はどうかということで質問いたします。

みどりの食料システム戦略や環境保全型農業直接支払交付金など国の制度ですが、カバークロップの導入に対して、10アール当たり最大8,000円の交付金が交付される仕組みがあります。これにより農業者の負担を軽減しつつ、町としても景観形成や環境保全に資する取組を低コストで推進することが可能となります。交付金活用の見解を伺いたいと思います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 国ではみどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和の取れた食料システムを確立するため、調達から生産、加工、流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組や、それらを広げるための環境づくりを推進しており、環境負荷低減や地域資源、エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援を行っております。

また、環境保全型農業直接支払交付金につきましても、農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援しております。

これらの国の事業につきましては、主作物を販売することを目的に生産することや、農業生産活動の実施に伴う掛かり増し経費への支援として、耕作面積に応じて補助金が交付される仕組みとなっております。

また、取り組む事業の内容によって対象者や条件が異なったり、多面的機能支払交付金との重複交付は受けられないことや、独自の補助金の上乗せには制限が設けられておりますので、非農地とされる沿道の農地や畦畔といった景観面に対する支援は難しいと見込まれます。

したがいまして、補助事業につきましては、取り組む内容や作物等が具体的に変わった段階で、国や県と支援対象となるかを事前に確認、協議しながら、有効な活用につながるよう支援を図るとともに、補助対象外の部分につきましては、町の限られた財政状況等を踏まえると、受益者等からの負担は避けられないと考えますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） なるほど、交付金を獲得するには様々な課題があることが理解できました。実証実験等を含めて、長和町の気候とかそういったものに有効なものを見つけていければと考えております。

カバークロップは、雑草抑制による畦畔管理の省力化、土壌流出や病害虫の抑制による環境保全、花の咲く品種を活用した環境美化といった多面的な活動があります。高齢化や人手不足、景観の荒廃といった地域課題の同時解決が期待されます。地域課題を同時に解決するために積極的に導入する意向はないか、再度伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 先ほども申し上げましたとおり、カバークロップのメリットは多岐にわたると認識をしているところでございます。畦畔やのり面の作業は危険を伴うこともあり、安全かつ容易な活用や景観形成に貢献することになれば、管理そのものが楽になり、地域の魅力向上にもつながりますが、播種から定着までに労力と時間がかかり、安定した被覆が得られるまでには二、三年を要し、従来は年4回から5回の草刈りが3回になるとの研究結果もありまして、負担軽減は図られますが、管理が不要になるということではありませんので、課題の解決に当たっては、農業者のみならず、地域ぐるみの機運の醸成や住民の皆様の理解と持続的な参画が不可欠であると考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） では、地域ブランドや教育・交流資源としての活用として伺います。

例えば、レンゲやクリムゾンクローバーなどの花を咲かせるカバークロップを活用すれば、春の景観資源として観光や地域イベントとの連携も可能です。また、学校や地域団体との協働による環境学習や景観づくり活動にも展開ができ、地域の誇りや参加意識の醸成にもつながります。

こうした視点を踏まえ、町としても国の制度を活用しながら、地域の实情に即した実証実験を通じ、持続可能な景観と農地管理のモデル構築を進めていただきたいと思いますと考えますが、見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 導入に当たっての播種や栽培方法、管理に係る手間、コスト等の課題もございますので、課題解決に向けた技術の実証や確立が重要であると考えます。

本格的に取り組むとすれば、農業者自身が生産性向上や費用対効果等も考慮して、健全な農業経営につながるか判断をしていただくことになるものと考えております。

カバークロップ自体は、収穫や直接的には収益をもたらす作物ではありませんが、適正な栽培管理ができれば、間接的には大きな経済的利益をもたらします。環境に優しい農業の推進が、地域にとって恩恵をもたらすものであるという理解や認識を広げていくことが重要であるということを念頭に置きながら、取組の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 県内では、川上村のレタス農家がライ麦をカバークロップとして導入し、化学肥料、農薬の5割削減と土壌改良を両立させた実績があります。

また、県内の農業試験場や環境保全研究所、信州大学農学部など地域の研究機関との連携によって、長和町でも地域特性に合ったカバークロップの選定や効果検証が可能だと考えます。

町として、こうした研究機関との連携体制の構築について、どのようにお考えか伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 実証試験の展開や試行的な取組の推進につきましては、関係機関との協力が必要不可欠と考えておりますが、先進技術や研究に対応できる機関で取り組むことで相手方にもメリットがあるかどうか、当町までの往来や活動可能な時間帯に人材派遣が可能であるか等の課題を踏まえ、協力先を見つけるところから始めなければならない状況でございます。

関係者の皆様からどのような取組を行いたいかなど、具体的な御意見、御要望などお伺いした上で、上田地域農業農村支援センターと連携しながら、横断的に対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 以上で、酷暑の中、命の危険すら感じる暑さの中で、畦畔や道路管理の草刈りを行っている住民の皆さんの一助となること、また、実証実験を積極的に活用することにより交付金等が活用しやすくなり、長和町という町の認知度を高め、活力あるまちづくりになることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（原田恵召君） 以上で、8番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時7分まで休憩いたします。

休 憩 午前 9時56分

再 開 午前10時07分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

6番、龍野一幸議員の一般質問を許します。

龍野一幸議員。

○6番（龍野一幸君） 議長の許可を頂きましたので、私のほうの質問をさせていただきます。

本年10月の改選に伴い、町長、町会議員も新たな任期に入りました。私も2期目を迎え改めて責任の重さを感じ、一意専心の思いでこれからの4年間をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

本日、私は羽田町長6期目の公約についてと、選挙率についての質問をいたします。

町長が選挙前のチラシに入れられた「NAGAWA NEXTVISION VI」を基に、財政難を補う要望を含め、抜粋して公約の内容と施策を伺ってまいります。

4つのテーマには「耀く」という文字を使われ、まず1番目の宣言は笑顔耀く安心安全のまちづくりでは防災関係や医療福祉関係に触れられております。

まず、「住民の安全のための消防団活動を支援」とありますが、地域防災を担う上で消防団はその中心的な組織であり、その重要性をより強く感じているところであります。

最初の質問です。羽田町長の6期目で挙げる「住民のための消防団活動を支援」という項目には具体的な施策、もしくは計画はどのようなものか伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 私が6期目の公約に掲げました消防団活動の支援に関する御質問でございます。

御案内のとおり、消防団の活動は火災時の出動はもとより、警戒活動や大雨に伴う水防活動など多岐にわたっており、近年の気象変動等を一因として災害が多発し、激甚化する中で、消防団の果たす役割は地域住民にとって大変重要であるというふうに考えております。

こうした状況の中、地域防災の要である消防団員の支援をするため、令和4年度より団員の年間の報酬、出動報酬の引上げをさせていただきました。また、安全装備品の充実を図るために、難燃活動服の更新事業や消防団より要望のありました軽載の車の更新を実施をしておるところでございます。

今後も、社会情勢などの状況に応じた団員報酬額の見直しや、活動に必要な装備品等の充実を図っていくなど、消防団活動への支援を実施をしまいたいというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 活動費に関しての見直しを伺いたいところですが、厳しい財政であるためとか、今後検討するという回答になろうかと思っておりますので伺いません。しかし、消防団が申し上げているのは、財政が厳しければ無駄を省いたらどうか、無償支給しているものや様々な助成や補助を申請した上で活動費見直しを検討できないかということです。

町にも届いていると思いますが、合併前の和田地区には5分団あり、合併後2分団に集約したとのこと。20年たった現在も使われていない詰所や消防車両が複数残っているそうです。使われなくなった消防車両、消防庫や詰所など、それぞれの個数どれだけあるか伺います。

○議長（原田恵召君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 使われなくなった消防車両や消防庫など、数に関する御質問でございますけれども、分団に確認をいたしましたところ、合併当初は全ての資器材等を活用しておりましたけれども、消防団員が年々減少する状況などから、使用頻度が減少した車両が1台と詰所が2か所ございます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 年間の維持費もかかっているはずですが、どのぐらいかかっているのか、水光費、車両費、地代、家賃など分解できる範囲で回答をお願いします。

○議長（原田恵召君） 清水課長。

○総務課長（清水英利君） 年間の維持費に関する御質問でございますけれども、車両につきましては前回の車検費用が14万4,850円、詰所につきましては昨年度の上下水道料が2か所で4万3,920円、同じく電気料が4万4,995円でありまして、光熱水費の合計で8万5,387円となっております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） このおよそ23万円のお金は全く無駄な支出と判断できます。

では、今後、それらはどうしていくのか伺います。

○議長（原田恵召君） 清水課長。

○総務課長（清水英利君） 今後も人口減少が予想される状況もありまして、既存の施設、車両全てを維持していくことは困難でありますので、所管する分団に利用の方向性を確認し、廃車や施設を廃止することも検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 消防詰所家屋の状況においては、空き家バンクに登録してみる手もあると思いますが、有効活用を考えてはいかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 清水課長。

○総務課長（清水英利君） 空き家バンクへの登録など、詰所の有効活用に関する御質問でございますけれども、所管する分団において今後利用しないことが確認できましたら、施設の状況により再利用が可能である場合は施設の廃止を行った上で、地元区への譲渡あるいは入札による売却等も検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） ぜひ検討してください。

続きまして、当町は毎年宝くじのコミュニティ助成事業に申し込み、ここ数年連続で助成金を得ております。一般コミュニティ助成金で幅広い範囲で使える助成金です。そのほかにはコミュニティセンター助成金や地域防災組織育成助成金や地域国際化推進助成金など全部で7つの項目であります。行政だけでなく市町村が認める組織であれば誰もが申し込めるというものです。

一般コミュニティ助成金は毎年申請され需給を受けております。ただ、令和2年、3年を除いては限度額の250万円には至っておりません。猛暑対策のエアコンや防犯カメラなど、公民館や公共施設など町民の安心安全を目的に有効に活用すればよいと考えますが、申し込んだが助成対象にならなかったと推察するところではありますが、青木村はほぼ毎年限度額の250万円を獲得しております。この限度額以下になってしまった、もしくははなってしまう事由を伺います。

○議長（原田恵召君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） コミュニティ助成事業についての御質問でございます。

議員のおっしゃるとおり、一般財団法人自治総合センターが宝くじの収益金を活用した宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業を行っております。

一般コミュニティ事業につきましては、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的とするもので、コミュニティ活動に直接必要

な設備等の整備に関する事業とされております。

当町では、令和6年度には噴霧器1台、歩行型芝刈機3台、会議用椅子50脚、椅子台車2台で100万円、令和7年度には充電式チェーンソー1台、チェーンソー1台、充電式ブロワー1台、充電式草刈充電器バッテリーセット1式、草刈機4台、提灯、ワンタッチテント等お祭り用備品で110万円などの助成金事業を行ってまいりました。

限度額には達しておりませんが、助成対象となる範囲で取りまとめた結果であり、御要望に沿う内容になっておるところでございます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 次に、財政を多少でも補えるものとして、令和8年度の申込み状況もしくは予定を伺います。一般コミュニティ・コミュニティセンター・地域防災組織育成・青少年健全育成・地域づくり・地域の技術環境づくり・地域国際化推進等の助成金など、担当課は異なると思いますが、総合政策課でまとめて回答をお願いします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） コミュニティ事業の申込み状況につきましては、毎年各担当に照会をかけており、令和8年度については地域防災組織育成事業の中の消防団育成事業で100万円を申請しているところでございます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 令和6年度には消防団に関する地域防災育成助成金を当町は100万円を需給した実績があります。次は国（消防庁）からの補助金について伺います。

消防団設備整備補助金があります。仕組みは、直接国へは申請できず、県への申請書提出という流れのようですが、ここ5年間の申請状況と実績を伺います。

○議長（原田恵召君） 清水課長。

○総務課長（清水英利君） 御質問のありました補助金につきましては、過去5年間の利用実績はございません。現在、消防団の資器材等の整備につきましては、令和3年度より分団の軽積載車更新事業を実施しておりますが、御質問のありました補助事業については車両購入が補助対象となっていないことから、事業費への充当率が100%であり、後年度に普通交付税により経費の70%が措置される緊急防災・減災事業債により事業実施をしております。

今後、補助事業に合致する資器材の整備をする際には、活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 令和4年度に起きた和田での林野火災において、消防活動での経験からドローンやポンプ車や消防ポンプなど、機動力向上に向けた要望もあったはずですが、これら全て国が支援できる対象資器材ですが、申請等はされたのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 清水課長。

○総務課長（清水英利君） 国が支援できる対象資器材の申請に関する御質問でございますが、ドローンにつきましては消防団より導入したいとの声もございましたけれども、火災や災害時の利用方法、運用体制が整備されていないこと、また維持管理等を勘案しますと常備消防である広域消防本部で保有すべき資器材と判断したため、申請には至っておりませんが、車両の通行が困難な災害現場の状況確認等が迅速に行えるをいたしまして要望がされたオフロードバイクについては、国の消防団車両無償貸付事業に要望を提出いたしまして、救助用資器材等を搭載したオフロードバイクが本年度に無償貸与されることとなっております。

また、小型ポンプ等につきましては、今後の更新の際には補助金の活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 今回の答弁の中にはありませんでしたが、小型ポンプ1台が購入が決まったということを知っております。安堵しました。

次に、女性消防団確保推進に伴い、当町では女性用トイレ等の改修も要望が出ていると思います。厳しい財政の折、なかなかその解決には至っておりません。国は令和6年度から都道府県または消防本部が作成する緊急消防援助隊受援計画に、緊急消防援助隊の受入れ施設として位置づけた消防庁舎による女性専用施設の整備を緊急防災・減災事業債の対象としております。これは、女性消防職員（吏員）に対してのものであって、消防団に対するものではないように捉えました。

消防庁は、令和8年度までに女性消防団員の割合を5%までの目標を立てております。しかし、当町はもう既に14%を超える女性団員を関係者の努力によって確保しております。消防団拠点詰所における女性用トイレ・更衣室の整備は緊急防災・減災事業債が使えますが、一般在現の負荷はかかります。そのほかに、上限500万円ですべて国庫補助とする消防団の力向上モデル事業があります。ここでは女性団員のための環境整備に向けた助成だとしながらも、トイレや更衣室の整備はその対象ではないとなっています。国が女性団員確保推進を求めるのであれば、全額国庫補助の対象になぜ含めないのか疑問です。財政難で苦慮する多くの町村が声をそろえ、県や国に現状の課題を訴えていただくことを要望します。

先日、立科町・長居町隣接地域消防団総合活動10周年記念式典が開催されたと伺っております。立科町では5年間継続した担当職員だったそうです。当町では1、2年で担当が変わり、要望を出してもリセットされてしまうのではないかと不安視する声が上がっております。消防団からの要望を受けても財政難から却下されることがほとんどで、担当者は板挟みとなりモチベーションの低下を起しているかと推察しております。この問題を解決する上でも、消防団に限らず助成金や補助金の申請に真剣になって取り込む担当者の必要性を強く感じます。国や県から有効に引っ張ってこれれば、この担当者の人件費以上が財政負担減に連動し、かつ職員と消防団の連携もスムーズになり、消防団にとっても活動しやすくなると思いますが、見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 清水課長。

○総務課長（清水英利君） 助成金や補助金の申請に真剣に取り組む担当者の必要性に関する御質問でございます。

どの部署においても同様ですけれども、人事異動等により担当者が変わる場合は、その部署の勤務年数の長短にかかわらず、前任者としっかり引継ぎを行い、取り組むべき課題等についても共有できていると認識をしております。現在におきましても、担当者は事業の実施にあたり当該事業を所管する県の部局に確認を行うなどして、国県補助金等の特定財源の活用につきまして積極的に取り組み、検討を行っております。

また、実施計画の見直しや予算査定においては、財政管財係、企画政策係の担当とともに特定財源の活用について研究、検討をしております。

今後も、引き続き補助金等の活用につきましては関係部署などと連絡を取り合い、しっかりと対応してまいりたいと考えます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 不確定かと思いますが、次年度、令和8年度の防災に向けた予算計上の大まかな考えを伺います。

○議長（原田恵召君） 清水課長。

○総務課長（清水英利君） 令和8年度の当初予算におきましては、まだ予算要求の段階ではありますが、予算編成方針等において示されております持続可能な財政運営を意識しながら、町長公約であります「笑顔耀く安心安全のまちづくり」の実現に向け、消防・防災対策の強化、地域防災力の向上、避難体制づくりの強化に資する事業の予算化を図っていきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 次に、笑顔耀く安心安全のまちづくりには「依田窪病院・老人保健施設いこいの安定経営を目指す」という公約に関して伺います。

11月14日に城下院長と議会議員との懇談会で示された数字について1点だけ伺います。上田医療センターとの連携で、入院患者数を増やし医業収益確保に向けた取組は高く評価できるものです。一方、医療資機材等の更新費用や人事院勧告に伴う人件費の約1億235万円の増加もあり、令和6年度依田窪病院の経常収支は固定資産除却費用などを含めるとおよそ3億円の純損失計上でした。依田窪病院では、長和・上田地区住民の1次医療を担い、輪番制参加病院として2次医療を担っております。

病院は町村・国県からの補助金・負担金を活用した運営形態です。病院への負担金は令和6年度、当町からは令和6年度比較プラス6,400万円の約4,900万円、上田市が265万円プラスの2,670万円の負担をしております。院長から示された外来患者数は当町の利用者が2万1,006人、全体の39.8%、上田市が2万2,228人、全体の42.2%、外来患者数は5年間を平均してもほぼ同じ割合です。一方、入院患者数は令和6年度、当町8,841人の24.5%、上田市その倍以上の1万9,605人、54.4%となっております。ここ5年間を平均し

ますと、当町が25.5%、上田市49.7%となっており、病院の収益の6割は入院収益が占めるということです。

次の質問は、今後、下り搬送、軽症者の入院を受け入れる下り搬送の強化推進・継続の流れがさらに活発化しようとしており、上小圏内においては依田窪病院の役割は非常に重要なものになります。現在の上田市と長和町の負担金・補助金の割合の算出根拠は人口割であります。利用者数の割合から負担率に改善検討はできないものか、上田市との協議は難航を極めると思いますが、それぞれに半々にする程度でも町負担は軽減され、病院運営においても住民サービスの維持のための健全運営への取組になるのではないかと思います。見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 依田窪医療福祉事務組合負担金につきましては、国の示す地方公営企業繰出金の基準等に基づき、病院の建設改良に要する経費、不採算地区病院の運営に関する経費、小児医療、救急医療、高度医療に要する経費などから負担金額を算出しております。

また、組織市町の分担金につきましては、依田窪医療福祉事務組合規約第11条に、割合は人口割とすること及び上田市は武石地域の人口を基礎とすることが規定されております。

負担金率の改定につきまして、依田窪病院は地域医療や救急医療、感染症対応病院など上田医療圏の公立病院として大きな役割を果たしており、運営状況も変わったことから、患者数割を入れていただくように以前から担当者間で協議を行っておりますが、合併協議を経て人口割と決定したことであり、変更は困難であるとの回答ですが、上田地域及び当地域になくてはならない地域住民の安心となる病院や高齢者施設であることから、負担金割合について引き続き協議を行ってまいります。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） この点は財政に大きく関係するので十分な検討をお願いしたいと思います。

次に、公共交通ながわごんについて触れます。4月より実証運行が始まり、町民の暮らしにとって非常にありがたい活躍ぶりです。「より利便性の高いフルデマンド交通のさらなる充実」と述べられておりますが、このさらなる充実とは何をされる考えか、運行時間に関わるものか、車両台数・車両規模に関するものか、それとも利用料金に関するものか、どのような内容か伺います。また、その実施時期も具体的に決まっているものがあれば併せて伺います。

○議長（原田恵召君） 清水課長。

○総務課長（清水英利君） ながわごんのこれからの施策に関する御質問でございます。

9月の一般質問でも触れさせていただきましたけれども、現在、当町では来年1月中をめどに、地域公共交通活性化協議会の設立準備を進めております。同協議会は地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする長和町地域公共交通計画の作成に向けて、利便性の高い公共交通体系を実現するための諸課題について協議する場として設置をいたしまして、公共交通事業者をはじめ、町民、関係機関など、幅広く参画をいただきながら議論を深め、地域公共交通の在り方を検討し、その実

現に向けて施策展開の決定を行う機関となってまいります。

この協議会の中で、例えば龍野議員が言われます運行時間、車両規模、利用料金など、現在の課題や今後の展望などを協議してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 本年3月の私の私の一般質問で、今後さらに高齢化が進み、スロープ付きの車両導入の必要性から、福祉的機能を備えた車両導入の考えを伺いました。「小型車両の導入を検討しております。スロープ付き車両の導入については、ドライバーや補助員の専門的知識も必要であることから、引き続き福祉車両等を御利用いただけますようお願いいたします」と答弁をいただいております。しつこいようですが、先ほど触れた宝くじコミュニティ事業では、バリアフリー対応車両の整備やノンステップ型コミュニティバスの整備など、限度額1,000万円の地域づくり区分という助成もあるようですが、申し込んだ経緯はあるのか、また駄目もとで申し込んでみてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 清水課長。

○総務課長（清水英利君） 宝くじコミュニティ事業の活用についての御質問でございます。

これまでに申し込みをした実績はございませんが、今後におきまして担当部署などと協議をしながら申し込みについて検討してまいりたいと思っております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 防災に限らず助成金や補助金は多数あります。国や県から引っ張れるものは引っ張り、宝くじ推進事業などは返さなくてもよい助成を活用すれば、財政難を少しでも補えた事業もあったと思っております。

令和4年に竣工した総額3億6,500万円を投じた古町コミュニティセンターは、特定財源に地方創生拠点整備交付金と一般補助施設整備等事業債を充当しておりますが、このときも申請すれば1,500万円の助成を得られたかもしれない。国際交流事業も200万円の助成が得られる事業だと思っております。

今年、ガバメントクラウドファンディングの動きもありましたが、宝くじ助成を今までなぜ申し込まなかったのか、また合併20周年の式典でも補助が出た。そのほかにもたくさん得られる金を取りこぼしていると思われまます。宝くじ事業だけでも全体では5,000万円程度の枠があります。行政としては申し込めない枠もありますが、自治会や町内会、自主防災組織が使える枠など様々な目的でいただくことが可能です。そのためにも専門員、もしくは出来高報酬で町民に依頼ということも考えられます。ぜひ、御検討ください。

次の質問は「共に支え合う耀くまちづくりについて」の中に含めさせていただきます。現在、当町の高齢化率は43%となっており、2040年には52%になると国立社会保障・人口問題研議所が予測しております。町の人口の半数が65歳以上の高齢者になるということですが、支える人、その大半が今度は高齢者への依存を余儀なくされる時代になろうと推測するところではありますが、

「人一生の健康を支える体制づくり」とはどのような取組か伺います。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 保健福祉課は、妊娠から出産、子育て支援、健康づくり、住民福祉、高齢者支援まで、一生涯を通じ、生活に寄り添った住民福祉サービスを行っております。

高齢化社会が進行する中、住み慣れた自宅や地域で自分らしく安心して暮らし続けるために、医療、介護、福祉の一体的な住民サービスを提供するため、令和7年4月から依田窪病院総合診療・内科医師の小原先生をまちづくりアドバイザーとし、医療や認知症、介護など行政と医師が専門的な相談や連携をすることで、一体的でスムーズな対応が取れるようになるなど、安心安全なまちづくりを推進しております。

また、保育士、保健師、管理栄養士、公認心理師、社会福祉士等、専門職の連携体制も強化し、地域の方の生活に寄り添い、町民の方のニーズに合わせた支援に努めております。

高齢者が年を重ねても自立した生活ができる自立支援・介護予防事業としての短期集中リハビリプログラム、元気アップ教室をはじめとした予防教室やリハビリ専門職派遣事業による自主グループへの介護予防活動支援、地域で介護予防活動を行うボランティア養成等を実施しております。高齢者世帯やひとり暮らしでも生活が継続できる日常生活支援及び在宅医療、介護連携事業や認知症施策の推進として認知症初期集中支援プログラムの設置、認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、認知症予防教室の開催、そして見守り支え合う地域づくりの推進として、認知症高齢者等行方不明者捜索訓練、できることもちよりワークショップなどの開催もしております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 時間の関係で次の質問は割愛させていただいて、次に「産業耀く潤いのまちづくりについて」伺います。

ここでも昨日の田福議員との重複もありますので最初の質問だけ伺いますが、地域未来投資促進に基づき企業誘致の促進とあります。町内事業者の流出を防ぐためにも重要な呼びかけになると思いますが、確認の意味でこの地域未来投資促進法とは当町の事業者を対象としたものだと解釈しますが、営業移転や増設に関わるものの考えなのか伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 地域未来投資促進法について答弁をさせていただきます。

この地域未来投資促進法は、地域の産業振興を目的として、企業誘致等に関連する規制の緩和を行うもので、農地転用の手続につきましても特例が認められております。農地法の場合ですと、基本的に農地の転用は行えませんが、この地域未来投資促進法の重点促進地域に指定された地域におきましては、特例的に転用が可能となります。そのようなことから、この重点促進地域につきましても営業所移転や増設等に関わる農地転用が可能であることから、さらなる企業誘致また企業留致など様々な地域経済けん引事業が可能となりますので、各課と連携しながら積極的に取り組むたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 先ほど申しましたように、18、重点促進区域の設定とその地区はどこの地区かの質問と、19の町外の事業者に向けた積極的な誘致活動はしないかを伺う予定でしたが、金曜日、田福議員の企業誘致の現状はの答弁と重複しますので割愛しますが、以前にも新設申し込みはあったが、土地所有者との合意形成がされなかったために見送ったと記憶しております。今回は土地所有者と用地交渉する段階に入っているということですので、十分御理解いただけるようしつかり交渉していただきたいと思います。

20番目の質問に入ります。次に「新たな特産品振興と6次産業の推進」について伺います。

生産者の利益向上にもつながり、特産品開発と共にふるさと納税への寄与にもつながっていくと思いますが、生産から加工・販売は労働時間増や加工技術・マーケティング・設備投資に伴い黒字化までは相当な時間を要すること・衛生管理などのデメリットも多くあると考えます。推進するにあたっては専門的知識を持ったアドバイザー的な人材が必要と考えますが、フォローやバックアップ体制はどのように考えているか伺います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 地域資源を活用した特産品開発のほか、販路拡大の促進につきましては、町の農林水産物等の利用拡大・地域農業や地場産業の発展・強い農業、もうかる農業、持続可能な農業の振興等に資する取組であると認識しております。しかし、一朝一夕に特産品ができることはなく、ふるさと納税に寄与できるような特産品を開発していくには、議員の御質問にもありますとおり様々な課題がございます。

町といたしましては、特産品振興の目的で長和町奨励品制度を設け、特産品の紹介や町として物販やキャンペーンに赴き、販売促進を行ってきております。また、特産品開発の一助となるように、長和町特産品開発事業補助金を設けてございます。そのほか国の様々な補助金や県の元気づくり支援金等を活用し、事業者の特産品開発の支援を実施しているところでございます。

フォローやバックアップ体制でございますが、長野県において信州6次産業化推進協議会をサポートセンターとして位置づけ、バリューチェーンの全般の基礎知識を有し、経営の分析・診断、食品衛生管理、知的財産、人材育成、地域活性化など、農村の地域資源の付加価値向上の取組に精通した専門家による相談・助言・支援等の体制が整えられておりますので、事業者ニーズを踏まえまして、関係機関と連携しながら対応してもらいたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 「輝く未来のためのまちづくり」については、「魅力ある保育園・小中学校運営」とありますが、人口減少対策に絡んだ考えのものだと考えたいところですが、どのようなお考えか伺います。

○議長（原田恵召君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 魅力ある保育園・小中学校の運営には、まちづくりという観点において

人口減少対策に絡んだ部分もございますが、子供たちが主役となる安心できる居場所づくりという点が重要であると考えております。そのためには教職員、保護者、地域が一体となって子供たちの成長を支えていくことが慣用ではないかと感じているところでございます。

いじめを許さない風土づくり、規範意識の醸成、また子供たちが自ら考え、計画し、実行する機会を増やすことが重要でございます。係活動や委員会活動などを通じて、子供たちが自主的に行動する環境を整えていくことが大切でございます。

当町の小学校は児童数が少ないことを踏まえて、より多様な人間関係を築けるように全校での運動、1年生から6年生までの縦割り活動、2つの学年ごとに行うきょうだい学年活動、武石小学校を加えた依田窪南部地区3校の交流会などにも力を入れることにより、上級生のリーダーシップや児童同士が仲よく過ごす様子も伺えます。どの子にも活躍の場と達成感のある行事や活動を提供し、自己肯定感の育成を目指してまいります。

○議長（原田恵召君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 特色ある保育園活動といたしましては、地域の方に教えていただきながらのしめ縄作り、豆まきなどの伝統行事を行うとともに、土粘土、紙すき、ローソク作りなど地元の地域体験も行っております。

また、町内2園の交流を深めるとともに楽しみながら科学の不思議に触れる「かがくタイム」、歌やゲームを交えて英語に親しむ「えいごタイム」、運動保育士による「運動遊び」を2園合同で行っており、普段の生活や活動の中で自然学習も取り入れております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 令和6年度の保育園と小学校に関する白書では、今後の課題と対策がほぼ例年と同様に記載されております。否定は一切しませんが、どちらかと言えば守勢の立ち位置であると感じております。長門小学校ではシイタケの駒打ちやコウゾ栽培に和紙製作、卒業書づくり、和田小学校では小動物や家畜の飼育、農業体験等の事業とその成果をうたっております。これら体験的な教育は2つの小学校の持つそれぞれの魅力になると感じております。

田舎の学校のこれらの魅力を発信できないか、学校、保育園、町のホームページを見ても、紹介されているのか分からない、長門小学校は校長先生の講話で紹介されておりますが、そのほかにもたくさんの行事が行われております。長和の保育園や小学校の体験学習をまとめたPRを全面に引き出した町外、県外の親御さんの目にとどまるようなアクションが必要と考えますが、見解をお願いします。

○議長（原田恵召君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 長和町公式ホームページには、長門小学校、和田小学校のホームページも記載されており、両校のホームページにおいて、学校だよりを毎月アップしております。

その中におきまして、地域の方々のボランティアによる読み聞かせや家庭科支援、竹細工製作、お米の栽培などの体験学習に関する記事を載せています。

ホームページにつきましては、小学校でリニューアルを昨年行ったところでございますが、御意見を真摯に受けとめ、今後も検証を重ねてまいります。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 保育園におきましても、町ホームページに保育園の特色や活動状況など保育園の紹介を充実してまいります。

なお、子育て支援センターの活動や講座、イベントなどの情報を、毎月の広報ながわの特集ページ及びインスタグラムで笑顔を発信しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 町のホームページでは、わくわく子育てながわまちの子育て支援サイトからいろいろな情報を引き出せるようになっております。

先ほど答弁いただきました、しめ縄や体験など、園児の遊びや学習をしている風景が確認しやすければPR度はさらに高まると思います。

ただ、町のホームページからは、小学校両校にどうしても到達できません。もう一つ、確かに当町内には中学校はエリアにはありませんが、依田窪南部中学校は子育てガイドブックに入って初めて名称が出てきました。この町には中学校はないんだという印象を持たれているかと思ひます。これは改善をお願ひします。

PRという点で、もう一つ、町のPRとしては、金曜日の諫山議員の保育園の完全給食化の提案は、現時点では地方創生には非常に有効な提案であったと思ひます。全額無償化は厳しい財政状況で駄目という前に、しつこいようですが、いただける助成金をとことん追記した上で判断していただきたいと思ひます。また、教育の関係部署においても、人口減少対策への意識を強く持っていたいただきたいと思ひます。要望します。

この項目の最後の質問に移ります。最初に消防団に絡んだ質問をさせていただきましたが、町内では、出初式やポンプ操法やラッパ吹奏の大会が毎年行われております。開会式から始まり、消防団の経験のない私は、消防団の持つ独特の雰囲気魅了されました。教育として、消防団のポンプ操法やラッパ吹奏見学なども、成り手不足や防災意識向上などの啓蒙活動になると思ひますが、取り組んでみたらいかがでしょう。

○議長（原田恵召君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 学校行事、例えば運動会などの際に、消防団の皆様御足労いただく形となりますが、両校のグラウンドにてポンプ操法やラッパ吹奏を御披露いただきたいかといったことを消防団や消防本部に実施可能か相談をして、学校長と協議を行いまして検討していきたいと思ひます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 私の今の質問は、来てやっていただくのではなくて、会場に行ってみるといふものです。多様化で先生たちも大変忙しいかと思ひますが、父兄に協力してもらひ、高学年、

例えば6年生になったらの行事として検討していただければと思います。

2つ目の大きな質問、投票率について伺います。

2015年に公職選挙法が改正され、2016年6月から18歳以上の全ての国民に選挙権が与えられました。当時20代の投票率が低かったことが年齢を引き下げた主たる要因です。当町の今回の有権者数は4,837人、4年前の選挙では5,103人と比較すると266人有権者が減っております。投票率では、今回74.51%、前回77.82%と3.31%下がっております。今回の選挙は、町長選3名、議員13名の立候補があり、マスコミも激戦の表現をするなど、盛り上がる選挙を予想しておりましたが、下がった要因には投票日が朝から雨だったことや興味を持たれなかった方もいらっしゃったかの予想もできますが、人数にすると160人減ったこととなります。投票しなかったということです。

投票率が下がった要因は、町はどう受け止めているか、どう分析されているか伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先般行われました長和町長及び町議会議員選挙関連の、特に投票率に関する御質問でございますが、今回の選挙につきましては、町長選挙に3名の立候補者がございまして、長和町発足以来初めての三つ巴の選挙となりました。

また、議会議員選挙につきましては、定数10名のところ現職6名、新人7名の計13名の方が立候補されまして、定数10名となってからは最多の立候補者となりました。

選挙は、民意を政治に反映させる大変貴重な機会であり、少子高齢化、超高齢化社会といわれる現代におきまして、1票1票が大変重要な意味合いを持つため、多くの有権者の方がその貴重な一票を無駄にすることなく投票を行える環境を整えることは、大変重要であるというふうを考えております。

御質問の詳細につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（原田恵召君） 清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 他の自治体の状況と比較するため、当町と同じく10月26日に行われました県内の首長選挙の投票率を申し上げますと、長野市長選では、5名の方が立候補し、投票率は37.28%、前回選が60.16%でしたので、マイナス22.88ポイントとなっております。

また、辰野町長選では、2名の立候補で投票率は42.35%であり、前回は無投票でしたが、前々回が71.09%でしたので、マイナス28.75ポイントとなっております。

筑北村長選挙でございますが、4名の立候補がございまして、投票率は73.5%で、前回選が80.07%でしたので、マイナス6.57ポイントとなっております。

以上と比較してみますと、当町の投票率が取り立てて大きく下がっているという状況ではなく、他の自治体でも軒並み前回選より投票率は低下しており、全体的な流れといたしまして、選挙離れ

が進んでいるのではないかと考えております。

なお、その中におきましても、当町の減少率はマイナス3.33ポイントにとどめており、今回選挙への関心が高かったのではないかとおもわれますが、今後も引き続き投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） ちょっとコメントを入れたいところですが時間がないので、次の質問。

4年前と比較して、10代、20代から30代、40代から50代、60代から70代、そして80代以上それぞれの有権者数と投票者数、投票率の実績が分解できるのであれば教えてください。

○議長（原田恵召君） 清水課長。

○総務課長（清水英利君） 4年前の選挙における有権者数、投票者数、それから投票率の実績及び今回の選挙との比較に関する御質問でございます。

4年前の選挙における有権者数は5,103人、投票者数は3,971人でございます。

投票率につきましては、全体では77.82%。年代別ですけれども、各年代とも有権者数、投票者数、投票率の順に申し上げさせていただきますが、まず10代、73人、41人、56.16%、20から30代、798人、530人、66.42%、40から50代、1,298人、1,059人、81.59%、60代から70代、1,986人、1,751人、88.17%、80代以上ですが、948人、590人、62.24%となっております。

次に、今回の選挙における有権者数は4,837人、投票者数は3,604人でございます。

投票率については、全体では74.51%。年代別ですけれども、先ほどと同様の順に申し上げますが、10代、86人、38人、44.19%、20代から30代が670人、394人、58.81%、40から50代、1,205人、911人、75.60%、60から70代が1,991人、1,704人、85.59%、80代以上ですが、885人、557人、62.94%となっております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 最後の質問です。期日前投票は総計で投票日を大きく上回っておりますが、投票難民も少なからず存在したのではないかと推察するところでございます。

以前より議会で論されていた車両を使用した出張投票所などでの改善策もあろうかと思いますが、投票率改善に向けた方策も必要と考えます。見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 時間がないので、端的に答えてください。清水課長。

○総務課長（清水英利君） 投票率改善に向けた御質問でございます。

議員のおっしゃるような、投票へ行きたくても行くことが困難な方向けに、今回もデバンドバスながわごんの料金補助を行いまして、期日前と当日を合わせて6名の方に御利用をいただいております。

出張投票所などの整備については、令和5年の6月議会において答弁をさせていただいております。

すけれども、移動式期日前投票所の取組については、テントなど持参なのか、車両の中のほうが天候に左右されずによいのか、ネットワーク環境はどうか等々、幾つかクリアしなければならない課題がありますけれども、決して不可能ではないと思いますので、選挙管理委員会をはじめといたしまして、関係諸機関などとさらに検討を深めて、有権者のニーズに対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 以上で、6番、龍野一幸議員の一般質問を終結いたします。

ここで11時18分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時18分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、城内たき子議員の一般質問を許します。

城内たき子議員。

○4番（城内たき子君） それでは質問いたします。まず、活性化施設「蔵」についてです。役場庁舎と隣接して、とても目を引く立派な建物、「蔵」がありますが、私の周りでは日常の話題となることがほとんどありません。歌の会の会場となっているのを有線放送で耳にする程度です。現在ある施設が有効活用されるのを望むので、以下の質問をいたします。

まず、「蔵」建設から現在の状況について伺います。

1の質問です。活性化施設「蔵」はいつ造られたのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町活性化施設「蔵」につきましては、旧長門町の時代の平成10年度におきまして、県営中山間総合整備事業の採択を受けまして、平成11年度に施設整備を実施いたしまして、周辺道路や外構工事の完成を経まして、平成12年12月に開所、供用開始となっております。

この施設には農産物加工部門として、4室の加工実習室のほかに、資材、原材料、完成品の保管庫等がございまして、それからコミュニティ部門として多目的ホールや資料室等、用途は明確に分離しつつも、相互の動線は機能的に行えるよう配置された構造となっております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 今回の質問に当たり、先月初めて「蔵」の中を見せていただきました。衛生管理所、加工実習室、その他施錠された部屋などは立ち入りできませんでしたが、玄関、吹き抜けの多目的ホール、トイレは外の美観もさることながら、内部もとてもすばらしい光あふれる空間でした。私が持っているイメージとしての、いわゆる蔵、土蔵、イコール薄暗い光が遮断された空間とは全く違いました。

そこで2の質問です。では、この役場庁舎の隣、この建物が蔵をイメージしているのはなぜでし

ようか。機能優先の無機的な構造物でもよかったのではないかと思われるのですが、お願いいたします。

○議長（原田恵召君） 中原産業課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 当時の状況を調べましたところ、活性化施設「蔵」の建設に当たっては、具体的な基本計画を検討、策定した経過がございまして、設計の基本方針として、緑豊かな敷地周辺との調和とともに、旧長門町の景観協定と整合性の取れた施設とし、外観につきましても蔵や白壁を全体イメージとして、柔らかさ、温かさ、親しみやすさを感じさせる建物で、かつ耐久性、美観、メンテナンスの容易さ等も考慮した条件を示しまして、建設コンサルタント会社が実施設計を行い、決定に至った次第でございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 分かりました。では、3の質問です。ここでいう活性化とは、何をどうすることを意味しているのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 旧長門町の当時、町には特産品が少なく地場農産物を活用できる特産品開発拠点がなかったことから、味工房やまぶきの前身である農作物加工研究会や女性加工グループを中心に施設整備の要望が寄せられておりました。

農作物やそれらの加工品に対する安全志向、健康志向、本物志向もあり、農業振興の観点から農産物等を利用した特産品の開発研究による高付加価値農業の展開及び地場産業の振興を目的に整備したものでございます。

併せて複合的な施設として、農業技術研修や講演会、ミニコンサートや地域の伝承芸能の練習、発表等の文化活動、学童や農業体験等の学習や休憩等、住民福祉、厚生、教養及び文化の向上を通じて、歴史、文化、観光等のつながりによる相乗効果により、農業農村の活性化を図ることを目的として設置された施設となっております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） では、ここでいう活性化とは、農業面の振興、活性化だけではなく、福祉、文化等の向上も含めた多岐にわたる活性化ということですね。分かりました。

では、4の質問です。「蔵」は実際、何に使われてきましたか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 開設から25年以上たっておりますので、その時々に応じて施設の用途や役割の移り変わりもございましたが、農産物加工部門については、開設当時は味工房やまぶきが豆腐、味噌、ジャムやジュース等の瓶詰め、惣菜づくりの製造、研究の拠点として利用してまいりました。

その後、会員の高齢化や農産物加工を取り巻く採算制や社会情勢等により、経営が長和町振興公社に移管となり、最終的には農産物加工研究会の利用が途絶えてしまったこともあり、平成28年

からは直営管理の施設として、J A女性グループや地域の農業者、加工・製造を手がける住民の皆様に利活用をいただき現在に至っております。

コミュニティ部門につきましては、主に大人数の会議、研修、集会やグリーン・ツーリズムや東京農業大学の実習時、住民の皆様の文化や音楽活動に幅広く利用されてきた状況でございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 今お答えいただいた平成28年からは直営管理の施設というのがありましたが、これは町の直営管理ということでよろしいでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 御質問にありますとおり、町で直接管理をさせていただいているものでございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 分かりました。

それでは、5の質問です。令和7年度の使用状況はどのようになっていますか。ちなみに私が拝見した11月27日の午前ですが、農産物加工は行われていませんでしたし、多目的ホールも使われていませんでした。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 11月末までの状況になりますが、加工室については、農産物の収穫に合わせて、8月から9月はトマトソースの加工でフル稼働となっております約60日、このほかに加工、製造を手がける住民の皆様に年間で87日間の利用がございました。

また、多目的ホールにつきましては、役場の新庁舎の建設以降、会議室が不足した際に保管する機能も有しておりまして、毎月8回程度、町の各種会議等に利用されております。また、株式会社共立ソリューションズの長和営業所として、施設内の一部事務室を貸付けしているほか、ながと不動太鼓やピアノ音楽教室の練習場所として毎週1回の使用、不定期のイベントや集会等で利活用されております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 今年度、加工室は約234日使用されて、そのうち60日は加工実習室、4室がフル稼働だったということですね。分かりました。

では、6の質問です。4の質問の「蔵」の使われ方、5の質問の「蔵」の使用状況から、「蔵」は活性化に役立ちましたか。また、現在も活性化に役立っているとお考えでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 先ほど御説明させていただきました施設建設に至る経過や設置の目的を達成するため、これまでに地域農業の活性化や農業振興と深く結びついており、交流、集会、実習、そのほか文化的な活動を行える特色を生かしまして、大勢の住民の皆様に御利用いただいていることから、地域への貢献度も高く、公益に資する施設であると認識しております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） では、これからの「蔵」または類似施設について質問いたします。

「蔵」の年間の維持費を伺うとともに、建物の経年劣化による補修を考えた場合、今後それらに見合う活用方法はありますか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 年間の維持費につきましては、令和6年度決算で光熱水費、建物修繕費、施設各種委託料等といたしまして約250万円を支出しております。

建設から20年以上が経過しておりますが、これまで大規模な長寿命化対策の必要性がなく維持管理されてきましたが、今後、予測し難い突発的な修繕が増加するものと見込まれますので、良好な施設の維持管理に努め、施設の設置目的に沿って、利活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） では、町にほかに活性化をうたった施設はありますか。あれば名称と令和7年現在の使われ方と使用頻度、月または年間でどれくらい使われているか教えてください。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） 類似した施設といたしまして、旧和田村時代に平成14年度において新山村振興農林漁業等特別対策事業により、施設整備を実施した長和町助成・若者等活動促進施設がございます。

こちらの施設につきましては、女性及び若者農業者の交流並びに地域農産物の有効活用を図り、特産品の研究開発による高付加価値農業の展開及び産業の振興並びに住民の教養及び文化の向上を通じて、農業農村の活性化を図ることを目的に施設が設置されております。

使用状況及び年間の利用見込みとしまして、和田農産物加工研究会味噌班で45日、個人事業者が1者でございますが、食品の製造、加工として11日、季節限定で新そば祭りの事前準備で7日、和田宿ステーションにおいて販売する正月餅の製造で21日間でございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 長和町女性・若者等活動促進施設の利用が年間約84日とのことですね。活性化施設「蔵」の農産物加工等に使われる日数は234日。そうすると、単純に比較はできませんが、長和町女性・若者等活動促進施設の84日の利用日数は少々少ないのではないかと思われま

す。

そこで、次の3の質問です。この稼働日数で将来、空き施設化してしまう可能性、懸念はないのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○産業建設課長（中原良雄君） これまで、町ではそれぞれの施設の加工室について、用途変更等により利便性向上の整備も行ってまいりましたので、現状としましては、利用者ニーズを踏まえながら、引き続き施設の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

一方で、利用者の高齢化等もあり、今後の利活用が不透明な状況が生じる懸念もございますので、新たな利用者、新たな活用の促進も図ってまいりたいと考えております。

また、施設そのものや設備の老朽化が進めば、公共施設個別施設計画等に基づいた合理的な管理の在り方や、町の財政事情等を総合的に踏まえ、現状では具体的な方針や対策は未定でございますが、将来的には施設の統廃合も含めて、最適な利活用の形態等について検討の必要性があるものと考えております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） ただいまの答弁にあります新たな利用者、新たな活用の促進が図られ、施設が町の活性化にも役立ってくれることを期待し、1の質問を終了します。

引き続き、2の質問に入ります。長和町シェア型移住体験施設N A Uについてお伺いします。今ある施設の活用という点では、1と重なるかもしれません。こちらでは、移住体験について質問します。

まず、N A U建設から現在の状況についてです。

1番、施設誕生の経緯を教えてください。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町シェア型移住体験施設N A Uについての御質問でございます。

町では平成29年度より、町の移住促進を図るため、また長和町に関心を持っている方が気軽に田舎暮らしを体験するための施設として、長和町田舎暮らし体験住宅を整備をいたしまして、平成30年7月より利用を開始いたしました。

また、地域おこし協力隊の皆さんの御意見などから、令和5年の4月からは施設の2階をシェアハウスとして活用することとし、現在は長和町シェア型移住体験施設N A Uとしてリニューアルをしております。

コロナウイルス流行が進んでいた時期には、募集を停止しておりましたが、現在は、施設の管理を協力隊O Gのナワメ社に委託することにより、利用者や入居者の対応はもちろんのこと、町の情報提供など、利用者目線に立った取組をしていただいております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 和田青原地区にある長和町シェア型移住体験施設N A Uは、国道142号線を通るとき、運転しながらであっても目を引く立派な民家仕様の建物です。前出の「蔵」のようなインパクトではないですが、どっしりとした風格ある建物にはとても興味を注がれます。

そこで、この立派な建物の今までの短期利用状況について、問合せ件数、実際の利用件数、利用の季節、長期利用状況について、問合せの件数、実際の利用件数を教えてください。

○議長（原田恵召君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 長和町シェア型移住体験施設N A Uの利用状況等に関する御質問でございます。

まず、短期利用者の状況ですが、問合せ件数は85件、実際の利用件数は69件、利用季節は7月から11月が最多で45件となっております。

続いて、長期利用者の状況ですが、問合せは9件、実際の利用者数も9件となっております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） ただいまの質問で、今までと申し上げました、ちょっとごめんなさい、自分でも曖昧で申し訳なかったんですが、これはシェア型施設としてリニューアルした令和5年からの数字でよろしいでしょうか。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 事前通告いただいておりませんので、また数字を確認いたしまして答弁させていただきますが、数字の上ではシェア型体験施設N A Uの数字のほうだと思います。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 分かりました。

では、3の質問です。施設利用をきっかけに移住に結びついた年間当たりの件数を、利用期間別に知りたいです。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 施設利用をきっかけに移住に結びついた移住件数等に対する御質問でございます。

この施設の利用者で長和町に移住した方は3件、5名でございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 今の質問は利用期間別、つまり長期、短期、利用者それぞれの利用者について伺いたかったのですが、お答えの3件、5人の内訳というのはお分かりでしょうか。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） すいません。通告にこれもなかったものですから、細かい数字は手持ちでございません。把握しているのは、3件、5名ということですが、長期、短期の部分についての数字は現在持ち合わせておりませんので、また後日報告させていただきます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 分かりました。それでは、先日12月の3日午前体験施設N A Uの内部を拝見しました。短期利用向け3室は、当日は空室で利用がありませんでした。長期利用向け6室のうち3室が2名の利用者により使用中でした。建物そのものはかなり古いのですが、外側、内側ともに古さを生かした上で快適に過ごせるよう改修されており、魅力ある施設となっております。

そこで質問いたします。N A Uの利用から移住者増加につなげるために実行中、試案中の施策はありますか。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 長和町シェア型移住体験施設N A Uの利用をきっかけとした移住者増加につなげる取組等に関する御質問でございます。

シェア型移住体験施設N A Uにつきましては、移住を具体的に検討されている方を対象として、町での実際の生活を短期であれば1週間、最長で1か月間体験できる機会を提供し、関係人口から移住への移行を促進するための重要な施設と位置づけ運用を行っております。

N A Uの利用をきっかけとした移住者増加につなげるため、利用者と地域住民の交流機会の創出や利用者が地域とのつながりを持てる仕組みづくりを、合同会社ナワメ社と共に進めており、年明けには、合同会社ナワメ社の御協力を得て、長和町に移住された方への移住者交流会イベントを開催予定をしております。これにより、移住者が持つ不安の解消や生活のリアルな情報を得る機会を提供できればと考えております。

今後も、これらの取組を通じて、N A Uが長和町への移住を考える方々への入り口となり、そこで築かれた関係人口を確かな移住へ結びつけ、持続可能な地域づくりに貢献する拠点となるよう目指してまいります。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） ただいま答弁にありました利用者と地域住民の交流、地域とのつながり、また予定イベントの移住者同士の交流を通して、移住後の長和町民として孤立しない暮らしの支援や、移住者による長和町の人口増加施策に期待します。

これで全ての質問を終了します。

○議長（原田恵召君） 以上で、4番、城内たき子議員の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、一般質問は全て終了いたしました。ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を行いますので、そのままお待ちください。

休 憩 午前11時44分

再 開 午前11時54分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、追加した議案は本日審議することに決定いたしました。

ここで、清水総務課長の退席を求めます。

しばらくお待ちください。

(清水英利総務課長退席)

◎日程第1 議案第90号 副町長の選任につき同意を求めることについて

(町長提出)

○議長(原田恵召君) 追加日程第1 議案第90号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とし、審議に付します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 長和町副町長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

現副町長であります高見沢高明氏が、令和7年12月21日付をもちまして任期満了となるため、新たに現総務課長の清水英利氏を副町長として御同意賜りたく、御提案を申し上げます。

清水英利氏は、昭和61年3月に東京会計専門学校を卒業、昭和61年4月1日、長和町事務吏員として採用されて以来、合併後は、わかば保育園長兼大門保育園長、林務係長兼地籍係長、保険係長、平成26年4月からは課長補佐と兼務をし、商工観光係長、まちづくり政策係長、平成29年12月からは課長として、国保依田窪病院事務部長、町民福祉課長、保健福祉課長、総務課長を歴任されました。

長年培われた行政経験により、行政職員としての豊かな経験と知識を有し、信頼される行政運営に果たしてきた功績は高く評価されており、取り組むべき課題に対して俯瞰した視点で適時適格に対応することができる資質は、今後の行政運営におきましても強い推進力になると確信をしており、副町長として最適任者であると確認するところでございます。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(原田恵召君) 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより議案第90号を採決いたします。本案について同意することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。議案第90号は同意されました。

清水総務課長の除斥を解きます。しばらくお待ちください。

(清水英利総務課長着席)

○議長（原田恵召君） ここで、ただいま同意されました清水英利氏より御挨拶をいただきます。
清水総務課長。

○総務課長（清水英利君） 議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶をさせていただきます。
ただいま副町長選任の同意案件につきまして、議員の皆様へ御同意を賜りました。誠にありがとうございます。

このたび、図らずも副町長という重責を拝命いたしまして、その職責の重さに改めて身の引き締まる思いがしてございます。今後は、第6期目の町長公約であります「NAGAWA NEXT VISION VI」に掲げられました各施策の実現に向けてしっかりと町長を補佐し、誠に微力ではございますが、誠心誠意、町政の発展と誰もが幸せ感が実感できるまちづくりのために取り組んでまいり所存でございます。

つきましては、私自身、どの程度副町長の職責を果たしていけるのか非常に不安はございますけれども、改めまして議員の皆様、町民の皆様、そしてこの場にいる課長の皆様をはじめいたします全職員の皆様には、なお一層の御支援と御協力、並びに御指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、挨拶と代えさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（原田恵召君） 以上をもちまして、本日の会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午後 0時01分

第 4 号

(1 2 月 2 3 日)

議 事 日 程

令和 7 年 1 2 月 2 3 日

午前 9 時 3 0 分 開議

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 7 8 号 長和町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 7 9 号 長和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 8 0 号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 8 1 号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 8 2 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 6 議案第 8 3 号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 8 4 号 令和 7 年度長和町一般会計補正予算 (第 4 号) について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 8 5 号 令和 7 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 8 6 号 令和 7 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
(町長提出)
- 日程第 1 0 議案第 8 7 号 令和 7 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
(町長提出)
- 日程第 1 1 議案第 8 8 号 令和 7 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 2 号) に

ついて

(町長提出)

日程第 1 2 議案第 8 9 号 上田地域広域連合規約の変更について

(町長提出)

日程第 1 3 陳情第 3 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 1 0 % 以上の
引き上げを求める陳情書

追 加 議 事 日 程（第 4 号の追加 1）

令和 7 年 1 2 月 2 3 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 9 1 号 令和 7 年度長和町一般会計補正予算（第 5 号）について
(町長提出)
- 日程第 2 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 3 議員の派遣について
- 日程第 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
- 日程第 5 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
- 日程第 6 社会文教常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
- 日程第 7 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

追 加 議 事 日 程 (第 4 号の追加 2)

令和 7 年 1 2 月 2 3 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 意見書案第 6 号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬 1 0 %以上の
引き上げを求める意見書

(議員提出)

閉 会

令和7年長和町議会12月定例会（第4号）

令和7年12月23日 午前 9時30分開議

出席議員（10名）

1番	諫山三武	議員	2番	高田	傑	議員
3番	小川法樹	議員	4番	城内	たき子	議員
5番	阿部由紀子	議員	6番	龍野	一幸	議員
7番	荻野友一	議員	8番	佐藤	恵一	議員
9番	田福光規	議員	10番	原田	恵召	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	清水英利	君
教育長	藤田仁史	君	総合政策課長	上野公一	君
住民生活課長兼会計管理者	米沢正	君	保健福祉課長	小林義明	君
産業建設課長	中原良雄	君	教育課長	笹井佳彦	君
代表監査委員	丸山輝人	君			

議会事務局出席者

事務局長	長井真樹	君	議会事務局書記	若林美穂	君
------	------	---	---------	------	---

◎開議の宣告

- 議長（原田恵召君） おはようございます。
長和町議会第4回定例会を再開いたします。
直ちに会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 議案第78号 長和町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

- 議長（原田恵召君） 日程第1 議案第78号 長和町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

- 総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 総務経済常任委員会は、12月17日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査をいたしました。

議長の指示に従い、順次結果を報告いたします。

議案第78号 長和町火入れに関する条例の一部を改正する条例について。

担当係の説明後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、林野火災に関する注意報は全国的に定めているものかとの問いに対しまして、林野火災注意報については、全国的に定めることとされており、この地域では、上田地域広域連合において発令する基準を定めていますとの回答でした。

以上です。

- 議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

- 議長（原田恵召君） 質疑を終わります。

質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

- 議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第78号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第79号 長和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第3 議案第80号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

（町長提出）

◎日程第4 議案第81号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第5 議案第82号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第6 議案第83号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

○議長（原田恵召君） 日程第2 議案第79号 長和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第6 議案第83号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

阿部社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（阿部由紀子君） 社会文教常任委員会では、12月16日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第79号 長和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

保健福祉課人権男女共同参画係です。

委員より、地域限定保育士とは何かとの問いに対して、保育士の人手不足に伴い、一般の保育士試験とは別に都道府県独自の試験を行うことによって、保育人材を確保するという目的で設立されたものです。主な特徴としては、試験を受けた都道府県で登録を行いますと、3年間、その地域において保育士として勤務することができ、3年を過ぎると全国で保育士登録が可能であるというものですとの回答でした。

育成制度があるのかとの問いに対して、保育士資格を取得するには、保育士課程の学校で単位を取得するか、年2回行われる保育士国家試験において筆記・実技試験に合格することが必要ですが、これに加え、今回の地域限定保育士試験を年1回追加で行うことができ、受験の機会が増えることとなります。また、試験は筆記と指定する講習を27時間以上受けることで実技試験が免除等となりますとの回答でした。

議案第80号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑・討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第81号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑・討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第82号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑・討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第83号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑・討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。

初めに、議案第79号 長和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第79号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第79号は可決されました。

次に、議案第80号 長和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につ

いての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより議案第80号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第80号は可決されました。

次に、議案第81号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより議案第81号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第81号は可決されました。

次に、議案第82号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより議案第82号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第82号は可決されました。

次に、議案第83号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより議案第83号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(原田恵召君) 全員賛成。よって、議案第83号は可決されました。

◎日程第7 議案第84号 令和7年度長和町一般会計補正予算(第4号)について
(町長提出)

○議長(原田恵召君) 次に、日程第7 議案第84号 令和7年度長和町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務経済常任委員会に付託された議会事務局、総務課、総合政策課及び産業建設課の所管する補正予算について委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(佐藤恵一君) それでは、議案第84号 令和7年度長和町一般会計補正予算(第4号)について報告いたします。

担当係の説明後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

まず、総務課総務係に対して、委員より、役場マイクロバス運転委託料、増額する内容は単価を含めてどのようなことかとの質問に対しまして、ドライバー2名に対して、通勤費含めて時給1,700円で委託しております。今回は3月までの補正分として各係へ照会し、87時間分の計上です。委託料が残った場合は減額補正となりますとの回答でした。

次に、公共交通事業(地方創生事業)について、委員より、①公共交通活性化協議会開催について今後の開催予定頻度、内容はどのようなものか。②デマンドバス「ながわごん」が運行開始となり、年1回の開催では少ないように感じるが、町の見解はいかがかとの質問に対しまして、①今年度は2回を予定しており、法定協議会を設立した後、地域公共交通計画を承認いただくため、2回目の開催を予定しています。来年度以降についても町の公共交通の運行状況等を説明したり、計画内容を見直したりという中で最低1回は開催を予定しています。②計画が策定され、利用者から様々な意見、要望を伺いながら進めてまいりたいと考えており、必要に応じて開催を予定しておりますとの回答でした。

次に、情報管理係。情報管理費一般経費(使用料及び賃借料)について、①ガバメントクラウド接続使用料について、中身はどういう内容なのか。②ガバメントクラウド接続使用料が100万円増えたということは予想していた予算よりもデータ量が増えたということかとの質問に対しまして、

①ガバメントクラウドにつきましては、町の基幹システムである税、住基、福祉、介護など、その他基幹システムと呼ばれるシステムを国が用意したクラウドサービスにつながなければいけないという法律ができました。その法律に基づいて今準備を進めているということになりますとの回答です。またガバメントクラウドの接続使用料については、クラウド使用料がメインになり、その使用料となりますとの回答です。②ガバメントクラウドは、使用している領域が増加したり、接続する回数が増加することで使用料が増えるということになりますとの回答でした。

次に、負担金補助及び交付金（基幹システム共同化負担金）について、基幹系システムの2, 358万1, 000円の減額は、かなり大きい金額だが、なぜこのような数字が補正減になっているのかとの委員からの質問に対しまして、長和町の福祉関連のシステムは富士通製システムを使っていますが、富士通の開発遅延によって今年の10月に標準システムへの移行が遅れ、福祉関連システムを来年10月頃の移行に延長しました。そのため関連システムは令和8年2月に移行予定です。そのため来年度に送ったシステムの開発分の減額ということになりますとの回答でした。

次に、総合政策課企画政策係に対して、長期総合計画策定支援業務委託料について、委員より、長期総合計画策定について、アンケートは今年度中に行うということか。また、業務委託先はどこかとの質問に対しまして、アンケートは、今年度中に発送を完了させる予定です。集計等は来年度実施いたします。業務委託先については、プロポーザル方式で選定のため、現時点では未定ですとの回答でした。

次に、コミュニティ助成事業（機械器具購入費）につきまして、委員より、コミュニティ助成事業について、助成金を申請するに当たり、当町の枠はどれくらいあるのか。また、現在の募集方法について教えていただきたいとの質問に対しまして、市町村の枠や上限額は特に定められていませんが、一般財団法人自治総合センターの審査を経るために、申し込んだ分全てが採用されるということではありません。町民から各部署へ要望があり、その要望の内容を各部署・企画政策課で精査した上で条件を満たすものについては、一般財団法人自治総合センターへ挙げていますとの回答でした。

次に、産業建設課農政係に対して、山村再生プロジェクト拠点事業（需用費）に対しまして、委員より、①拠点施設の漏水箇所はどこか。②今後も特定できないため、使用料は増え続けるのかとの質問に対しまして、①拠点施設（大門保育園）の漏水箇所は現在、場所の特定には至れていません。園庭の土中の配管か、トイレのバルブなど目に見えない箇所であると考えられます。②漏水箇所については、今後も調査を続ける予定です。また、現状は元栓のバルブを閉めることで使用料を抑制するように対応していますとの回答でした。

次に、建設林務係に対して、林務職員人件費について、委員より、人件費で800万円減額となっているが、どういった経緯で減額となったのかの質問に対しまして、当初は2名分の人件費を計上していましたが、業務内容の割り振りを行った結果、1名分が減額となった形となりますとの回答でした。

報告は以上になります。

○議長（原田恵召君） 次に、社会文教常任委員会に付託された住民生活課、保健福祉課及び教育課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

阿部社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（阿部由紀子君） 議案第84号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第4号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

まず、住民生活課税務係です。

基幹系PCの入替えは、国の示す事務処理標準化に関わるものかとの問いに対して、そのとおりですとの答弁でした。

次に、住民生活課環境温暖化対策係です。

P F A S の追跡調査について、原因の特定や再配布に向けて調査を行っていると思うが、配布できずに止まっている堆肥の現状と、今後の見通しについてお聞きしたいとの問いに対して、来年1月6日に長和町議会全員協議会が予定されており、その場で資料とともに詳細な説明を行う予定ですとの答弁でした。

次に、保健福祉課福祉係です。

給付金の減額が大きいですが、その理由は何かとの問いに対して、長野県の独自事業である給付金事業は、当初住民税均等割のみ課税世帯で算出し、450世帯を予算計上しましたが、課税者の扶養となっている世帯は対象外とのことで、再抽出したところ213世帯が対象外となったための減額ですとの答弁でした。

腎臓機能障害者通院費補助金及び障がい者施設通所費補助金、障がい者居宅サービス支援費の増額について、それぞれ何人増加したか。また、1人当たりの金額は幾らかとの問いに対して、腎臓機能障がい者は1人当たり1か月8,000円を上限で支給しており、3名分の増額見込みです。障がい者施設通所費は、1か月にかかった費用の2分の1以内で5,000円を上限で支給しており、9名分の増額見込みです。居宅サービス支援は1名分の増額見込みだが、利用回数も増加していることを見込んでの増額になりますとの答弁でした。

次に、保健福祉課福祉企業センターです。

当初予算から増額となった理由は何かとの問いに対して、発注者である樅の木福祉会、町、企画や技術的アドバイスなど総合的な建設管理を行う専門家及び設計・監理・施工業者と毎月建設に関わる定例会議を行っております。その中で、障がいのある方が施設を利用するには、床暖房と避難用滑り台が必要であり、安全性・利便性などを考慮し増工となりましたとの答弁でした。

次に、保健福祉課健康づくり係です。

職員が1名減っているにもかかわらず、扶養手当のみ増額になっているのはなぜかとの問いに対

して、扶養手当は扶養者がいる方への手当となっており、給与改正等により扶養手当額が変更となったための増額ですとの答弁でした。

次に、教育課学校教育係です。

給食賄費について補正しなくてもよいのかとの問いに対して、両小学校の栄養教諭とは頻繁に打合せ等を行っているのですが、お米の価格高騰や原材料費の値上げに対応して、かなり節約して原材料を仕入れて給食を提供していただいておりますので、今年度補正することなく給食提供可能だと伺っていますとの答弁でした。

小学校会計年度任用職員人件費と小学校給食会計年度任用職員人件費の旅費の内訳はどの問いに対して、人数は小学校会計年度任用職員が1名、小学校給食会計年度職員が3名ですとの答弁でした。

二十歳を祝う式の対象者は何人かとの問いに対して、対象者は44名で、参加申込みは35人の状況ですとの答弁でした。

古町コミュニティセンターは建築されて間もない。音響設備は保証で修理はできないのかとの問いに対して、今回の修理は、人為的な操作ミスによるもので故障ではないため補償対象にはならない案件となりますとの答弁でした。

依田窪プールの負担金が増額になる詳しい説明をとの問いに対して、当初の予算は通常の維持管理分のみの負担金として予算計上となっておりますが、突発的な補修工事が行われると、その分の負担金が増額になる旨の連絡があるため、それにより予算を増額させていただいておりますとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第84号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第84号は可決されました。

◎日程第 8 議案第85号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第 9 議案第 8 6 号 令和 7 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

（町長提出）

◎日程第 1 0 議案第 8 7 号 令和 7 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

（町長提出）

○議長（原田恵召君） 次に、日程第 8 議案第 8 5 号 令和 7 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）についてから、日程第 1 0 議案第 8 7 号 令和 7 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

阿部社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（阿部由紀子君） 議案第 8 5 号 令和 7 年度長和町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑・討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第 8 6 号 令和 7 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

住民生活課窓口保険係です。

歳入の特別徴収保険料について、一昨年の実績に基づいて予算計上したとのことだが、472万円の差額が生じる理由はとの問いに対して、資格取得の時期により、特別徴収に切り替わる時期が異なるため、予算編成時点では見込めない分が生じてしまいますとの答弁でした。

住民生活課全体では、国の示す標準化への移行は完了しているかとの問いに対して、窓口保険係に関わるものにつきましては、住基・印鑑証明が令和 8 年 2 月 2 4 日、後期高齢者医療が来年度に持ち越しとなり、国民健康保険につきましては、既に標準化への移行は完了しています。税務係に関わるものにつきましては、令和 8 年 1 0 月 1 日となっていますとの答弁でした。

標準化が完了した後は、全国的に他の市町村のデータを引っ張ることができるのかとの問いに対して、標準システムとは、国が定めた共通の標準仕様に合わせて統一・共通化する取組で導入されるシステムを指しますので、自治体間のデータ連携を容易にし、行政サービスの効率化、住民サービスの向上を目指すものと認識していますとの答弁でした。

議案第 8 7 号 令和 7 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑・討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

した。

報告は以上です。

○議長（原田恵召君） 委員長報告を終わります。

初めに、議案第85号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第85号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第85号は可決されました。

次に、議案第86号 令和7年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第86号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第86号は可決されました。

次に、議案第87号 令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第87号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第87号は可決されました。

◎日程第11 議案第88号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（原田恵召君） 次に、日程第11 議案第88号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 議案第88号 令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について。

担当係の説明後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

美ヶ原高原郷別荘地管理事業につきまして、委員より、美ヶ原高原郷別荘地には、管理人が常駐しているのかとの問いに対しまして、美ヶ原高原郷別荘地には、共立メンテナンスへ委託し、週5日の管理人が常駐していますとの回答でした。

報告は以上です。

○議長（原田恵召君） 委員長報告を終わります。

議案第88号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第88号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第88号は可決されました。

◎日程第12 議案第89号 上田地域広域連合規約の変更について

○議長（原田恵召君） 次に、日程第12 議案第89号 上田地域広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

阿部社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（阿部由紀子君） 議案第89号 上田地域広域連合規約の変更についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

住民生活課環境温暖化対策係です。

統合型クリーンセンターの建設開始の年度はいつかとの問いに対して、建設は来年度から徐々にやっていると聞いています。令和13年度の運用開始を目指して進めていく予定ですとの答弁でした。

現時点での建設費用の予定を教えてくださいとの問いに対して、7月30日に示された資料によりますと、建設に伴う全体事業費として465億7,000万円となっています。そのうち、市町村負担が368億7,000万円となっており、町の負担分は13億600万円となっていますとの答弁でした。

均等割10%の考え方について、上田市を含めた4市町村がそれぞれ10%ずつ受け持ち、40%分を負担するということか。それとも計算式が違うかとの問いに対して、全体事業費における10%分をそれぞれの市町村が均等に負担するという形になっていますとの答弁でした。

統合クリーンセンターの建設場所はどこかとの問いに対して、現在、上田市秋和に上田市がし尿を搬入している清浄園という施設があるが、清浄園を解体した跡地に建設する予定となっていますとの答弁でした。

報告は以上です。

○議長（原田恵召君） 委員長報告を終わります。

議案第89号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第89号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第89号は可決されました。

◎日程第13 陳情第3号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書

○議長（原田恵召君） 次に、日程第13 陳情第3号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書を議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

阿部社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（阿部由紀子君） 陳情第3号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める陳情書についての審査結果を御報告いたします。

質疑・討論なく採決の結果、全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。
報告は以上です。

○議長（原田恵召君） 委員長の報告を終わります。

陳情第3号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより陳情第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、陳情第3号は採択されました。

ここで10時20分まで休憩いたします。

休憩中に全員協議会を行いますので、そのままお待ちください。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時30分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長及び議員から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、追加した議案は本日審議することに決定いたしました。

◎日程第1 議案第91号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第5号）について
（町長提出）

○議長（原田恵召君） 追加議事日程第1 議案第91号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、審議に付します。

初めに、町長から提出された追加議案について、提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 議案第91号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第5号）について御説明をさせていただきます。

去る12月16日に「『強い経済』を実現する総合経済対策」に関する国の補正予算が国会において可決され、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子供たちの健やかな成長を応援する観点から、ゼロ歳から高校3年生までの児童1人当たり2万円を支給することとされました。

これを受け、迅速に対象世帯の皆様への支給を行うため、物価高対応子育て応援手当の支給に要する経費として、対象見込み児童557人分の給付額と事務費を含みまして1,150万5,000円を計上させていただきました。

なお、事業の財源としまして全額国庫補助とされておりますので、歳入の補正予算を計上させていただきます。

以上、提案理由の概要を申し上げましたが、詳細につきましては審議の際、担当者より説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 続いて、議案第91号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、追加議案書1ページからの議案第91号 令和7年度長和町一般会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。

今回追加で上程いたします補正予算につきましては、先ほどの町長の説明にもありました、国の「『強い経済』を実現する総合経済対策」における物価高対応子育て応援手当に係る補正予算になります。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

最初に、第1条の関係ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億8,032万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

8ページからになります。

歳入につきましては、款の14 国庫支出金で、この事業の国からの補助金1,150万5,000円を計上してございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

款の3 民生費、項の3 児童福祉費、目の1 児童福祉総務費の物価高対応子育て応援手当支給事業といたしまして、節の10 需用費で支給事務の消耗品、節の11 役務費で応援手当の振込手数料や対象者への案内及び支払通知の郵送料を、節の12 委託料では対象者抽出のためのシステム改修委託料、節の13 使用料及び賃借料ではチラシ作成に係るコピー機使用料を計上いたしました。手当支給の事務に係る経費は、合計で36万5,000円を計上させていただいております。

また、事業費といたしましては、節の18 負担金補助及び交付金で、今回の物価高対応子育て応援手当の支給対象児童の見込みが557名ですので、1人当たり2万円の給付で1,114万円を計上してございます。

事務費、事業費を合わせた合計は1,150万5,000円になります。この財源につきましては、先ほど歳入で御説明させていただきました全額国庫負担となっております。

以上、令和7年度長和町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第91号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（原田恵召君） 次に、日程第2 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、丸山高裕さん、小池 充さん、宮谷 昇さん、羽田作衛さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認め、ただいま指名した丸山高裕さん、小池 充さん、宮谷 昇さん、羽田作衛さん、以上の方が選挙管理委員に当選しました。

次に、選挙管理委員補充員については、西依清治さん、荻原正則さん、柳澤孝一さん、今井つや子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認め、ただいま指名した西依清治さん、荻原正則さん、柳澤孝一さん、今井つや子さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選いたしました。

◎日程第3 議員の派遣について

○議長(原田恵召君) 次に、日程第3、議員の派遣についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付したとおりです。

お諮りします。議員の派遣についての記載のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認めます。よって、記載のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第5 総務経済常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第6 社会文教常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第7 広報広聴常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

○議長(原田恵召君) 次に、日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、日程第5 総務経済常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、日程第6 社会文教常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、日程第7 広報広聴常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてまでを一括して議題といたします。

それぞれの委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時42分

○議長(原田恵召君) 会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議員から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認め、追加した議案は本日審議することに決定いたしました。

◎日程第1 意見書案第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書

(議員提出)

○議長(原田恵召君) 日程第1 意見書案第6号 診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書を議題といたします。

意見書案第6号は、先ほど採択された陳情と同趣旨でありますので、提案理由を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認め、提案理由は省略することに決定いたしました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより意見書案第6号を採決いたします。本案について原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（原田恵召君） 以上で、本定例会に提出された案件は全て終了いたしました。したがって、令和7年12月長和町議会第4回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、令和7年12月長和町議会第4回定例会を閉会といたします。

閉 会 午前10時45分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 原 田 恵 召

長和町議会議員 高 田 傑

長和町議会議員 龍 野 一 幸

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員